

嬉野市地域防災計画

3・4編



佐賀県嬉野市

平成27年10月

目次

第3編 震災・津波対策	1
第1章 総則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 地震・津波に関する本市の特性	2
第3節 被害想定	7
第4節 災害に関する調査研究の推進	9
第2章 地震災害予防対策計画	10
第1節 安全・安心なまちづくり	10
第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進	21
第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	50
第4節 市民等の防災活動の推進	51
第5節 技術者の育成・確保	57
第6節 孤立防止対策計画	58
第3章 災害応急対策計画	59
第1節 活動体制	59
第2節 地震、津波の情報伝達	68
第3節 災害情報の収集・連絡、報告	74
第4節 労務確保計画	82
第5節 従事命令及び協力命令	83
第6節 自衛隊災害派遣要請計画	85
第7節 応援協力体制	94
第8節 通信計画	100
第9節 救助活動計画	102
第10節 医療活動計画	104
第11節 消防活動計画	109
第12節 惨事ストレス対策	111
第13節 水防活動計画と二次災害の防止活動	112
第14節 避難計画	113
第15節 応急住宅対策計画	122
第16節 警備活動、交通及び輸送対策計画	124
第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計	128
第18節 広報、被災者相談計画	134
第19節 文教対策計画	139
第20節 公共施設等の応急復旧計画	142
第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画	144
第22節 災害対策用機材、復旧資材等の調達	146
第23節 福祉サービスの提供計画	147
第24節 ボランティアの活動対策計画	149

第 25 節	外国人対策	151
第 26 節	帰宅困難者対策	152
第 27 節	義援物資、義援金対策計画	153
第 28 節	災害救助法の適用	155
第 29 節	行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬	158
第 30 節	廃棄物の処理計画	160
第 31 節	防疫計画	164
第 32 節	保健衛生計画	167
第 33 節	動物の管理、飼料の確保等計画	168
第 34 節	危険物等の保安計画	170
第 35 節	石油等の大量流出の防除対策計画	174
第 36 節	孤立地域対策活動	176
第 37 節	生活再建計画	177
第 38 節	災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール	178
第 4 章	災害復旧・復興計画	180
第 1 節	災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進	180
第 2 節	被災者の生活再建等への支援	184
第 3 節	地域の経済復興の推進	189
第 5 章	津波災害対策	190
第 1 節	災害予防対策計画	190
第 2 節	災害応急対策計画	195
第 4 編	原子力災害対策	211
第 1 章	総則	211
第 1 節	計画の目的	211
第 2 節	計画の性格	212
第 3 節	原子力発電所からの距離	213
第 4 節	災害想定と市の所掌事務	214
第 2 章	災害予防対策	215
第 1 節	各種体制等の整備	215
第 2 節	防災業務関係者に対する研修	219
第 3 節	市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発	220
第 3 章	災害応急対策	221
第 1 節	基本方針	221
第 2 節	文教対策計画	227
第 4 章	災害復旧対策	230
第 1 節	基本方針	230

第3編 震災・津波対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、嬉野市防災会議が作成する嬉野市地域防災計画の一部を構成するものであって、地震災害及び津波被害に対処するための総合的な計画であり、市、嬉野消防署（以下「消防署」という。）及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が、この計画に基づく地震・津波災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 地震・津波に関する本市の特性

第1項 本市の地形、特性

本市の基盤となっている杵島層は約3000万年前に古第三紀を通じて堆積したとみられている。河川は、塩田川が市の中央部を縦断し、吉田川、八幡川など21の支流を抱え有明海に注いでいる。

市西部の嬉野地域は、下宿丘陵が位置し、地質は藤津層と呼ばれる安山岩である。最西端には2000万年前に噴火した虚空蔵山(608m)がそびえ、残丘(モナドノック)の弧峰を形作っている。中央部には唐泉山(410m)があるが、地質的には虚空蔵山と同じく火砕岩と溶岩の互層であり、多良岳の寄生火山として生い立ちを同じくしている。周囲を山、あるいは丘陵に囲まれた盆地の山麓部分では特産品のお茶が栽培されており、総面積の57.5%が林野で占められている。

市東部の塩田地域は、唐泉山と杵島山の間を展開し、なだらかな平野部が水田地帯を形成している。有明海側には、一部干潟の地層があるが、その他は全域が比較的安定した地盤である。

第2項 本市の地盤

地震による被害の大きさは、地盤により著しく異なることが過去の地震例から明らかとなっている。一般的に、地盤が柔らかいほど地震動が増幅され、地層が厚くなるほど長周期の地震動となり、構造物の共振現象や液状化現象を引き起こすことが考えられる。

市内には、軟弱地盤が皆無であり、山間部については岩盤であるので、比較的被害は小さいと思われるが、急傾斜地崩壊危険地域が広く分布し、これについては注意が必要である。

第3項 活断層

断層とは、ある面を境に両側の地層にずれ(くい違い)の見られる地質現象をいい、その中で、地質年代の第四紀(約260万年前から現在の間)に活動した証拠があり、将来も活動する可能性のあるものを活断層という。

地震の発生源となりうるこの活断層については、活断層研究会編「新編日本の活断層」(東京大学出版会 1991年)の認定によることが一般的であり、これには、存在の確かさ(確実度)、過去における活動の程度(活動度)等が評価されている。県内の活断層は、確実度、活動度ともに小さい。川久保断層が最大であるが、活動度はそれほど高くないとされている。

地震は、県境を越えて被害をもたらすので、県内だけの活断層ばかりでなく、佐賀県に被害をもたらすような県外活断層にも注意を払う必要がある。

この文献によると、本市に影響を与えるとみられる主な活断層は次のとおりである。

活断層名	所在地	長さ	確実度	活動度
川久保断層	佐賀市、神埼市	8.8 km	Ⅱ～Ⅲ	
男女神社付近	佐賀市、小城市	3.5 km	Ⅱ～Ⅲ	
真名子～荒谷峠付近	唐津市、福岡県	6.0 km	Ⅱ	
西葉(さえ)断層	鹿島市	3.5 km	Ⅱ	C
水縄(みのう)断層*	福岡県	24.1 km	I～Ⅱ	B、C
大村-諫早付近断層帯	長崎県	22.0 km	Ⅱ	C
城山南断層	唐津市	19.5 km		

(注) 確実度 I：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度 1～10 m/千年

B：〃 0.1～1 m/千年

C：〃 0.1 m以下/千年

*水縄断層は、動く間隔が1万2千年程度と非常に長く、最新活動時期は1300年前(西暦679年：筑紫地震)と推測され、断層活動による大規模な地震(マグニチュード7程度)の差し迫った発生の可能性は小さいとの調査結果が発表されている。

*城山南断層は、「新編日本の活断層」には記載されておらず、九州電力株式会社による独自調査結果を参考に記載している。

第4項 これまでの地震・津波災害

1 地震災害

(1) 日本は、環太平洋地震帯に位置する世界でも有数の地震国であり、過去からたびたび大地震に見舞われ甚大な被害を受けてきたが、2013(平成25)年までに本県において発生した記録に残る地震では、2005(平成17)年3月20日(震央 福岡県北西沖)に発生した地震により、みやき町で県で初めて震度6弱を観測し、他の市町においても震度5強～3となった。

発生頻度としては、2004(平成16)～2013(平成25)の間で福岡県北西沖地震が発生した2005年を除けば、震度1以上の有感地震発生回数が年8回程度、震度は3以下がほとんどで、震度4以上の地震は、近年では2014(平成26)年3月14日(震央 伊予灘)であり、その被害は大規模ではなく津波被害もなかった。

(2) 平成17年3月20日(震央 福岡県北西沖)に発生した地震では、本市も震度5弱を観測し、一部の建物において、屋根瓦の落下、壁面の亀裂、窓ガラス破

損等の被害が見られた。

<<佐賀県における過去の主要被害地震>>

発生年月日	震央地名	地震の規模 (マグニチュード)	記事
679年-月-日 (天武7年)	筑紫国	6.5~7.5	家屋倒壊多く、幅6m、長さ10kmの地割れを生ず。
1700年4月15日 (元禄13年2月26日)	壱岐・ 対馬	7.0	佐賀・平戸(瓦落ち)有感。
1703年6月22日 (元禄16年5月9日)	小城	不明	古湯温泉の城山崩れ、温泉埋まる。
1769年8月29日 (昭和6年7月28日)	日向・ 豊後	7.7	佐嘉表も大地震、町家の外瓦等崩落、川原小路屋敷大破。
1792年5月21日 (寛政4年4月1日)	雲仙岳	6.4	佐賀領、鹿島領、蓮池領で死者18名、流家59棟 (眉山崩壊による津波被害)
1831年11月14日 (天保2年10月11日)	肥前	6.1	肥前国地大いに震い、佐賀城石垣崩れ、領内潰家多し。
1889年7月28日 (明治22年)	熊本	6.3	神埼郡齊郷村の水田、四・五町破裂して、黒き小砂噴 き出す。佐賀郡、藤津郡、杵島郡で家屋の倒壊あり。
1898年8月10~12日 (明治31年)	福岡県 西部	6.0	糸島地震。唐津でラムネ瓶倒れる。壁面に亀裂。
1929年8月8日 (昭和4年)	福岡県 雷山付近	5.1	佐賀、神埼両郡の所々で壁に亀裂、崖崩れ、三瀬村で 器物の転倒。
1931年11月2日 (昭和6年)	日向灘	7.1	佐賀市で電灯線切断の小被害。
1946年12月21日 (昭和21年)	南海道沖	8.0	佐賀、神埼、杵島各郡で家屋の倒壊あり。 佐賀地方も瓦が落ち、煙突が倒れたところもある。
1966年11月12日 (昭和41年)	有明海	5.5	佐賀市内で棚の上のコップや花瓶落下。 陶器店の大皿割れる。神埼、唐津でガラス破損。
1968年4月1日 (昭和43年)	日向灘	7.5	佐賀市及び佐賀、神埼両郡で高圧配電線2か所切断、 家庭用配線9か所切断。
1987年3月18日 (昭和62年)	日向灘	6.6	大きな被害なし。
2001年3月24日 (平成12年)	安芸灘	6.7	大きな被害なし。
2005年3月20日 (平成17年)	福岡県 北西沖	7.0	みやき町で震度6弱を観測、 人的被害 重傷1名、軽傷14名 家屋被害 半壊1件、一部損壊136件
2006年3月20日 (平成26年)	伊予灘	6.2	大きな被害なし。

(資料) 福岡管区気象台要報第25号(昭和45年3月)、第36号(昭和56年2月)

佐賀県災異誌第 1 卷（1964 年 3 月）、第 2 卷（1974 年 3 月）

日本被害地震総覧（1996 年）

福岡管区気象台災害時自然現象報告書 2005 年第 1 号（平成 17 年 4 月）

第3節 被害想定

第1項 基本的な考え方

嬉野市は、プレート・テクトニクス論による海洋性の巨大地震の震源となるプレート境界面からは距離があるため、これによる大規模な地震災害の可能性は低いと考えられる。また、活断層に起因する内陸地震についても、本市近辺にある活断層は确实度、活動度とも小さく、大地震発生の可能性は低いと考えられる。さらに、過去、佐賀県に被害をもたらした地震は、震度6弱以上のものはないなど、県内における地震での大規模な被害は考えにくい条件がそろっているとされてきた。

しかし、平成17年3月20日に発生した福岡県北西沖を震源とする地震では、県内ではじめて震度6弱を記録し、嬉野市内でも震度5弱を記録し、地震はいつでもどこでも起きるものである。

また、日本は世界でも有数な地震国であり、他地域ではたびたび大きな地震が発生している状況にある。

これらのことを勘案し、本市の地域防災計画の震災対策をより実践的なものとするうえで、市域内にどういった地震災害が発生するおそれがあるのか、また発生した場合の被害はどうなるのかという想定被害を把握し、これにも対応できる内容とすることが必要と考える。

このため、本市においては、県が「佐賀県地震・津波等減災対策調査」（平成21年度）を実施し、その結果をもとに定めた佐賀県地域防災計画の被害想定の内容を参考にして、この計画の被害想定を定めることとした。

第2項 想定地震の設定

想定地震の設定にあたっては、防災対策の前提となるものであり、常に最悪の事態の発生を考慮する必要がある。

県地域防災計画においては、震源が川久保断層系で、規模はM6.8の想定地震を設定されているが、これは活動すれば被害が最大となると考えられる。その際、市における規模は一部M5強になり、その他の市内はM4以下と予想される。

市へ影響を及ぼす活断層としては長崎県の「大村ー諫早付近断層帯」の影響が大きいと想定される。その規模はM7.1の想定地震を設定されており、市における規模は隣接する山間部でM6弱になり、その他の市内はM5強以下と予想される。

なお、この設定は、大村ー諫早付近断層帯が将来地震を起こすという予測や可能性を示したものではない。また、他の断層による地震が発生する可能性を否定したものではない。

第3項 被害の想定

県地域防災計画においては、第2項の想定地震をもとに、建築物の状況、地盤の特性、人口の分布状況など被害の原因となると考えられる要素を考慮して、統計的に推定された想定被害の概要が示されており、このうち主な本市関係分は、次のとおりである。

1 予想地表面加速度及び予想震度

地表面加速度については、山間部で地盤が岩盤となっていて、軟弱地盤がないため250gal（震度6弱相当）未満にとどまる。

2 液状化予測

軟弱地盤がないため、液状化は起こりにくいと考えられる。

3 浸水被害予測

河川からの浸水被害としては、満潮時に被災した場合、塩田町の一部において発生する可能性がある。

4 伏在（ふくざい）断層への注意

地震の発生による断層は、目視できる各種断層と、断層運動によるずれが地下深部でのみ生じたり、または、ずれた後に急激に土砂で埋められたりして、地表では確認できない伏在断層がある。

現在、本市に活断層は見つかっていないが、伏在断層により大地震が発生することも考えられ、日頃から震災に対する備えが必要である。

第4節 災害に関する調査研究の推進

同時かつ広範囲に、大規模な被害を生じる地震・津波災害に対して、総合的、計画的な防災対策を推進するためには、社会環境の変化に応じて、災害要因の研究、被害想定により一層の充実を図っていくことが重要である。

このため、県などが実施する地震・津波災害に関する各種の調査研究の成果に着目し、本市に係わる震災予想などについて注視し、その結果を考慮した震災対策に努める。

第2章 地震災害予防対策計画

第1節 安全・安心なまちづくり

市及びその他の防災関係機関は、以下の施設等整備や対策の推進等を図るものとし、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に務めるものとする。

第1項 市域保全施設の整備

1 地盤災害防止施設等の整備

(1) 治山施設の整備

ア 森林整備保全事業の推進

市は、森林の維持造成を通じて、地震に起因する山地災害から市域を保全し、安全で住み良いまちづくりを目指して、治山施設の整備を推進する。

イ 山地災害危険箇所の点検

市は、山地災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、危険な地区を中心に点検を行うものとする。また、地震後にも、速やかに点検を実施するものとする。

ウ 山地災害危険箇所の周知等

市は、山地災害危険箇所について県と連携し地域市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(2) 砂防施設の整備

市は、県と連携して、土砂災害を未然に防止するため、梅雨期・台風前期には、砂防指定地の点検を実施する。

また、市は、土石流発生の危険性が高い溪流について、県と連携し地域市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達の整備に努める。

(3) 地滑り防止施設の整備

市は、地滑り防止区域について、県と連携し地域市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 急傾斜地崩壊防止事業の推進

市及び県は、地震に伴う急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設の整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域の点検

県は、市と共同して、急傾斜地崩壊による災害を未然に防止するため、梅雨期・台風期前には、急傾斜地崩壊危険区域の点検を実施する。

ウ 傾斜地崩壊危険区域の周知等

市は、急傾斜地崩壊危険区域について、県と連携し地域市民に周知を図るとともに、雨量等の情報提供を行い、迅速な情報伝達体制の整備に努める。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
急傾斜地崩壊防止事業	急傾斜地崩壊危険区域における擁壁工など	県・市

(5) 土砂災害のソフト対策

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害（土石流・地すべり・崖くずれ）から住民の生命及び身体を保護するために、嬉野市内の土砂災害が発生するおそれのある箇所について「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称【土砂災害防止法】）の規定に基づく土砂災害警戒区域の調査を実施し、市長意見を聞いて土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として、土砂災害により著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定し、次の措置を講じるものとする。

- (ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する制限（許可）
- (イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- (ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- (エ) 勧告による移転者への融資及び資金の提供

イ 土砂災害警戒情報の提供

市は、関係機関の協力を得ながら、防災行政無線、広報車、携帯電話の速報メール（株式会社NTTドコモが提供するエリアメール、KDDI株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メールを言う。以下同じ）など保有するあらゆる手段を用い住民に迅速かつ的確に伝達する。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害の危険度が高まった場合、佐賀地方気象台及び県とが共同して、土砂災害警戒情報を発表する。

ウ 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の当該警戒区域における土砂災害の防止をするために必要な警戒避難体制に関する下記の事項について、予め定めるものとする。

(ア) 避難勧告等の発令等

市は、関係機関と協議し、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準を予め設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所について周知を行う。

(ウ) 避難勧告等の発令対象区域

土砂災害警戒区域、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を考慮し、避難勧告の発令対象区域を指定する。

(エ) 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害発生状況についての情報等についての情報の収集及び伝達体制を定め、住民への周知を行う。

(ウ) 避難所の開設・運営

土砂災害に対して安全な避難所の一覧表、開設・運営体制避難所状況の伝達方法について定める。

(カ) 要配慮者への支援

要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制を定め、要配慮者情報の共有を図る。

(6) 採石災害防止対策の推進

ア 採石業者への指導監督の強化

市は、砕石採取場の認可にあたり、採取の場所、面積、期間、採取跡地に対する措置について確認するとともに、認可後危険が予想される岩石採取場等については、県と連携をとりながら、適宜、点検等を通じて、災害防止についての必要な指導を行うものとする。

イ 採石跡地の緑化対策

市は、採取場跡地の緑化推進のため、県及び関係機関とともに植生についての調査研究等を行い、地権者、採石場者に対し災害防止、自然の回復に努めるよう必要な指導を行うものとする。

(7) 災害危険区域内の災害危険住宅等の移転の推進

市は、崖地の崩壊及び土石流等により市民の生活に危険を及ぼす恐れのある区域から危険住宅の移転を促進する。(嬉野市地滑り等危険地域における住宅移転の助成に関する条例(平成18年条例第143号))

(8) 地盤の液状化対策の推進

市は、液状化の発生する可能性のある地域において公共施設を設置する場合、液状化の発生を防止する対策又は液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策などを実施する。

また、浅部の地盤データの収集とデータベース化等の推進を図るとともに、その結果に基づいて液状化対策を適切に実施し、住民への情報提供に努める。

2 河川、下水道、ため池施設の整備

(1) 河川関係施設の整備事業の推進

河川管理者は、堤防、ダム、水門、排水施設などの河川関係施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づいて、緊急性の高い箇所から計画的、重点的に耐震性の確保に努める。

また、水門・樋門等の施設操作の自動化や遠隔操作化に務め、操作に当たっては、対応にあたる者の安全に務めるものとする。

(2) 下水道施設の整備

下水道管理者は、地震に対する安全性を確保するため、雨水幹線水路及び排水場等の計画的な整備に努める。

また、日常の巡視及び点検を実施するとともに、地震後には速やかに点検するものとする。

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
公共下水道事業	市の浸水被害を防除するための施設整備を行う	市

(3) ため池施設の整備

ア ため池の整備の推進

ため池の管理者は、老朽化の著しいもの又は決壊により著しい災害をもたらす可能性のあるため池について、現地調査を実施するなど、施設の危険度を判定し、必要があれば補強を実施するなどその適切な管理に努める。

イ ため池の危険度の周知等

ため池の管理者は、堤防決壊時の危険区域について地域市民に周知するとともに、災害時の連絡体制の整備に努める。

第2項 公共施設、交通施設等の整備

市、国、県及びその他防災関係機関は、災害対策の中核となる庁舎、避難所となる学校や公民館、さらに病院など、災害応急対策を実施する上で重要な拠点となる公共施設について、耐震性の向上を図り、倒壊防止に努める。

また、主要な道路等の交通施設についても、当該施設の管理者は、耐震点検の実施、耐震化の促進を計画的に進め、施設の安全性を確保するとともに、ネットワーク化を図る。

1 構造物・施設等の耐震設計の基本方針

(1) 供用期間中に1～2程度発生する確率を持つ一般的な地震動に対して、機能に重大な支障が生じないこと。

(2) 直下型地震又は海溝型大地震に起因する高レベルの地震動に対して、人命に重大な影響を与えないこと。

(3) 構造物・施設等のうち次のものについては、重要度を考慮して、高レベルの地震動に対しても、他の構造物、施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

ア 一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるもの

イ 地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの

ウ 多数の人々を収容する建築物等

(4) 構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策についても検討する。

2 公共施設等の耐震性の確保

市及び消防署は、昭和56年の建築基準法改正前の耐震基準により建築された公共施設等（特に、各庁舎、避難所となる学校・公民館等の施設、病院等施設）について、防災上の重要度を考慮し、年次毎に耐震診断目標数値を設定し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

なお、避難所となる学校・公民館等の施設に必要な応じて、防災広場、男女別シャワー室、備蓄のためのスペースを整備し、避難所としての機能を向上させる。

《防災上重要な施設》

施設の種類	施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	塩田庁舎、嬉野庁舎、消防署、鹿島警察署 嬉野幹部派出所など
救護活動施設	消防関係施設、保健センター、病院
避難所として位づけられた施設	学校、公民館、集会施設、公園など
多数の者が利用する施設	図書館、集会施設、福祉施設など

3 交通施設の耐震性の確保

主要な道路等の交通施設は、市民の社会経済活動に不可欠なものであり、また、震災時の応急対策活動に重要な役割を果たすことから、大規模災害発生時の輸送確保に務めるものとする。

(1) 道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市道等の各道路管理者、県警察（公安委員会）は、災害時の避難及び緊急物資の輸送に支障が生じないよう施設等の点検を実施し、必要に応じて耐震性の強化を推進する。

また、道路管理者は、落石、法面等の通行危険箇所について点検を実施し、必要があれば予防工事を実施し、危険箇所の解消を図るとともに、災害時には迅速な通行止など危険回避措置を実施できるよう体制の整備に努める。

(特に重点とする施設)

- ア 橋梁及び横断歩道橋
- イ トンネル
- ウ 信号機
- エ 落石等通行危険箇所対策

《主な事業の内訳》

事業名	事業内容	事業主体
道路事業	道路の新設・改良、補修の実施	国 県 市
街路事業	都市計画街路の新設・改良の実施	
交通安全事業	歩道の新設・改良、補修の実施	
道路防災事業	落石等危険箇所の整備	
橋梁補修事業	落橋防止対策等耐震対策の実施	

(2) 臨時ヘリポート

市は、災害応急対策に必要な人員、物資等の集積拠点となる輸送拠点施設等に災害時に活用できる臨時ヘリポートを整備するよう努める。

第3項 ライフライン施設の機能の確保

上下水道、電力、電話、ガス、石油、石油ガス等のライフライン施設は、市民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことができないものであり、また、地震発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

また、ライフラインの被災は、安否確認、市民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことになる。

このため、ライフライン事業者は、耐震点検の実施、耐震化、地震災害後の復旧体制の整備、資機材の整備等をおこなうものとする。特に3次医療機関などの人名に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保にも努める。

更に、地震後におけるライフラインの安全性・信頼性の向上等質の高いまちづくりに不可欠な電線類の地中化を効果的に進める電線共同溝（C・C・BOX）等については、迅速な復旧の観点から架空線との協調も考慮し、計画的に整備するほか、行政機関とライフライン各事業者の連絡協議体制の強化を図る。

1 水道施設の整備

(1) 水道施設の耐震化

水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、重要度の高い基幹施設や防災上重要な施設への給水施設等を中心として耐震診断を行い、その結果に基づき、施設の新設・拡張に併せて計画的に努める。

（重要度の高い基幹施設）

- 浄水場、配水池の構造物
- 主な管路

（防災上重要な施設）

- 医療機関、社会福祉施設等

(2) 水道施設の点検・整備

水道事業者等は、水道施設について、巡回点検を実施するとともに、老朽施設（管路）を計画的に更新する。

ア 耐震性の高い管材料の採用

イ 伸縮可能継手の採用

(3) 断水対策

水道事業者等は、系統の多重化による補完機能の強化や基幹施設の分散化を図り、緊急時の生活用水の確保に努める。また、断水に備えて、応急給水の拠点となる配水池等、貯水施設の整備に努めるとともに、水道事業者間等の相互応援体制を整備しておくものとする。

(4) 資機材、図面の整備

水道事業者等は、必要な資材を把握し、予め調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

2 下水道施設

(1) 下水道施設の耐震化

市は、下水道施設の耐震対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）などに基づき下水道施設の耐震設計を行い、ポンプ場、処理場等の耐震化や停電対策等に努める。

(2) 下水道施設の保守点検

市は、下水道施設について巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所等の改善を実施する。

(3) 資機材、図面の整備

市は、必要な資機材について、予め調達方法・保管場所等を定めておくとともに、日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握しておくものとする。

3 電力施設等の整備

(1) 電力施設の耐震化

九州電力株式会社は、災害対策基本法第39条に基づき定めた「九州電力株式会社防災業務計画」により、電力設備の耐震対策を実施する。

(2) 電気工作物の巡視、点検、調査等

ア 九州電力株式会社は、電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、更に事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合は特別の巡視）を実施する。

イ 九州電力株式会社は、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等出火にいたる原因の早期発見と改修に努める。

4 電気通信設備等の整備

(1) 電気通信事業者（西日本電信電話株式会社佐賀支店、株式会社N T T ドコモ、KDDI 株式会社を含む。以下本編において同じ。）は、被害の発生を未然に防止す

るため、次のとおり電気設備及び付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の高信頼化のための整備を推進する。

(2) 電気通信システムの耐震化

電気通信事業者は、被害が発生した場合においても、通信を確保するため、により通信網の整備を推進する。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 基幹的設備を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を促進する。

エ 主要な電気通信設備については、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2重ルート化を推進する。

5 バックアップ対策の促進

市は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、災害により情報システムに障害が発生した場合であっても、業務の中断を防止し、また、それを早期に復旧できるよう ICT 部門の業務継続計画の策定に努める。

また、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

第4項 建築物等の耐震性の確保

1 特定建築物

市は県等と連携し、旅館等多数の者が利用するなど特定の建築物の所有者に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成8年法律第123号）に基づき、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう、その指導に当たる。

2 一般建築物

市は、建築確認申請等を通じ、耐震化の促進を図るとともに、市民への啓蒙を行い、建築物耐震診断技術者の養成、活用し、既存建築物の耐震診断、耐震改修を進める。

3 落下物、ブロック塀等

市は、建築物の所有者等に対し、天井材等の非構造部材や看板等の落下物防止対策やエレベーターにおける閉じ込め防止等の取組みを指導する。

また、ブロック塀や家具等の倒壊を防止するため、施設関係者に対し築造時の建築確認等の機会を促して正しい施行のあり方及び既存のものの補強の必要性について指導を徹底するとともに、所有者への啓蒙を行い、特に通学路、避難路、人通りが多い道路沿いに設置してあるものについては、耐震化を促進する。

4 文化財

文化財所有者又は管理者は、国・県・市指定の文化財等及びこれらを収容する資料館等の建築物について、国・県等の指導により、これらの文化財等の耐震性の確保に努める。

また、国・県・市指定の「建造物」・「伝統的建造物群保存地区」については、国・県等の指導により、現状の把握、耐震化の向上及び応急防災施設の整備に努める。

第5項 危険物施設等の保安の強化

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性物質施設などの施設管理者等は、耐震点検を行うとともに、その結果に基づき必要あれば、緊急性や施設の重要性を考慮して計画的に施設の耐震改修の実施に努める。

市は、法令等のに基づき、保安教育、自衛防災組織の充実強化など適切な予防措置を取るよう施設管理者等に対して指導する。

1 危険物

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所～消防法（昭和23年法律第186号）別表に定める危険物を指定数量以上製造、貯蔵又は取扱をする建築物、工作物等）について、その管理者等は、施設の基準や点検義務の規定を遵守するとともに耐震化に努める。

(2) 保安指導等の強化

ア 監督指導の強化

消防署は、消防法の規定のに基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合した状態を維持するよう指導監督を行うものとする。

イ 消防体制の強化

消防署は、危険物の性質及び数量を常に把握し、危険物施設を有する取扱事業所等ごとの予防規程等の作成を指導する。

(3) 取扱事業所等の自主保安の強化

ア 法令等の遵守

危険物施設の管理者等は、消防法の規定を遵守するとともに、予防規定の内容を常に取扱事業所等の操業実態に合ったものとし、危険物の災害予防に万全を期するものとする。

イ 事業所間の協力体制の確立

危険物施設の管理者等は、隣接する取扱事業所等間の自衛消防の相互応援の促進を図るとともに、消火剤、流出油処理等の防災資機材の備蓄に努める。

ウ 保安教育の充実

危険物施設の管理者等は、毎年6月に全国的に実施される「危険物安全週間」等の機会をとらえて、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自衛防

災組織の充実強化に努める。

2 高圧ガス、液化石油ガス（L Pガス）

施設の保全及び耐震化

高圧ガスを製造する者、販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、高圧ガス施設について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく耐震構造とするなど、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに耐震化に努める。

3 火薬類

施設の保全及び耐震化

火薬類施設（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に規定する火薬類を製造又は貯蔵する施設）について、その事業者は、当該法令に基づく構造とし、維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

4 毒物・劇物

施設の保全及び耐震化

毒物・劇物取扱者等は、毒物・劇物施設のうち消防法、高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、法に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。また、前2法により規制を受けない毒物・劇物施設については、県は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に基づき、保健衛生上必要に応じ立入検査を実施するとともに、耐震化の推進に努める。

5 放射性物質

施設の保全及び耐震化

放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素等の使用者等」という。）は、放射性物質取扱施設について、放射性同位元素などによる放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づく技術基準の遵守や施設の維持管理の徹底を図るとともに、耐震化に努める。

第6項 都市の防災構造の強化

地震災害に強い都市づくりを進めるため、都市内公共空間の整備と市街地の面的整備を推進する。

1 防災空間、防災拠点の体系的整備

市は、市街地を自立的な防災ブロックにより構成し、各ブロック内において防災

活動の拠点及び市民の避難地を体系的に整備する。

(1) 防災ブロックの形成

市は、都市基幹公園等の広域避難地及び住区基幹公園等の一次避難地を計画的に配置・整備し、避難地や救援物資の集配所等の救援活動拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに市街地における緑地等の延焼遮断帯の確保を図る。

(2) 市民の避難路の確保

市は、市民が安全に歩いて避難地に到着できる十分な幅員を有する避難路の整備を図り、多重性・代替性の確保が可能となる都市内道路を総合的・計画的に整備する。

(3) 防災対策の推進

市は、市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、準防火地域の指定等を統計的に行い、地域内の防火対策を推進する。

2 都市の再開発の促進

(1) 土地区画整理事業の推進

市は、安全な市街地の形成を図るため、住宅地と都市計画道路、地区内道路、公園などの公共施設の一体的整備を実施できる土地区画整理事業を推進する。

(2) 市街地再開発事業等の推進

市は、既成市街地における住宅等建築物の耐震化・不燃化、公園緑地、街路などのオープンスペースの確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、地震災害に強い都市づくりを推進する。

第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進

第1項 情報の収集・連絡体制及び応急体制の整備等

市及び各防災関係機関は、地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、各機関の連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化など体制の確立に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るとともに、住民に対して迅速かつ的確に情報を伝達できる体制を整備するものとする。

また、通信連絡のための手段の確保を図るため、画像情報の収集・伝達機能の強化、情報通信施設の耐震性の強化、停電対策、危険分散、さらに通信のバックアップ対策などの推進に努める。

なお、時間の経過により、必要な情報が変化していくことに鑑み、市及び各防災関係機関は、予め発災後の経過に応じて関係者に提供すべき情報について整理しておくものとする。

1 情報の収集、連絡・伝達体制の整備

(1) 関係機関相互の連絡体制の整備

市及び各防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努め、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

また、市は、関係機関と防災情報を共有するために防災情報の形式を標準化し、集約のできように務める。

なお、市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることが出来る仕組みの構築に務める。

(2) 多様な情報収集手段の整備

市及び各防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を構築するとともに、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備することにより、報道機関、民間企業、市民からの情報など多様な災害関連情報の収集体制の整備に努める。

(3) 被災者等に対する情報伝達体制の整備等

市及び防災関係機関は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るとともに、被災者に対して必要な情報が確実に伝達・共有されるよう情報伝達の際の役割・責任等の明確化に務めるものとする。

また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、旅行者等情報入手が困難な者に十分配慮しながら、報道機関に加え、防災行政無線のほか緊急速報メール等を活用し、警報等の住民への伝達手段の多重化・多様化に務めるものとする。

(4) 観測施設・情報伝達システム等の維持及び整備

市及び各防災関係機関は、災害時の初動対応等に遅れが生じないように、観測施設・設備の維持及び整備充実に努める。また、防災情報システム、震度情報ネットワーク及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)、臨時災害放送局の活用等災害情報を瞬時に市民へ伝達するシステムの維持及び管理する他、住民に対しラジオを常備するよう啓発に努める。

2 情報収集機能の充実

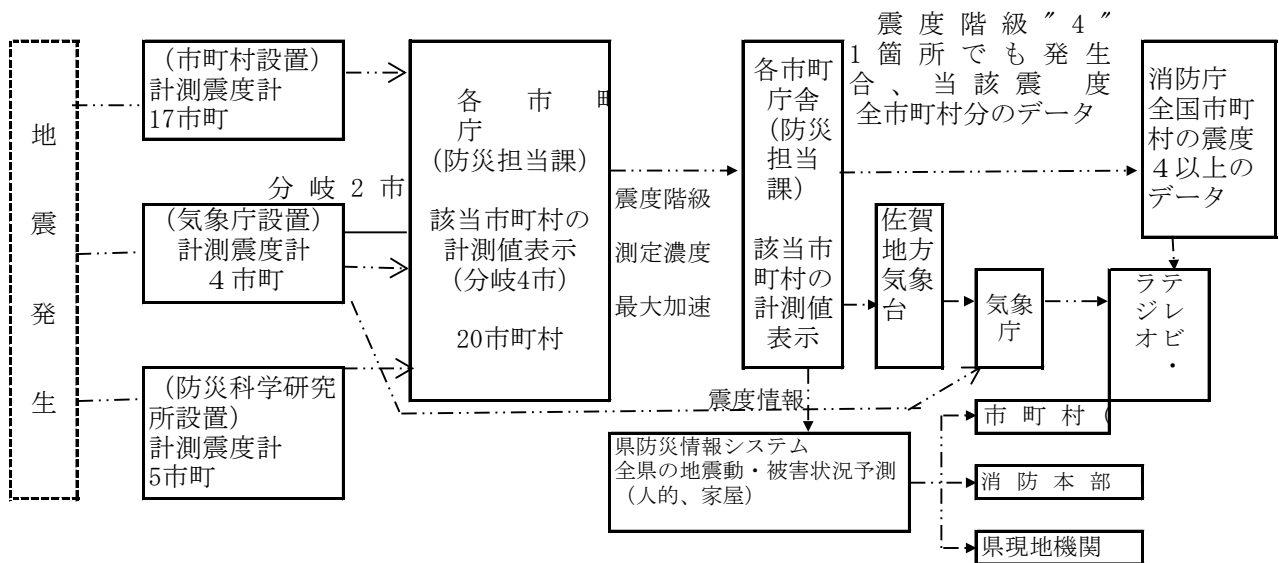
(1) 震度情報ネットワークシステムの充実

ア 市は、大規模地震が発生した場合に、既設の計測震度計により震度情報を収集するとともに、被害の全体像を早期に推定把握し、迅速な初動活動を実施する。

(これらの情報は、消防庁及び佐賀地方気象台に自動発信される。)

イ 県計画等により、地震発生時に自動的に送られてくる震度情報をもとに、全県の地震動、家屋被害状況、人的被害状況等を即時に推進するシステムの整備を図る。

(2) 【佐賀県震度情報ネットワークシステム図】



3 防災情報システムの整備

市は、県と連携し防災情報、災害情報の迅速な処理、災害の予測を図るため、情報通信技術を活用した、防災情報システム等の整備を図る。

(1) 防災情報システムの概要

防災情報システムは、気象情報、被害情報などの各種情報や、画像情報等の多様な情報を一元的に収集・管理し、各関係機関に提供するシステムである。このシステムにより、必要な情報が、正確・迅速に共有できるようになり、より確実

な防災対策を講じることが可能となる。

(2) 防災情報システムの主な機能

- ア 一斉指令システム（気象予・警報、地震情報等）
- イ 被害者情報システム（人的・住家・道路被害情報等）
- ウ 防災地図情報システム（各種被害情報に基づく地図作成）
- エ 画像情報システム（各種画像情報）

(3) 防災情報システムの平常時の活用

平常時においては、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化等を図ることで、防災体制の充実に資する。

4 災害情報提供システムの整備

市及び県は、防災情報、災害情報等を市民等へ提供するため、災害情報提供システムの整備を図る。

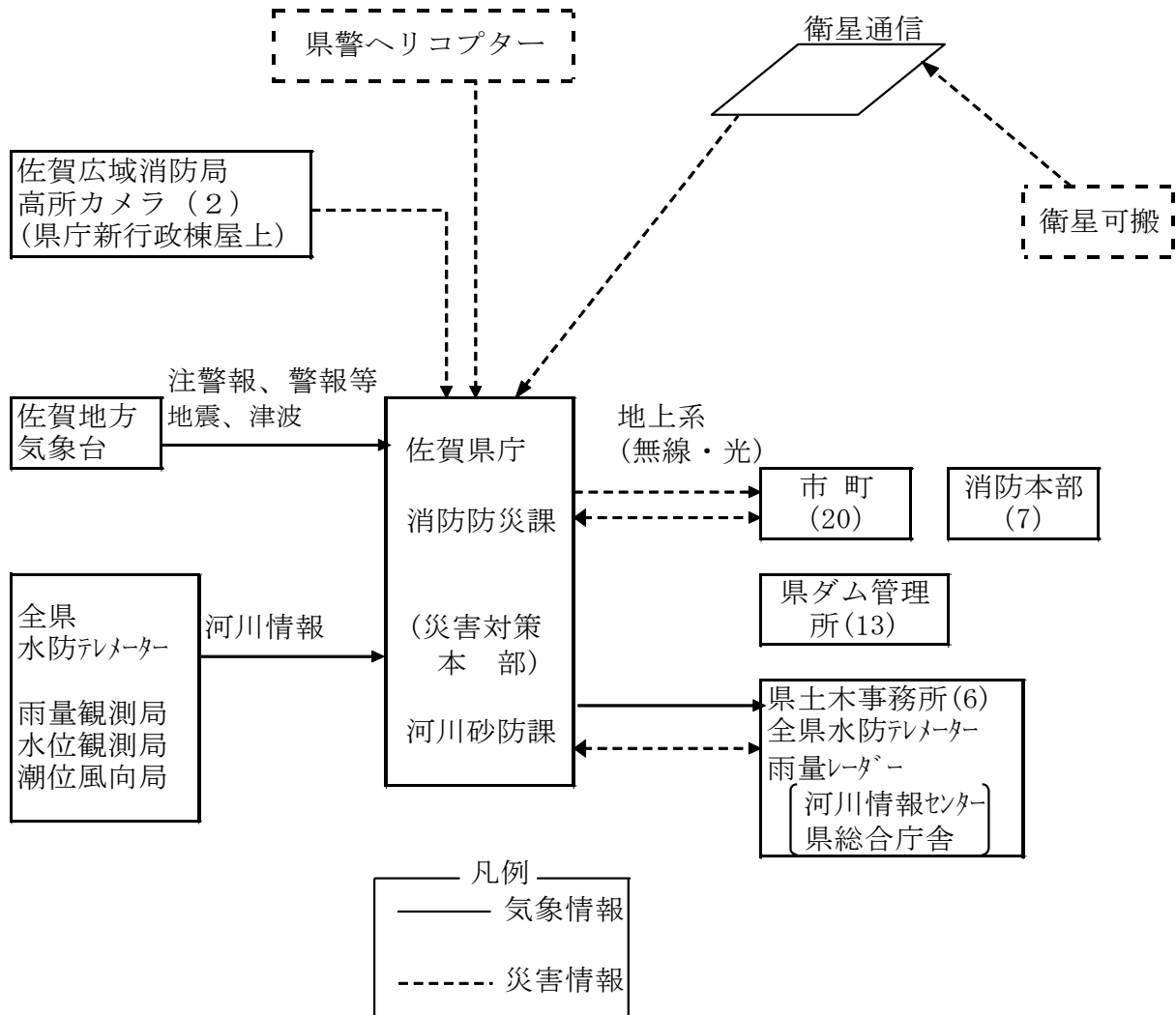
(1) 災害情報提供システム

災害情報提供システムは、気象情報、防災情報、交通情報等の各種災害関連情報を、県ホームページやメールで提供し、県民の防災活動に資する。

(2) 主な災害情報提供システム

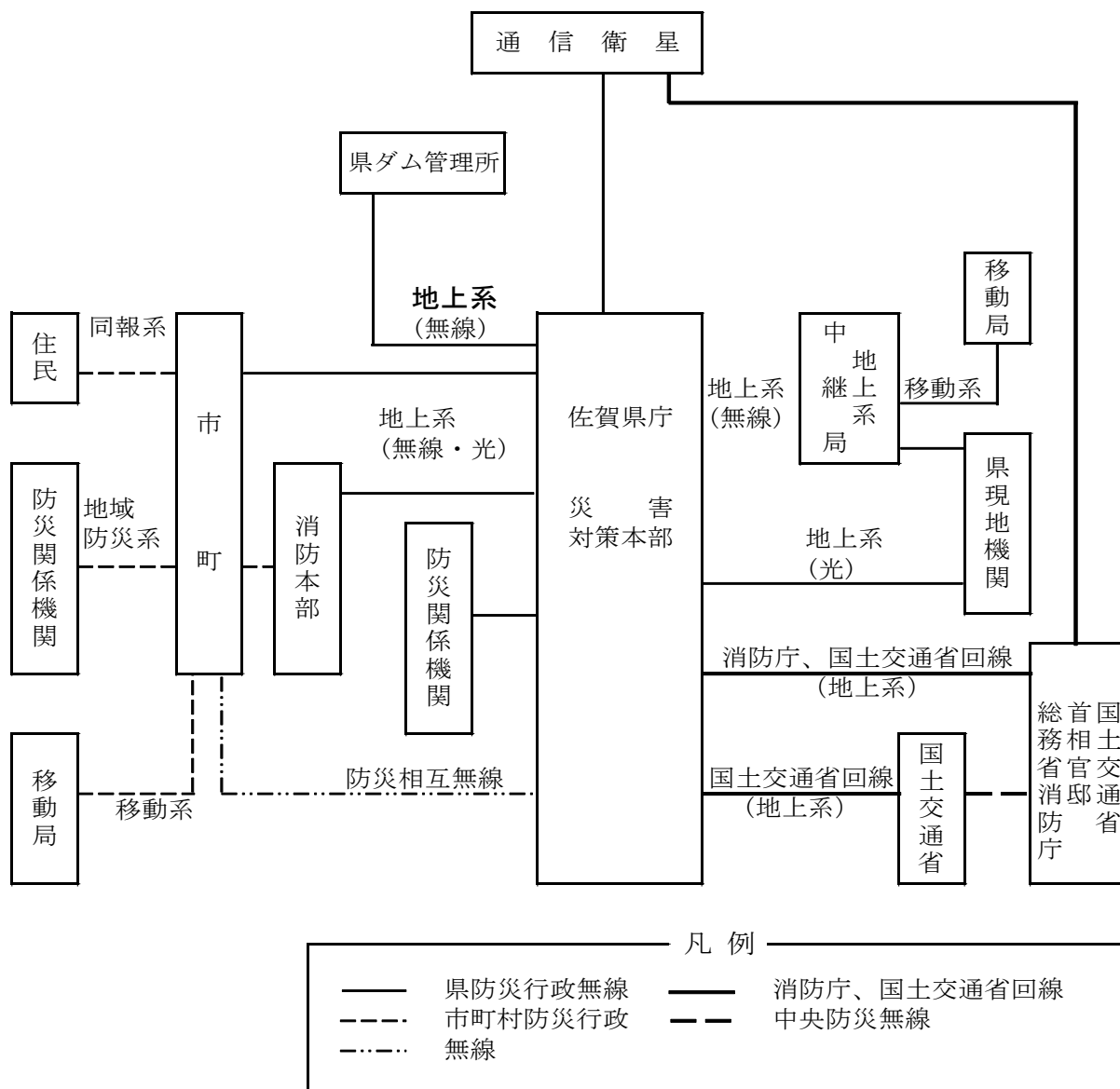
- ア 防災ポータルサイト（県ホームページによる情報提供）
- イ 携帯端末向けホームページ（携帯端末への情報提供）
- ウ 緊急情報メールサービス（登録した市民へのメールによる情報提供）

【 防災情報連絡系統図 】



5 情報連絡手段の整備

【 通 信 系 統 図 】



(1) 県防災行政通信施設

防災行政通信施設は、災害時における迅速かつ的確な情報収集・伝達手段の確保を図るため、基幹的な通信基盤である。この施設は、県現地機関、県警察、市町、消防機関、自衛隊、国、防災関係機関を結ぶ、重要な通信施設であり、震災時においてもその機能が十分発揮できるよう、施設の耐震性を確保するとともに、庁舎用非常用電源の設備に関し、平素からの的確な操作の徹底等停電対策を充実する。

また、県が行う防災行政通信施設の二重化を推進し、緊急時における防災情報を直接市民へ提供することができるよう、市町防災行政無線との接続を図り、大規模地震時における情報通信機能の確保、強化に努める。

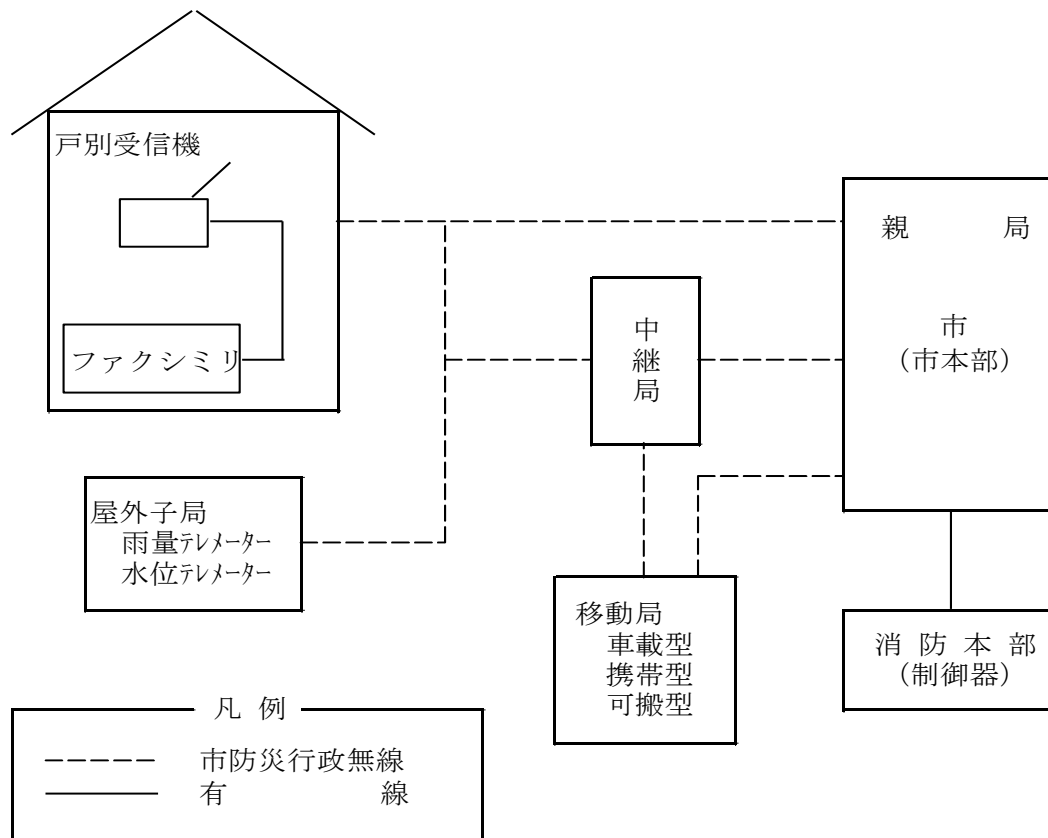
(2) 市防災行政無線等の整備充実

市は、市民への情報伝達が迅速に行えるよう、市防災行政無線（同報系）を整

備し、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連動させるなど施設・設備の整備及び管理に万全を期すとともに、地震災害時にも有効に活用できるよう活用方法の周知に努める。

(3) 市防災行政無線系統

【市防災行政無線系統図】



6 電気通信事業者による通信網の整備

電気通信事業者は、地震災害時における情報通信の重要性を考慮し、通信手段を確保するため、主要な電気通信設備等の耐震及び耐火構造化等通信設備の被災対策を行うとともに、主要な電送路構成の多ルート又はループ化、基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、主要な電気通信設備等への予備電源の設置、通信が^{ふくそう}輻輳した際の対策推進、などによる電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取り組みを推進する。

また、市は緊急速報メール等を活用し、指定したエリア内の携帯電話利用者に被災・避難情報などを提供する。

(※^{ふくそう}輻輳とは、物が1ヶ所に集中し混雑すること)

7 災害用伝言サービス活用体制の整備及び緊急速報メールの活用

(1) 災害にともない被災地への通信が^{ふくそう}輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社

の「災害用伝言サービス（名称 災害伝言板）」について、市民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

- (2) 市は、平常時において県及び西日本電信電話株式会社と連携し広報誌・市のホームページによるなど、あらゆる手段を活用し、サービスの仕組みや利用方法等の周知に務めるものとする。
- (3) 災害時において西日本電信電話株式会社が「災害用伝言ダイヤル」の運用を開始した場合における広報体制について、市は西日本電信電話株式会社と協議しておく。

《災害用伝言サービス》

災害時の安否確認等の通信を全国に分散させることにより、円滑な伝達を確保し、災害時の輻輳を緩和するとともに、災害救援・復旧用の通信を確保することを目的に、西日本電信電話株式会社がボイスメールやネットワーク制御技術をもとに開発し、平成10年3月31日から運用を開始したシステム。

災害発生後、家庭のダイヤル式電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う仕組みとなっており、被災地内外の家族・親戚・知人間や企業の職員への伝言通知など、様々な用途がある。

- 西日本電信電話株式会社
 - ・ 災害用伝言ダイヤル(171)
被災地の電話番号(市外局番)が対象となり、安否情報を音声で蓄積し、録音・再生できるボイスメール。
災害用伝言板(Web171)
被災地の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号(市外局番)が対象となり、伝言情報(テキスト・音声・画像)の登録ができるサービス。登録された伝言情報は、全国(海外を含む)から電話番号を対象に閲覧、追加伝言登録ができる。
- 携帯電話, PHS 各社
 - ・ 携帯電話、PHS のインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯
電話、PHS 番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

(4) 市は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害・避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールの活用促進を図る。

8 非常通信体制の整備

(1) 非常通信訓練の実施

地震災害時における非常通信の円滑な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

市及びその他防災関係機関は、地震災害が発生した場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常通信の活用（目的外使用）を図る。

(2) 非常通信の普及・啓発

防災関係機関に対し、地震災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及・啓発を図る。

第2項 防災活動体制の整備

1 非常参集体制の整備

(1) 市職員の参集体制の整備

ア 職員の確保

市は、災害時等応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、配備体制や職員の参集基準を明確にし、これに当たる職員の確保を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図る。

イ 連絡手段の整備

市の幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、地震情報等の収集に努める。

ウ 災害時の職員の役割の徹底

市災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、「嬉野市災害対策本部」「嬉野市災害対策本部規程」「嬉野市災害対策本部運営要綱」、「嬉野市地域防災計画」等を熟知し、災害時における初動体制、所属職員の役割等の周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の参集体制の整備

市は、予め防災対策の推進のための、配備体制や職員の参集基準を明確にし、初動体制を確立する。

(3) 応急活動マニュアル等の作成

市及び各防災関係機関は、それぞれの実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策などを体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、資機材等の使用方法等の習熟、他の機関との連携等について徹底する。

(4) 人材育成・確保

ア 市及び各防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に務めるものとする。

イ 市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用等人確保方策を検討するものとする。

2 災害対策本部室等の整備

(1) 災害対策本部室等

市は、防災活動の中核機関となる災害対策本部及び現地災害対策本部等を設置する本庁舎等について、情報通信機器の機能充実を図るとともに、耐震診断を実施し、必要があれば、施設・設備等の耐震性の強化を図る。

さらに、地震により本庁舎等が使用できない場合に、その代替機能を備えた活動拠点を予め確保しておく。

(2) 食料等の確保

市は、大規模地震災害が発生した場合、災害対策を実施する職員は、少なくとも2日ないし3日間の連続した業務が予想されるため、平常時より、職員の食料等の備蓄・調達体制に配慮しておくものとする。

(3) 非常用電源の確保

市及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、地震災害が発生した場合、電気が途絶することも予想されるため、非常用電源施設 LP ガス災害バルク、等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄及び平常時からの点検等に務めるものとする。

(4) 非常用通信手段の確保

市及び消防機関並びに災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、地震災害が発生した場合、通信が途絶することも予想されるため、平常時より非常用通信手段の確保を図るものとする。防災関係機関に対し、地震災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及・啓発を図る。

3 防災拠点の整備

市は、大規模地震災害時において、市内での災害応急活動の現地における防災拠点施設の整備に努める。

《防災拠点の主な機能》

- 緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
- 地域の防災活動のためのオープンスペース
- ヘリポート機能
- 情報通信機能
- 耐震性防火水槽

4 コミュニティ防災拠点の整備

市民の避難場所にもなり、また防災活動の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備を図るとともに、市民が容易に使用できる消火、防災資機材等の整備に努める。

《コミュニティ防災拠点の主な機能》

- 避難所、備蓄施設（平時には地区市民のコミュニティの拠点）
- 避難場所としての広場
- 情報通信機器
- 耐震性防火水槽

5 災害の未然防止

公共施設の管理者は、施設の緊急点検、応急復旧等を実施するための体制の整備、必要な資機材の備蓄に努める。

河川管理者及び農業用排水施設の管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成、人材の養成を行うものとする。

6 業務継続計画（BCP）の策定

市は、災害時に迅速な対応策活動について、通常の行政サービスについても市民が必要とする重要なものについては一定のレベルを確保できるよう、災害時の業務継続計画の策定に努める。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練、点検の実施等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し等を行うものとする。

7 災害活動スタッフのバックアップ体制の構築

市及び防災関係機関は、大規模な対応が長期化するような災害が発生する場合に備え、災害対応を行うスタッフのバックアップ体制の構築に努める。

8 救援活動拠点の確保

市は、各防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、県警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

第3項 広域防災体制の強化

各防災関係機関は、広範囲にかつ同時に発生する大規模な地震災害に対処するため、予め関係機関と十分協議のうえ、相互応援協定の締結を推進する。その際には、応援要請・受入れが迅速、円滑に実施できるよう要請の手順、情報伝達方法、連絡調整・受入窓口、指揮系統を明確にするなど、体制の準備に努める。

なお、協定の締結に当たっては、近隣の機関等に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する機関等との間の協定締結も考慮する。

1 市町間の相互応援

市は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるようそれぞれにおいて後方支援基地として位置づけるなど相互に予め必要な準備を整えるものとする。

《災害時の相互応援協定》

市町名	締結年月日	備考
波佐見町	H23. 8. 18	東彼杵町において協定

川棚町	H 2 3 . 8 . 1 8	東彼杵町において協定
東彼杵町	H 2 3 . 8 . 1 8	東彼杵町において協定
鹿島市	H 2 3 . 8 . 3 1	鹿島市において協定
太良町	H 2 3 . 8 . 3 1	鹿島市において協定
武雄市	H 2 3 . 1 1 . 2 0	諫早市において協定
大村市	H 2 3 . 1 1 . 2 0	諫早市において協定
諫早市	H 2 3 . 1 1 . 2 0	諫早市において協定
長崎市	H 2 3 . 1 1 . 2 0	諫早市において協定
佐賀県及び 県内市町	H 2 4 . 3 . 3 0	佐賀県庁において協定

2 防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結を進める。

3 相互協力協定等の締結促進

- (1) 各防災関係機関は、災害時に相互連携し、円滑な防災活動が行われるよう、予め相互協力について定めるとともに、必要に応じて、民間団体等との協力協定等の締結を進める。
- (2) 市は、「大規模災害時の相互応援に関する協定」及び「消防相互応援協定」締結都市との相互連携により防災に関し、充実発展を期する。

《大規模災害時の応援協定》

機 関 名	締 結 年 月 日	備 考
国土交通省 九州整備局	H 2 3 . 1 0 . 2 4	嬉野市において協定

4 消防相互応援協定（消防組織法第39条）

《消防相互応援協定都市一覧》

士 町 名	締 結 年 月 日	備 考
鹿島市	H 1 8 . 4 . 1	嬉野市において協定
白石町	H 1 8 . 4 . 1	嬉野市において協定
武雄市	H 1 9 . 4 . 1	嬉野市において協定
波佐見町	H 2 3 . 8 . 1 8	東彼杵町において協定

川棚町	H 2 3 . 8 . 1 8	東彼杵町において協定
東彼杵町	H 2 3 . 8 . 1 8	東彼杵町において協定

5 受援計画の策定

各防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に務めるものとし、応援先、受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第4項 救助、医療及び消防活動体制の整備

市、医療機関及びその他の防災機関は、発災時における救助・救急、医療及び消化に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

1 救助活動体制の整備

消防署及び市、県警察、自衛隊は、大規模災害・特殊災害にも備えた救助用設備、資機材の拡充整備に努めるとともに地震災害時にその機能が有効に運用できるよう点検整備を実施する。

また、職員の安全確保を図りつつ効果的な救助・救急活動を行うため、相互の連携を図る。

2 医療活動体制の整備

(1) 災害時医療体制の整備

市は、消防署、医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備し、対応する患者の分担など連絡体制についての計画の作成に努める。

また、地域の災害拠点となる病院は、ヘリポートの整備や食料・飲料水、非常電源用燃料の備蓄に務める。

(2) 災害時緊急医薬品等の備蓄

市は、医薬品等の安定的供給の確保を図るとともに、災害時緊急医薬品等の備蓄に努める。

3 消防活動体制の整備

(1) 火災防止の啓発、体制の整備

ア 市及び消防署は、地震発生時の火災防止のため、出火防止・初期消火及び火災の拡大防止について、平素から広報等を通じ市民及び事業所等に周知徹底しておくものとする。

イ 市は、木造住宅密集地において地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備、地域における初期消化意識の共有等に努める。

(2) 消防施設等の整備強化

市及び消防署は、地域の実情に応じて、消防施設・設備、消防水利及び火災通報施設等について、年次計画をたてて整備の推進に努めるとともに、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定や消防水利の確保など消防体制の整備に努める。

(3) 救急搬送体制の強化

消防署は、救急搬送能力を高め搬送途上における救命率の向上を図るため、高規格救急自動車の導入、救急救命士の養成に努める。また、医療機関と連携した救急搬送体制の確立に努める。

さらに、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう救急業務計画の策定に努める。

第5項 緊急輸送活動

1 緊急輸送ネットワーク

(1) 県指定の輸送拠点施設

被災地外からの救援物資の受入れ、一時保管、積み替え・配送等の輸送拠点として、次の地区が指定されている。

《輸送拠点》

佐賀県消防学校	佐賀市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐津市
佐賀県競馬場	鳥栖市
伊万里市国見台公園（伊万里勤労青少年体育センター）	伊万里市
白岩運動公園（白岩体育館）	武雄市

(2) 県指定の輸送施設

ア 港湾・漁港施設が地震災害時に救援物資、応急復旧資材、人員の海上輸送

海上輸送施設	唐津港、呼子港、名護屋漁港、伊万里港、住ノ江港
--------	-------------------------

イ 地震災害時において、ヘリコプター等による傷病者や、災害応急対策のための人員・物資の搬送を迅速に行う航空輸送施設

航空輸送施設	陸上自衛隊目達原駐屯地、佐賀空港
--------	------------------

ウ 国、県指定陸上輸送施設（緊急輸送ネットワーク）

国及び県は、輸送拠点や海上輸送施設、航空輸送施設に配慮し、地震災害時において、救急搬送、救援物資の輸送に重要な役割を担う緊急輸送道路を指定し、緊急輸送ネットワークを構築する。

(ア) 第1次緊急輸送道路

県内外の広域的な輸送に不可欠な、高速自動車国道、一般国道（指定区間のみ）と高速自動車国道インターチェンジ及び輸送拠点等とを結ぶ幹線道路
(イ) 第2次緊急輸送道路

第1次道路とネットワークを構成し、市庁舎、消防署、県警察署などの防災活動の拠点となる施設を相互に相続する幹線道路

(3) 運送事業者等との連携

市は、緊急輸送活動の機能強化のため、必要に応じ、応急輸送に係る調整業務者への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

2 道路・鉄道、海上輸送の確保

(1) 関係機関との協力

市は、道路管理者、県警察（公安委員会）及び鉄道事業者並びに海上保安部等と協力・連携し、緊急輸送路等、輸送の確保に努める。

(2) 緊急通行車両の事前届出

警察は、市が輸送協定を締結した民間事業者の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に周知を行うなど、その普及を図るものとする。

第6項 避難収容活動

1 避難計画

市は、市民の人命の安全を第一に、予め避難場所、避難経路を指定するとともに、標識等を設置し、市民への周知徹底を図る。

要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する行動要支援者の避難については、「避難行動要支援者の個別計画」に基づき、事前に援助者を決めておくなどの支援体制の整備に努める。

また、地域防災計画の中に、避難誘導やこれら対策に関する計画を定めておくものとし、防災訓練の実施や防災マップの作成、配付などにより、その内容の住民に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。

(1) 避難場所及び避難所

市は、公民館、学校等の公共施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、施設の管理者の同意を得たうえで、次の基準により、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民へ周知徹底を図るものとする。

また、市は、一般の避難所では、生活することが困難な高齢者、障がい者、乳

幼児などの要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所に指定するように努めるものとする。

また、携帯電話等通信手段がない避難者でも家族等への安否情報が発信できるよう、日本電信電話株式会社が提供する【災害時優先電話】を避難所に設置して、避難所生活における安全・安心を確保する。

ア 指定緊急避難場所

(ア) 指定基準

市は、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれがある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに務めるものとする。

イ 指定避難所

(イ) 指定基準

- a 市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は施設であって、想定される影響が比較的少なく災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定するものとする。また、指定緊急避難所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- b 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や市域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- c 避難者1人当たり、2㎡以上確保できる施設であること。

(イ) 機能の強化

市は、予め指定した避難場所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する。

また、避難所の物資等の備蓄に当たっては、「県・市町の物資に関する連携備蓄体制整備要領」に基づき、県・市において整備するものとする。

- a 必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備
- b 非常用電源、通信機器、就寝スペース、更衣室、仮設トイレ、マット、貯水槽、井戸等のほか、多機能トイレ等要配慮者の避難の実施に必要な居住性に配慮した施設・設備の整備
- c テレビ、ラジオ等被災者が災害情報を入手するのに必要な機器の整備
- d 避難所又はその近傍での地域完結型備蓄施設の確保、及び食料、常備薬

炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄・供給体制の確立

e 飲料水の給水体制の整備

f 支援者等の駐車スペースの確保

■ 避難場所等一覧表

市は、次のとおり避難所を指定する。

※番号は、指定避難所、○は、指定緊急避難場所

《塩田町》

番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者
①○	嬉野市塩田保健センター	塩田	100	市長
②○	嬉野市ふれあいセンター	本谷	24	市長
③○	大草野研修センター	大草野辺田	27	市長
④○	嬉野市コミュニティセンター（楠風館）	五町田第4	372	市長
⑤○	五町田小学校	五町田第2	249	学校長
⑥○	久間小学校	北下久間	248	学校長
⑦○	塩田小学校	宮ノ元	261	学校長
⑧○	塩田中学校	原町	513	学校長
⑨○	嬉野市社会文化会館	袋	500	市長
計	指定避難所		2,294	
	指定緊急避難場所		2,294	

《嬉野町》

番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者
⑩○	嬉野市文化センター	温泉2区	389	市長
⑪○	嬉野市体育館	温泉2区	905	市長
⑫○	不動ふれあい体育館	中不動	193	市長
⑬○	嬉野市嬉野老人福祉センター	湯野田	100	会長
⑭○	嬉野市吉田公民館	真上吉田	100	館長
⑮○	嬉野小学校	温泉2区	485	学校長
⑯○	轟小学校	下岩屋1区	360	学校長
⑰○	吉田小学校	真上吉田	443	学校長
⑱○	大草野小学校	式浪	284	学校長
⑲○	大野原小中学校	大野原	202	学校長
⑳○	嬉野中学校	下宿	539	学校長
㉑○	吉田中学校	真上吉田	289	学校長
○	みゆき記念館	下宿	70	市長
○	みゆきクラブハウス	下宿	40	市長
○	みゆき球場	下宿	50	市長
○	みゆきドーム	下宿	500	市長
計	指定避難所		4,289	
	指定緊急避難場所		4,949	

(2) 避難路及び誘導體制

市は、市民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、指定緊急避難場所へ通じる避難路を整備するとともに、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に対する避難誘導を適切に実施するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から、次の事項等に留意した避難誘導體制の整備に努める。

ア 避難行動要支援者の実態把握

イ 避難路の整備及び選定

ウ 避難所の受入環境

エ 避難誘導責任者及び援助者の選定

さらに、避難誘導にあたっては、避難路や避難場所を含め地域の実情に詳しくない旅行者等の一時滞在者がいることにも配慮とともに、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(3) 避難場所の管理運営

避難場所における活動を円滑に実施するため、管理責任者、連絡員、市民による自主運営組織、運営要領等必要な事項について、避難所運営マニュアル等を作成し、訓練を実施するものものとする。

(4) 避難所生活上必要となる基本的事項

ア 情報の提供

避難所生活に必要な情報として、初動期には安否情報、医療救護情報、水・食料等生活物資情報、復旧期には教育や仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が必要となる。なお、要配慮者に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、ほかに情報を提供する機器についても特別な配慮が必要である。

イ 飲料水、食料、生活物資の供給

水、食料、物資の供給については避難者ニーズの的確な把握と公平な配分に心がけるとともに、初動期には生命維持を最優先に質・量の供給を、復旧過程期以降には健康保持や避難者のニーズの多様性にも配慮した供給を図る必要がある。

ウ 保健衛生（トイレ、簡易入浴施設、ごみ処分）

負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護施設の整備、また、避難所内の環境整備を図るため、トイレ、簡易入浴施設の用意、ごみの処理方法、季節を考慮した対応の検討が必要である。

エ プライバシーの確保

長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害したり、トラブルを起こしたりすることが考えられるため、避難所生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく必要がある。

オ 高齢者、障がい者、児童、外国人、妊産婦等に配慮した対応

市が策定した避難行動要支援者の全体計画に基づき、平常時から地域内の避難行動要支援者の実態把握に努め、災害時における避難所では災害情報の提供

や避難所生活について十分配慮する必要がある。

カ 在宅等被災者に配慮した対応

自宅や車上など避難所以外で避難生活を送る者でも、ライフラインの被災等により物資等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資の供給等を行うよう配慮する。また、居住地以外に避難する被災者にも必要な情報や支援・サービスが受けられることができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

この他、災害により孤立する危険のある地域の被災者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握出来る広域避難者に対しても情報を提供できる体制の確立に務めるものとする。

2 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、必要に応じ、他の地方故郷団体の広域一時滞在、に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結等、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるものとする。

3 学校等、病院等、社会福祉施設等の避難計画

(1) 学校等

ア 避難計画等の整備

学校等の管理者は、地震時における児童・生徒の安全を確保するため、予め、避難場所、避難路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。

また、災害発生時における生徒等の保護者への引渡し方法について予め定め、保護者へ周知しておくものとする。

イ 教育訓練の実施

学校長は、避難計画等に基づき、職員や生徒等に対する防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

(2) 病院等

ア 避難計画等の整備

病院等の管理者は、地震災害時に備え、予め緊急連絡体制、避難場所、避難路、誘導責任者、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成する。

特に、夜間等における消防署等への緊急通報及び入院患者の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図る。

イ 教育訓練の実施

病院等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(3) 社会福祉施設及び介護保険施設

ア 避難計画等の整備

社会福祉施設等の管理者は、予め、誘導責任者、避難路、避難場所、入所者

等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。

イ 教育訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、避難計画等に基づき、職員等に対する防災教育及び防災訓練の実施に努めるものとする。

(4) 不特定多数が使用する特定施設等

不特定多数の者が使用する特定の施設等の管理者は、予め、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、誘導責任者、避難場所、避難路などについての避難計画を作成するとともに、防災訓練を実施するものとする。

(5) 指導の充実

市は、施設等の管理者が、適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導・助言等を行うものとする。また学校等が保護者との間で災害発生時における児童生徒の保護者への引渡しに関するルールを予め定めるように促すものとする。

市は、小学校未就学の子供たちの安全で確実な避難のため災害発生時における幼稚園や保育園等の施設と市町間、施設間の連携体制の構築に務めるものとする。

4 応急住宅

(1) 建設資材の調達

市は、業界団体等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設資材の調達・供給体制を整備する。

(2) 応急住宅の建設場所

大規模地震災害が発生し、応急住宅の建設が必要な場合に備えて、市は、平常時から、応急住宅の建設場所について、二次災害の危険のない適地を選定し、リストアップしておくものとする。

また、市は、学校の敷地を応急住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

(3) 市営住宅等への収容

市は、市営住宅等の空家状況を平常時から把握しておき、被災者への迅速な提供体制を整備するとともに、入居選考基準、手続き等について定めておくものとする。

(4) 民間賃貸住宅の活用

市は、民間賃貸住宅を災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に務めるものとする。また、借り上げの円滑化に向け、その際の取り扱い等について、予め定めておくものとする。

5 被災者支援体制の整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組み等の整備に務めるものとする。

第7項 避難行動要支援者対策の強化

地震災害時には避難などの行動に困難が生じ、また、避難生活においても厳しい環境に置かれることが考えられる災害時に配慮が必要な高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者のうち、特に災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に対する平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握するために、避難行動要支援者名簿を作成しておくものとする。

また、地域における支援体制づくりや、社会福祉施設・病院等の防災対策の充実など避難行動要支援者に配慮した防災対策の推進を図る。

1 避難行動要支援者

避難行動要支援者とは、

当該市町に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもののうち、以下の要件に該当するものをいう。

- (1) 要介護認定を受けている者
- (2) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓・腎臓機能障害のみで該当する者を除く）
- (3) 療育手帳Aを所持する知的障害者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者
- (5) 市の生活支援サービスを受けている難病患者
- (6) 上記以外で、市等が支援の必要を認めた者

2 避難支援等関係者

- (1) 消防機関
- (2) 佐賀県警察
- (3) 嬉野市民生委員・児童委員
- (4) 嬉野市社会福祉協議会
- (5) 行政区
- (6) 自主防災組織

のうち、避難支援等の実施に関わる者をいう。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

嬉野市地域防災計画に基づき、市の防災担当部局と福祉担当部局は、関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成することとする。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反

映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

ただし、現在保有している災害時要援護者名簿については、避難行動要支援者名簿となる要件等を満たすため、避難行動要支援を実施するための基盤となる名簿とする。

(2) 避難行動要支援者名簿への記載事項

避難行動要支援者名簿には次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする事由
- キ その他市長が必要と認める事項

(3) 避難行動要支援者名簿の活用

市は、避難支援等関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、予め避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命、又は身体を保護するために必要がある時は、その同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援等関係者やその他の者に名簿を提供するものとする。

(4) 情報提供の請求

市は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要がある場合は、県及びその他の関係機関に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(5) 情報のバックアップ

市は、災害の規模によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくものとする。また、災害による停電等を考慮し電子媒体の管理に加え紙媒体でも最新の情報を保管しておくように努める。

(6) 情報の適正管理・保秘

避難行動要支援者名簿情報を適正に管理することは、対象者のプライバシーを保護するとともに、避難支援そのものに対する信頼性を担保する上から極めて重要であることから、名簿情報を保有している者及び名簿情報の提供を受けた者等は、当該名簿情報を正当な理由がなく知り得た秘密を漏らしてはならない。

(7) 名簿の更新

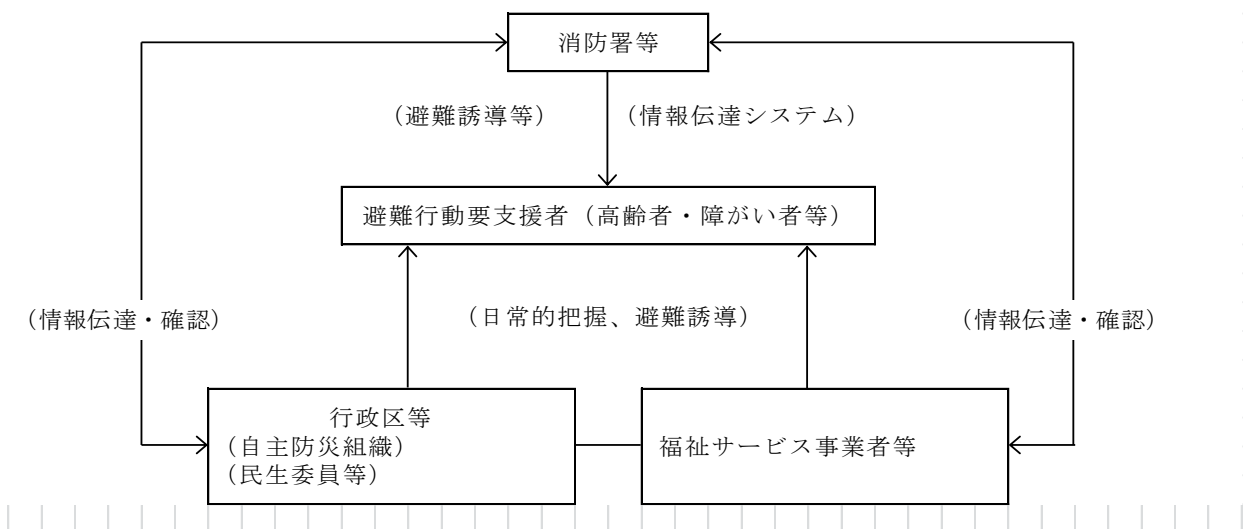
避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報を最新の状態に保つこととし、毎年1回以上の更新をするものとする。

4 地域における避難行動要支援者の支援体制づくり

(1) 地域安心システムの整備

平時における市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、地震災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市は、市民相互の助け合いを基調とする地域コミュニティづくりやこれを支える保健医療福祉サービスの連携供給体制を体系的に整備するよう努めるものとする。

(地域安心システムのイメージ)



(2) 避難行動要支援者への支援体制の整備

ア 情報伝達体制の確立

市は、消防機関による避難行動要支援者への災害情報伝達システムを整備するとともに、避難行動要支援者に対し、確実に情報が伝達できるよう行政区、自主防災組織、民生委員・児童委員等を活用した多様な情報伝達体制の整備確立を図るものとする。

また、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない避難行動要支援者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティアなどの派遣・協力システムの整備確立に努める。

イ 地域全体での支援体制づくり

市は、地震災害時に、家族、避難行動要支援者、近隣市町、県等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導あるいは救助活動が行えるような体制の整備に努める。

その場合、避難行動支援者等関係者本人、又はその家族等の生命、及び身体の安全を守ることが大前提であるため、可能な限りの安全確保に努める。

ウ 避難行動要支援者の全体計画等の策定

市は、県が作成した「災害時要援護者支援マニュアル策定指針」を参考に避

避難行動要支援者やその家族が、地震の際にとるべき行動等について、予め地域の実情に応じた避難行動要支援者の全体計画作成し、防災対策の充実を図る。

なお、特に避難行動要支援者の個別計画については、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

エ 在宅の避難行動要支援者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練

(ア) 避難行動要支援者が災害時に火災防止や円滑な避難を行うことができることにより、被害をできるだけ受けないよう、講習会の開催、パンフレット、広報誌の配布等避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。

(イ) 地域における防災訓練については、避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や避難訓練を実施するものとする。

(ウ) 市は、居宅介護支援事業者や民生委員・児童委員など高齢者、障がい者の居宅状況に接することのできる者が、防災知識の普及を推進する体制を整備する。

5 社会福祉施設、病院等における要配慮者対策

(1) 災害に対する安全性の確保

社会福祉施設及び病院等の管理者は、耐震性の確保に配慮するとともに、施設を予め災害の危険性の低い場所に立地するよう考慮するなど、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

(2) 組織体制の整備

地震災害の発生に備え、社会福祉施設、病院等の管理者は、予め避難行動要支援者に配慮した防災関係施設・設備、資機材等の整備に努めるとともに、職員の役割分担、動員計画及び緊急連絡体制、避難誘導等の防災計画を定め、入所者等の安全に万全を期すものとする。

(3) 地域との連携

社会福祉施設、病院等の管理者は、地震災害時に、施設関係者のみでは避難計画に基づく避難誘導等ができないおそれがあるときは、周辺市民の協力を得られるよう平常時から連携の強化に努める。

社会福祉施設の管理者は、予め同種の施設等と施設利用の受入に関する災害協定を締結するよう務める。

(4) 緊急保護体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、緊急に施設で保護する必要がある要配慮者の発生に備え、一時入所措置等の取扱が円滑、的確に行えるよう保護体制の整備を図るものとする。

(5) 市の支援

市は、社会福祉施設を指導、支援し、地震災害時の安全性の確保並びに要配慮者の保護及び支援のための体制の整備を促進するものとする。

また、市は、保育所が被災した場合に、当該保育所に通う保育が必要な乳幼児に対し必要な保育が実施できるよう、他の保育所での受け入れ等、必要な調整を

行うものとする。

6 外国人の安全確保対策

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語によるパンフレット作成・配布、防災標識への外国語の付記等を実施し、防災知識の普及・啓発に努める。

7 避難所の要配慮者対策

(1) 避難所の整備

予め避難所として指定された施設の管理者は、施設のバリアフリー化など、高齢者や障がい者等の利用に配慮した施設の整備に努める。

(2) 支援体制の整備

市は、避難所における高齢者、障がい者等の食事の介助や生活支援物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティアとの連携協力体制の整備に努める。

(3) 公的施設等への受入体制の整備

避難所での生活は、要配慮者には厳しい環境となることが考えられるため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者を避難所から公的施設、公的住宅又は社会福祉施設へ早期に受入れが可能となるよう、予めその体制の整備を進めておく。

8 福祉避難所との協定

市は、常時介助を必要とする高齢者や障がい者等が避難するための施設として、社会福祉法人の協力を得て、協定を締結するなど「福祉避難所」の確保に努める。

なお、「福祉避難所」とは、介護の必要な高齢者や障がい者など一般の避難所では生活に支障を来す人が避難するために、必要に応じて開設される避難所のことをいう。

《嬉野市福祉避難所の指定状況 H24.4.1 締結》

施設名称	電話番号	所在
特別養護老人ホーム済昭園	0954-66-4301	塩田町
特別養護老人ホーム済昭園・清涼館	0954-66-9023	
ケアホーム美笑庵(済昭園)	0954-66-8950	
特別養護老人ホームうれしの	0954-43-2511	嬉野町

第8項 帰宅困難者への対応

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した場合に備え、一時的な宿泊場所、食料、飲料水等の提供が可能となるよう、帰宅困難者を保護できる施設との協定を結ぶなど避難場所の確保に努める。

第9項 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

地震発生時における市民生活を確保し、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、外部支援の時期を想定し、地域の地理的条件等を踏まえながら、市は、平常時から食料、生活必需品の備蓄に努めるとともに、調達・輸送体制を確立しておくものとする。

また、家庭及び企業に対して、備蓄に関する啓発を行うとともに、小口・混載の支援物資を送ることが被災地にとって必ずしも喜ばしいことでないことなど、被災地支援に対する知識の普及に務めるものとする。

1 食料確保の分担

(1) 市

市は、独自では食料の確保が困難となった被災者の発生に備え、物資の備蓄に努めるとともに、近隣市町との相互応援協定のほか、供給可能な業者等との協定の締結など、物資の調達体制の整備に努める。

(2) 市民等

家庭及び企業は、地震災害時の非常持ち出し品として

ア 3日分の食料品、飲料水（一日一人2リットル）

イ 生活用品（下着、着替え、懐中電灯、ラジオ等）

ウ 救急薬品・常備薬

等を備蓄しておくよう努める。

なお、家庭においては、高齢者用、乳幼児用等の食料にも考慮するなど、実情に応じた備蓄を行うよう努める。

2 備蓄方法等

市及び県は、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、避難所の位置を勘案した分散備蓄又は流通備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど体制の整備に努める。

3 食料・飲料水

(1) 食料の確保

食料の品目としては、精米、乾パン、おかゆ袋、アルファ米、パン、おにぎり、弁当、即席めん、缶詰、育児用調製粉乳、生鮮食料品等とする。

ア 精米等

(ア) 県は、地震災害時における精米を調達するため、農林水産省生産局を通じ米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給の斡旋を要請し、被災者に対し円滑に供給できる体制を整備する。

(イ) 県は、応急用備蓄食料について、県が独自で備蓄を行うとともに、自衛隊等と連携し、災害発生時に直ちに供給できるよう体制を整備する。

(ウ) 県は、高齢者、乳幼児等に配慮したおかゆ缶及びアルファ米等の備蓄を行

う。

イ その他の食料

市は、パン、おにぎり等のその他の食料について、災害時に、関係団体、民間企業等に対し、直ちに出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量の把握に努める。

また、育児用調製粉乳及び生鮮食料品についても、必要に応じ供給できるよう備蓄又は調達体制を整備する。

(2) 飲料水の供給

市及び水道事業者等は、相互応援協定の締結等を図り、応急給水用の飲料水（1人1日3ℓ）の確保に努めるとともに、給水タンク車、ポリ容器などの必要な資機材の整備に努める。

市及び水道事業者等は、ミネラルウォーターやお茶などのボトル飲料についても民間業者と協定締結を図るなど必要に応じて備蓄を行うものとする。

4 生活必需品

(1) 備蓄

ア 備蓄品目

市は、地震災害時に被災者に対して供給するため、寝具その他生活必需品の備蓄に努める。

イ 備蓄方法

備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄あるいは分散備蓄を行うものとする。

(2) 調達体制

市は、地震災害時に、関係団体、民間企業等に対し、出荷要請を行うことができるよう、協定の締結など体制の整備を図るとともに、調達可能量（流通在庫、製造能力など）の把握に努める。

5 医薬品

市は、市医師会、薬剤師会、医薬品等卸売業者及びその他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、需給状況から必要と認める場合には、関係団体等に供給要請を行う。

県は、市町、佐賀県医師会、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県薬剤師会、佐賀県医薬品卸売業協会、佐賀県医療機器協会、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握するとともに、市町から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は関係団体等に供給の要請を行う。

6 木材等の確保

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体等と協力し、木材の需要状況を把握するとともに、需要状況から必要と認められる場合には、関係団体等に供給の要請を行う。

第10項 応急復旧活動

1 迅速かつ円滑な応急復旧体制の確立

市及びその他の防災関係機関は、平常時から県、他の地方公共団体等関係機関や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように務めるものとする。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、予め民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウを活用するものとする。

市及びライフライン事業者は、被災施設・設備の迅速な応急復旧を図るため、予め、図面等のデータの保存、情報収集・連絡体制、活動体制、広域応援体制等の確立に努め、特に人命に関わる重要事項に対しては、早期の復旧ができるよう体制等を強化する。

2 資機材等の確保

市及びライフライン事業者は、地震災害の発生に備えるため、平常時から応急復旧に必要な各種資機材の保管状況を把握しておくよう努める。

市及びその他の防災関係機関は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関、供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に務めるものとする。

第11項 防災訓練

広範囲にかつ同時に発生する地震災害に対して、被害を最小限に食い止めるためには、地域防災計画等を熟知し、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関と市民等の間における連絡協調体制の確立や、市民への防災知識の普及に大きな効果のある防災訓練の不断の実施が必要であり、各防災関係機関及び要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体は、次の防災訓練の実施に積極的かつ継続的に取り組むものとする。

1 総合防災訓練

市及び消防関係機関は、県が行う総合防災訓練に積極的に参加・参観し、防災に関する技術の向上及び意識の向上を図る。

2 市

防災訓練は市防災計画に定め、その実施にあたっては、国、県、他の市町、県警察、消防機関及び自衛隊等その他防災関係機関と連携して行う。

防災訓練は、自主防災組織及び市民の積極的な参加を促し、地域の特性を踏まえた職員の災害対応に習熟するための訓練に加え、住民等参加者自身の判断も求められる内容を盛り込み、課題を発見するための実施に務めるものとする。

《訓練の内容》

- (1) 災害発生時の広報
- (2) 避難誘導、避難勧告、避難勧告の指示及び警戒区域の設定
- (3) 避難行動要支援者の安全確保
- (4) 消防、水防活動
- (5) 救助・救急活動
- (6) ボランティアの活動体制の確立
- (7) 食料・飲料水、医療その他の救援活動
- (8) 被災者に対する生活情報の提供
- (9) 避難所の設置運営

3 防災関係機関

それぞれの機関が定めた計画（防災業務計画・予め自ら定めているその他の計画）をもとに、緊急対策、応急対策、復旧対策活動を実施するうえで、円滑な対応がとれるよう訓練計画を作成し、必要な訓練を実施する。

4 事業所、自主防災組織及び市民

大規模災害が発生した場合において、貴重な人命・財産の安全を確保するためには、市民の協力が必要不可欠である。

このため、災害時に的確な行動がとれるよう、様々な機会をとらえて訓練を実施する。

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練、通報訓練を実施する。

また、地域の一員として市、消防署及び地域の防災組織の行う訓練に参加するよう努める。

(2) 自主防災組織における訓練

各自主防災組織は、地域市民の防災意識の向上及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、訓練を実施する。

(3) 市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮し、市及び防災関係機関が実施する防災訓練への自主的参加による防災行動の習熟及び防災知識の普及啓発を図るとともに、防災意識の高揚に努めるものとする。

第12項 災害復旧・復興への備え

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、関係団体と連携して、平常時から広域広

援体制等の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努めるとともに広域処理を行う地域単位で、一定の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るものとする。

2 各種データの整備保全

市は、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、復興の円滑化のため、予め、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物権利関係、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等各種データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に務めるものとする。

3 罹災証明書の発行体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方経協団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

4 復旧対策の検討

市及び防災機関は、市民の同意の形成、経済効果のある復興施策、企業の自主復興支援方策、復興過程における市民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行うものとする。

第13項 複合災害対策

市及びその他の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画、防災業務計画等を見直し、備えを充実するものとする。

後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害にのみとらわれ人員、資機材に不足が生じないよう投入判断マニュアルなどにより予め定めておくように務めるものとし、外部支援要請を早急に行うものとする。

また、様々な複合災害の机上訓練を実施し、その結果を踏まえてマニュアルの見直しを行うなどして、訓練の実施に務めるものとする。

第3節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

市は、県が、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）により、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する地震防災緊急事業五箇年計画に記載された事業について積極的な推進に努める。

- 計画対象事業
 - ① 避難地
 - ② 避難路
 - ③ 消防用施設
 - ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
 - ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
 - ⑥ 共同溝、電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設
 - ⑦ 公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ⑨ 市立の小学校または中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ⑩ 県立の養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
 - ⑪ 不特定多数のものが利用する公的建築物のうち、地震防災上補強を要するもの
 - ⑫ 河川管理施設
 - ⑬ 砂防施設、森林保安施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又はため池で家屋密集地域の地震防災上補強を要するもの
 - ⑭ 地域防災拠点施設
 - ⑮ 防災行政無線その他の施設又は設備
 - ⑯ 井戸、貯水槽、水泳プール、自家用発電設備その他の施設又は設備
 - ⑰ 非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
 - ⑱ 救護施設等地震時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
 - ⑲ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第4節 市民等の防災活動の推進

第1項 防災思想・知識の普及

1 職員への防災教育の実施

地震発生時に、この計画に基づく災害応急対策を実行する主体となる防災関係機関の職員は、地震に対する豊富な知識が必要であるとともに、適切な判断力が要求される。

このため、防災関係機関は、職員に対して、各種の研修等の場を通じて、防災知識の普及、意識の高揚を図るとともに、必要に応じ災害応急活動のためのマニュアルを作成し、災害への対応力の向上を図るなど、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 研修会

各防災関係機関は、職員に対して、災害対策関係法令の趣旨の徹底と円滑な運用を図るとともに、必要に応じて、消防、水防、土木、その他地震対策に必要な技術の修得を図るための研修会を実施する。

(2) 講習会

各防災関係機関は、地震の原因、対策等の科学的専門的知識の職員への普及を図るため、学識経験者又は関係機関の専門職員等を講師とした講習会を実施する。

(3) 現地調査等

各防災関係機関の職員は、災害危険地域の現地調査を行い、現状の把握と対策の検討を行うとともに、防災関係施設、防災関係研究機関の視察等を通じて知識の普及を図る。

(4) 災害対応マニュアルの周知徹底

各防災関係機関は、災害対応マニュアルを作成した場合は、その内容について他の防災関係機関に通知するとともに、職員に対して内容の周知徹底を図る。

2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進

各防災関係機関は、市民に対して、単独又は共同して、防災の基本である「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災思想や災害予防措置、避難方法等の防災知識を普及するための学校教育、社会教育の実施に努める。

この際、教育機関民間団体等との綿密な連携の下、防災に関するマニュアルの配布、有識者による研修等の開催に務めるものとする。

防災知識の普及にあたっては、避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発

市及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意的形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。また、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、地震時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

ア 3日分の食料、飲料水、生活用品等の備蓄、非常持出品、[救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等]の準備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策などの家庭での予防・安全対策

イ 様々な条件で地震発生時に取るべき行動、指定緊急避難所や指定避難所での行動

ウ 災害時の家庭内の連絡体制について予め決めておくこと。

(2) 緊急地震速報（警報）の発表等

緊急地震速報は、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。NHKは、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報は、地震動特別警報に位置づけられる。

佐賀地方気象台は、県、市町、各防災関係機関等の協力を得て緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

(3) 地震対策パンフレット、チラシ等の作成配布

市は、地域の防災対策を的確に進める観点から、地域防災やアセスメントを行うとともに、市民の適切な避難や防災活動に資するハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ、平常時の心構えや地震時の行動マニュアル等を作成し、市民に配布するとともに、研修などを実施し、防災意識の普及に努める。

(4) 報道機関の活用及び協力要請

災害発生時における混乱及び被害を最小限に押さえるため、報道機関の協力を得て、平常時から市民の災害に対する意識の高揚を図る。

(5) 地震防災教育等

学校等は、生徒等の発達段階に応じて、学校教育を通じて防災教育の徹底を図る。

市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に務めるものとする。

市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

(6) 防災関連設備等の普及

市民に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出品の普及に努める。

第2項 消防団の育成強化

消防団は、将来にわたり、地域防災力の中核として、欠くことのできない代替えの聞かない存在として救助・救出活動、警戒巡視活動、災害防御活動、避難誘導活動等をはじめとする防災活動において重要な役割をはたしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少や高齢化などの問題を抱えていることから、その育成強化を図る。

市は、消防団の育成、強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

1 消防団員の理解促進

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、住民の防災に関する意識を高めるとともに、市民の消防活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

2 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び従業員の消防団活動に対する理解の増進に努めるとともに、女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

3 公務員の消防団への入団促進

公務員の消防団への入団は、地域住民と深い繋がりができ、地域住民との密着性の観点から非常に望ましいことから、率先して消防団へ参加するよう努めるものとする。

4 消防団の装備の改善

消防団の装備は、消防団の活動の充実化を図るため、安全対策、救助活動、情報通信等の装備について、充実強化を図るものとする。

5 消防団の教育訓練

地域防災力の中核となる消防団は、様々な役割を期待されていることから、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実を図るものとする。

6 消防団組織・制度の多様化

市民、女性が参加しやすい組織・制度として特定の被災・活動のみに参加する「支援団員」を推奨する。

第3項 自主防災組織等の育成強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時多発的に発生し、道路交通や通信手段の混乱等の悪条件も重なることが予想されることから防災関係機関の活動は、その機能を十分に果たせなくなり、災害を受けた地域の全てを救うことができないことも考えられる。

このような事態に対処するためには、「自ら守る、みんなで守る」という意識のもとに、市民自らが、地域社会の中でお互いに協力して、出火防止、初期消火、被災者の救出・救護、要配慮者への援助、避難並びに指定緊急避難所及び指定避難所での活動を自主的に行うことが要求される。

このため、市は、行政区などの地域において、市民の連帯意識に基づく自主的な防災組織の組織化、育成を図る。その際には、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 地域市民等の自主防災組織

自主防災組織は、市民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことによって、地震災害その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に組織されるものであり、市は、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、活動内容等、育成に関する計画を定め、これに基づき組織化を図るとともに、防災訓練の実施に努める。

(自主防災組織の活動例)

平常時	防災知識の普及 防災訓練 地域内の安全点検 防災資機材の整備・点検
災害時	出火防止・初期消火 救出・救護 避難誘導（避難行動要支援者の援助） 情報の収集・伝達 避難所運営の協力

2 資機材の充実

市は、自主防災組織の活動拠点の整備や、消火、救助、救護のための資機材の充実に努める。

第4項 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検、見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先との供給元の確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業計画マネジメント（BCP）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

市は、企業防災に資する情報提供等の取組みを行うとともに、企業による事業継続計画（BCP）の策定や事業継続マネジメント（BCM）が一層促進されるよう支援人材の確保等に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、企業に対し地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、その推進に努める。

第5項 住民及び事業者による地区内の防災活動の促進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の促進に努めるものとする。この場合、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときには、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第6項 災害ボランティア活動の環境整備等

災害時における市民のボランティア活動が円滑に行われるよう平常時から環境整備に努める。

1 災害ボランティア活動の環境整備

市は、平常時からC O S等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社佐賀県支部、その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるように、活動環境の整備を図るものとする。また、災害時における災害ボランティア活動の受け入れや調整を行う等、災害ボランティアの活動拠点の確保や活動時の安全確保、被災者ニーズ情報の提供等方法等について整備を推進する。

2 ボランティアコーディネーターの養成

市は、日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と災害時のボランティア活動のあり方、求められるボランティア活動、活動の支援・調整等についての研修会を実施することにより、ボランティアコーディネーターの養成を図る。

3 ボランティア活動支援機関の体制強化

市は、日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携を図りながら、市内のボランティア活動支援機関相互の連絡調整が円滑に行われるように、非常用電話、ネットワーク化したパソコン等の整備を図り、支援機関相互のネットワークを構築するための条件整備に努める。

4 災害ボランティアの活動対象

災害時に活動するボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）とそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その主な活動内容は次のとおりとする。

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	(1) 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） (2) 建築物危険度判定（建築物応急危険度判定士） (3) 土砂災害危険箇所の調査（砂防ボランティア協会） (4) 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等） (5) 整骨等（柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師） (6) 福祉（介護、手話通訳等） (7) 無線（アマチュア無線技士） (8) 特殊車両操作（大型重機等） (9) 通訳（語学） (10) 災害支援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等） (11) 公共土木施設等の被害状況の把握と対応への助言、支援（防災エキスパート） (12) その他特殊な技術を有する者
一般ボランティア	(1) 救援物資の仕分け、配分、配送 (2) 避難所の運営補助 (3) 炊出し (4) 清掃 (5) 要配慮者等への生活支援 (6) その他軽作業

第7項 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に甲背に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、市民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第5節 技術者の育成・確保

市は、災害予防対策及び災害応急対策の円滑な実施に資するため、県と連携し、次のような技術者等との連絡網の整備を図るものとする。

技 術 者 名	業 務 内 容
建築物応急危険度判定士	被災建築物の危険度の判定を行う技術者
建築物耐震診断技術者	建築物の耐震診断を行う技術者
砂防ボランティア	二次的な土砂災害防止のための技術的支援・通報
防災エキスパート	公共土木施設や公共建物等の被害状況の把握・通報、 応急対応等への助言、現地対策本部等への支援
被災宅地危険度判定士	宅地を調査し、その危険度を判定する技術者
手話通訳者	聴覚障がい者に対する手話による支援

第6節 孤立防止対策計画

市は、地震災害により道路が不通になり、山間部の集落が孤立した場合に備え、平常時から通信手段や迂回路の確保、避難所の整備、食料品等の備蓄などに努める。

1 市

- (1) 市民との情報伝達が断絶しない通信連絡手段の確立に努める。
- (2) 県との通信連絡手段の確立及び迂回路の確保等の防災対策を推進する。
- (3) 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客等一時滞在者の孤立予測について、平素から把握し、防災対策の整備に努める。
- (4) 孤立予想地域ごとに避難所となり得る学校、公民館等の施設の耐震化等の整備を推進するものとする。
- (5) 孤立地域内での生活が維持できるよう、食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する一時滞在者に対する備蓄にも配慮する。

2 市民等

救援開始までの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から避難行動要支援者の把握や食料品等の備蓄などに努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制

市は、地震が発生した場合、若しくは津波が発生し、又は大津波警報の伝達を受ける等その発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害対策連絡室

(1) 設置基準及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 市内で震度4以上の地震が発生した場合（自動設置）

(イ) 市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で、総務部長（不在のときは、総務課長）が必要と認める場合

イ 廃止基準

(ア) 災害対策本部が設置されたとき。

(イ) 災害の危険が解消したとき。

(2) 所掌事務

災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

総務課、情報収集が必要となる課で構成し、災害対策連絡室長は、総務部長をもって充てる。総務部長が不在のときは、総務課長が代理する。

(4) 配備要員

災害対策連絡室の要員として、総務課長、関係課長がその職員の中から予め定める者

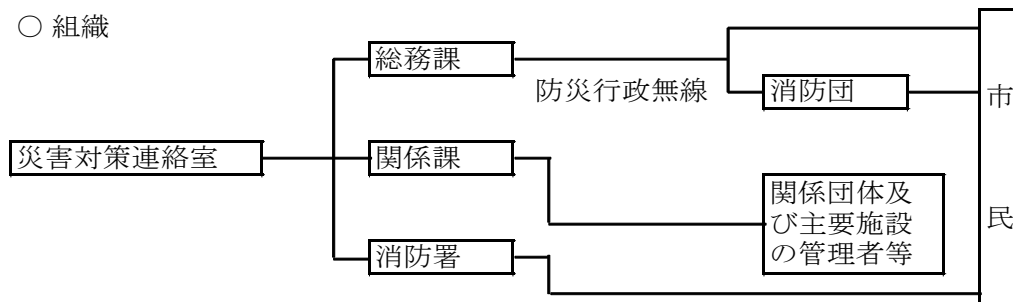
(5) 要員の動員

配備要員は、災害対策連絡室の設置の伝達を受けた場合、あるいは市内で震度4以上の地震が発生したことを知った場合は、勤務時間中は直ちに、勤務時間外は速やかに登庁し、所定の場所で配備につくものとする。

(6) 体制

「災害対策連絡室」は、予想される災害の種類、規模等に応じて、次の体制とする。

○ 組織



(7) 勤務時間外の通報連絡

警備員は、県からの警報又は災害発生の情報を受信したときは、直ちに電話等により総務課長及び防災担当職員に連絡する。

2 災害対策本部（以下「本部」という。）

(1) 設置基準及び廃止基準

ア 設置基準

(ア) 市内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

(イ) 市内で震度 5 強以下の地震が発生し、これにより市内に甚大な被害が生じた場合で、市長（不在のときは、副市長、総務部長の順）が必要と認める場合。）

イ 廃止基準

(ア) 予想された災害の危険が解消したと市長が認めたとき。

(イ) 災害発生における応急措置がおおむね完了したと市長が認めたとき。

(2) 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関・地方公共団体・公共機関との連絡調整

(3) 設置場所

市役所内会議室に置く。

(4) 指揮命令系統

市長が不在又は事故にあった場合には、副市長、教育長、総務部長の順に指揮をとり、指揮命令系統を確立する。

(5) 組織

災害対策基本法第 23 条の規定による本部の組織及び編成は、次のとおりとする。

ア 本部の編成

(ア) 災害対策本部長 市長

(イ) 災害対策副本部長 副市長、教育長

(ウ) 対策部長 総務企画部長、市民福祉部長、産業建設部長
教育部長、消防署長

(エ) 副部長 議会事務局長、会計管理者、関係課長、消防団長

(オ) 班長 関係課長、関係副課長、消防副署長、消防団副団長

(カ) 班員 上記の職にあてられたものを除く職員及び消防団員

イ 本部の組織

(ア) 本部会議

a 本部に本部会議を置く。

b 本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策部長をもって組織し、災害対策活動の基本的事項について審議する。なお、本部会議で審議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

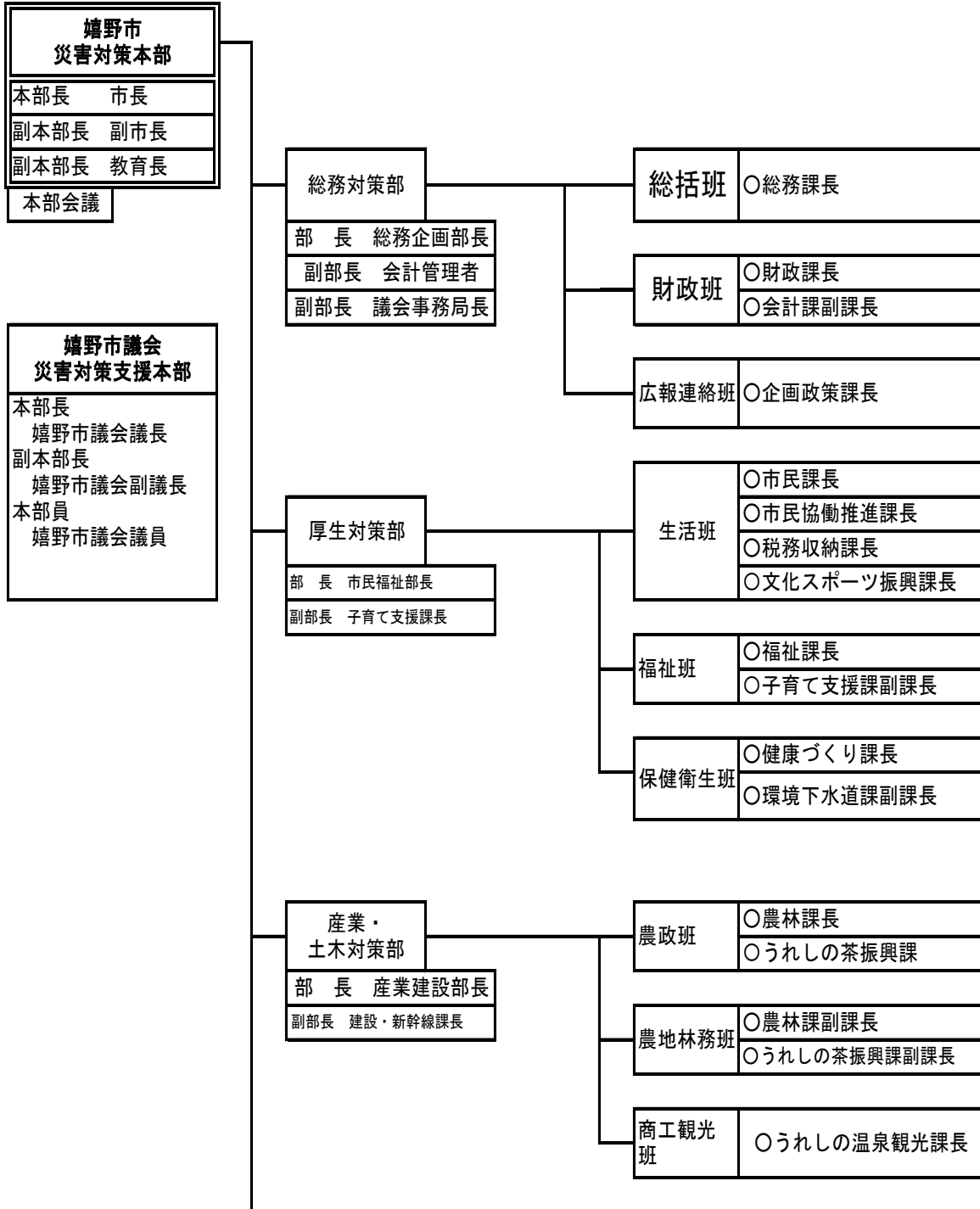
○ 災害対策の基本方針に関すること。

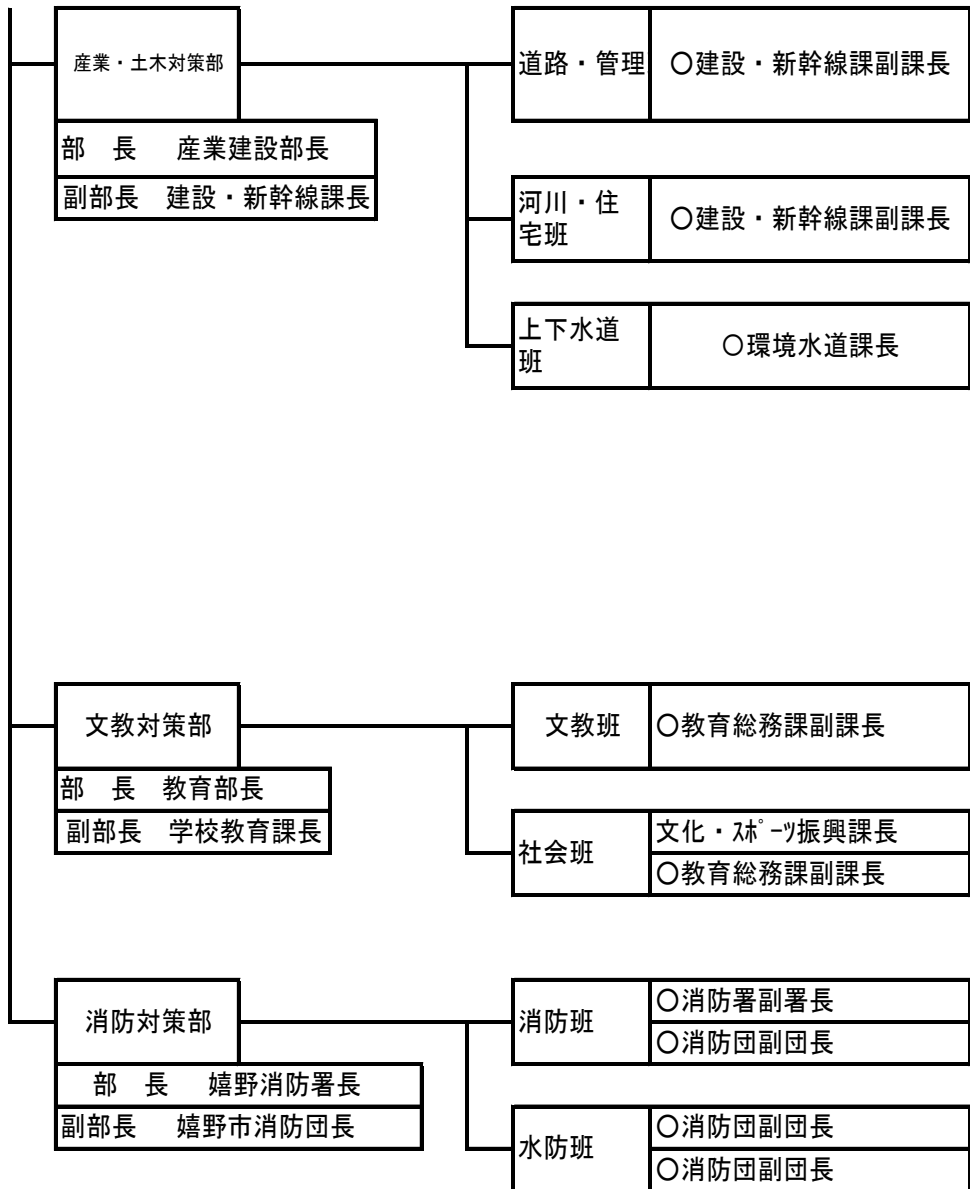
○ 災害応急対策の推進及び連絡調整に関すること。

c 本部会議は、本部長が必要に応じ招集し、庶務は総括班が担当する。

区分等	本部等名称	災害等事態本部設置基準 及び 本部等設置目的	設置場所 及び 発令者(長)	組織の構成	
				構成員の基準	主要事務内容
市の体制	災害対策 連絡室	<p><基準> ◎市内で震度4の地震が発生した場合(自動設置) ◎市内で震度3の地震が発生し、これにより被害が生じた場合で総務企画部長(不在時総務課長)が必要と認める場合 ◎総務企画部長(不在時総務課長)が必要と認める場合</p> <p><目的> 被害予想等に基づく適切な予防措置の実施及び迅速な災害対処に備えるための情報収集等</p>	<p><場所> 総務課事務室</p> <p><発令者(長)> 総務企画部長 (不在時総務課長)</p>	<p><塩田庁舎> 総務課及び各部 長が情報収集のため に必要と認める 所属職員等 3班交代制</p> <p><嬉野庁舎> 総務課及び、支所 長が情報収集のため に必要と認める 職員等 3班交代制</p>	<p>1情報収集 ・住民、施設等の状況 ・気象情報 ・県庁、関係機関の状況 ・公共交通機関の状況 ・道路、河川等注意(危険)情報 2連絡調整 ・嬉野庁舎、消防、警察との 連絡調整 ・県、公共機関等との連絡調整 3災害対策連絡室長が命じた事項等</p>
	災害警戒 本部	<p><基準> ◎市内で震度5の地震が発生した場合(自動設置) ◎市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で副市長(不在時総務企画部長)が必要と認める場合 ◎副市長(不在時総務企画部長)が必要と認める場合</p> <p><目的> 災害による被害に迅速に対処し被害を局限する</p>	<p><場所> 市役所内会議室</p> <p><発令者(長)> 副市長 (不在時 総務企画部長)</p>	<p><塩田庁舎> 副市長、総務企画 部長が情報収集の ために必要と認め る職員等</p> <p><嬉野庁舎> 総務課、支所長が 情報収集のために 必要と認める所属 職員等</p>	<p>1被災者救難、救助、保護 2施設、設備の応急復旧 3情報収集 ・地震発生状況 特に、住民の被災安否情報、施設等損壊の状況及び避難に関する情報等 ・県庁、関係機関の災害応急対策活動状況等 4連絡調整 ・同左 5災害警戒本部長が命じた事項等</p>
	災害対策 本部	<p><基準> ◎市内で震度6以上の地震が発生した場合(自動設置) ◎市内で震度5以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合で市長(不在時、副市長)が必要と認める場合 ◎市長(不在時副市長)が必要と認める場合</p> <p><目的> 災害発生を防御又は応急的救助を行う等災害拡大を防止する</p>	<p><場所> 市役所内会議室</p> <p><発令者(長)> 市長(不在時副市長)</p>	<p><塩田庁舎> 各部(課)員、教育 委員会等の職員 市長が関係機関に 派遣を求めた職員 関係機関が必要に より派遣してきた職 員等</p> <p><嬉野庁舎> 上記の塩田庁舎各 部(課)関係職員</p>	<p>1警戒の発令伝達、避難勧告指示 2消防水防その他の応急措置 3被災者救難、救助その他保護 4被害を受けた児童生徒の応急教育 5施設、設備の応急復旧 6清掃防疫その他の保健衛生 7犯罪予防、交通規制・災害地における社会秩序の維持 8緊急輸送の確保 9災害発生防禦、又は拡大防止措置等 10災害対策本部長が命じた事項等</p>
嬉野市議会	嬉野市議会 災害対策 支援本部	<p>(基準) 災害のため対策本部が設置された場合 (目的) 住民や災害対策本部と連携し、情報収集や救助活動及び応急活動を行う行為</p>	<p>(場所) 嬉野市議会内 (発令者) 市議会議長</p>	嬉野市議会議員	<p>1自らの安否及び居所または連絡場所を支援本部に報告し連絡体制を確保すること 2支援本部から情報提供をうけること及び情報収集に協力すること 3市内の被災場所又は避難所において住民と連携し、情報収集活動、救助活動、及び応急活動をすること。</p>

嬉野市災害対策本部組織表





(6) 各班の分掌事務

部名	班名	分掌事務
総務対策部	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部会議に関する事。 2 嬉野市防災会議及び関係機関との連絡に関する事。 3 災害対策本部の配備に関する事。 4 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事。 5 県災害対策本部との連絡に関する事。 6 自衛隊の災害派遣に関する事。 7 消防団の出動命令に関する事。 8 配備要員の動員及び給食に関する事。 9 災害対策用自動車の運用に関する事。 10 警戒区域の設定、避難の勧告・指示に関する事。 11 防災行政無線放送に関する事 12 他の対策分の所掌事務に属しないこと
	財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算措置に関する事。 2 災害対策用臨時電話等の設置に関する事。 3 災害対策用物品の調達、購入に関する事。 4 救援物資及び見舞金品の保管に関する事。
	広報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する広報活動に関する事。 2 報道機関との連絡、相互協力に関する事。 3 災害写真の撮影及び収集に関する事。 4 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の報告に関する事。 5 災害記録に関する事。
厚生対策部	生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救難、援助、避難その他保護に関する事。 2 避難所の設置、運営に関する事。 3 応急仮設住宅の運営に関する事。 4 炊き出し、食品の配給に関する事。 5 地域コミュニティに対する支援及び相互連絡調整に関する事。 6 避難所における男女共同参画に関する事。
	福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者、障がい者等避難行動要支援者の緊急避難に関する事。 2 社会福祉施設の災害対策に関する事。 3 ボランティアの受入、活動調整に関する事。 4 義援金、救援物資及び見舞金品の分配及び支給に関する事。
	保健衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者に対する医療活動に関する事。 2 災害時における医療、助産に関する事。 3 救護所の設置及び県への設置要請に関する事。 4 医療救護班の編成、派遣に関する事。 5 医療機関等の被害調査、災害対策に関する事。 6 災害時の食品衛生に関する事。 7 遺体の収容処理計画及び実施に関する事。 8 その他保健環境衛生に関する事。

	農政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 主要作物、営農施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 家畜伝染病予防及び防疫に関すること。 3 その他農政に関すること。
	農地林務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地、用排水路、農道、林道等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 その他農地林務等に関すること。
	観光商工班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光商工関係の被害調査及び災害対策に関すること。 2 その他観光商工に関すること。 3 防災行政無線放送の外国語放送に関すること。 4 外国人観光客の避難に関すること。
産業 土木 対策部	道路管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設関係の被害報告の取りまとめと応急対策の連絡調整に関する こと。 2 応急復旧資器材の調達に関すること。 3 地滑り等指定区域等の被害調査及び対策に関すること。 4 道路、橋梁及び河川の被害調査並びに災害対策に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 その他道路管理に関すること。
	河川住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川、砂防施設等の被害調査及び対策に関すること。 2 水防活動の総括に関すること 3 応急仮設住に関すること。 4 その他河川に関すること。 5 応急用資器材の調達に関すること 6 都市計画施設の被害調査及び災害対策に関すること。 7 住宅の被害調査報告に関すること。 8 その他住宅に関すること。
	上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害調査及び災害対策に関すること。 2 その他下水道に関すること。 3 清掃、防疫に関すること。 4 その他環境衛生に関すること。 5 災害時における給水及び飲料水の供給に関すること。 6 水道施設の災害対策に関すること。
文教 対策部	文教班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること。 2 学校等の被害調査及び応急対策に関すること。 3 その他学校教育に関すること。
	社教班	<ol style="list-style-type: none"> 1 公民館等社会教育施設及び文化財の被害調査並びに応急対策に関すること。 2 災害活動に応援する女性団体、青年団等の連絡調整に関すること。 3 その他社会教育に関すること。

消 防 対 策 部	消 防 班	1 消防活動状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 救急業務に関する事 3 火災状況等の調査及び報告に関する事 4 火災等の予防対策に関する事 5 災害現場との通信連絡に関する事
	水 防 班	1 水防活動状況の取りまとめ及び報告に関する事 2 災害現場における消防及び水防活動の実施に関する事

(7) 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、災害が激甚で、その必要があると認める場合は、現地に災害対策本部を設置する。

(8) 配備体制及び配備要員

本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、次による配備体制を整えるものとし、本部長（市長）が定める。

嬉野市災害対策本部組織の配備体制を参照

(9) 職員の応援

災害状況の推移等により各班の災害対策実施要員が不足するときは、次の措置を講じる。

ア 余裕のある他の班から応援を求める。

イ 災害対策基本法第67条の規定により他の市町に対して応援を求めるとともに必要に応じ、同法第68条の規定により県に対して職員の派遣を要請する。

(10) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合は、効率的、効果的な班の体制を確保するように努める。

3 職員の登庁等

(1) 自主登庁等

ア 総務部対策班

地震に伴う警報が発令され災害の発生が予想される時には、上司の指示を待つことなく、速やかに登庁する。

イ 災害対策に関係のある職員

勤務時間外、休日等において災害が発生し、または災害が発生するおそれがある時は、進んで対策班に連絡をとり、自発的判断で登庁するように心掛けなければならない。

(2) 配置要員の動員

配備体制に基づく配置要員の動員は、次により伝達する。

ア 勤務時間の場合

総務対策部総括班が庁内放送等により伝達する。

イ 勤務時間外及び休日の場合

必要に応じ、総務対策部総括班が電話又は直接口頭により伝達する。

(3) 登庁時の留意事項

ア 安全確保

災害が発生した場合は、自己及び家族の安全を確保して体制を整え、安全に登庁する。

イ 登庁場所

特段の指示がない限り勤務地とする。

ウ 救助

登庁中に避難誘導や負傷者の救護等迅速救助活動が必要な場合は、市職員として自覚ある行動をとる。

エ 被害状況の把握

登庁途中の状況を携帯電話のカメラ機能を活用して撮影する等して把握し、登庁後速報する。(情報収集が主目的ではない)

(4) 自宅待機

対策班等から自宅待機指示を受けた職員は、常時連絡体制を確保して登庁指示を待つ。

また、待機中は、市職員として自宅周辺での積極的な地域貢献に務める。

第2節 地震、津波の情報伝達

地震に伴う被害を最小限に止めるため、市、県及び防災関係機関は、気象庁（福岡管区気象台、佐賀地方気象台）が発表する大津波警報・津波警報、津波注意報（以下「大津波警報等」という。）、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に市民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1項 緊急地震速報（警報）、大津波警報等、地震に関する情報の種類、内容等

地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、大津波警報等、地震に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにいる人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く、歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目を覚ます。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6弱	立っていることが困難になる。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

地震に関する情報の種類

情報の種類		解 説
地震情報	緊急地震速報 (警報)	最大震度5弱以上と予想した地震の際に、強い揺れ(震度4以上が予想される地域名)を発表。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づける。
	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表するもの。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)震度3以上の地域名と市町名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや震源が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
	推計震度分布図	観測した各地の震源データをもとに、1km四方ごとに計測した震度(震度4以上)を図情報として発表。

大津波警報等に関する情報の種類

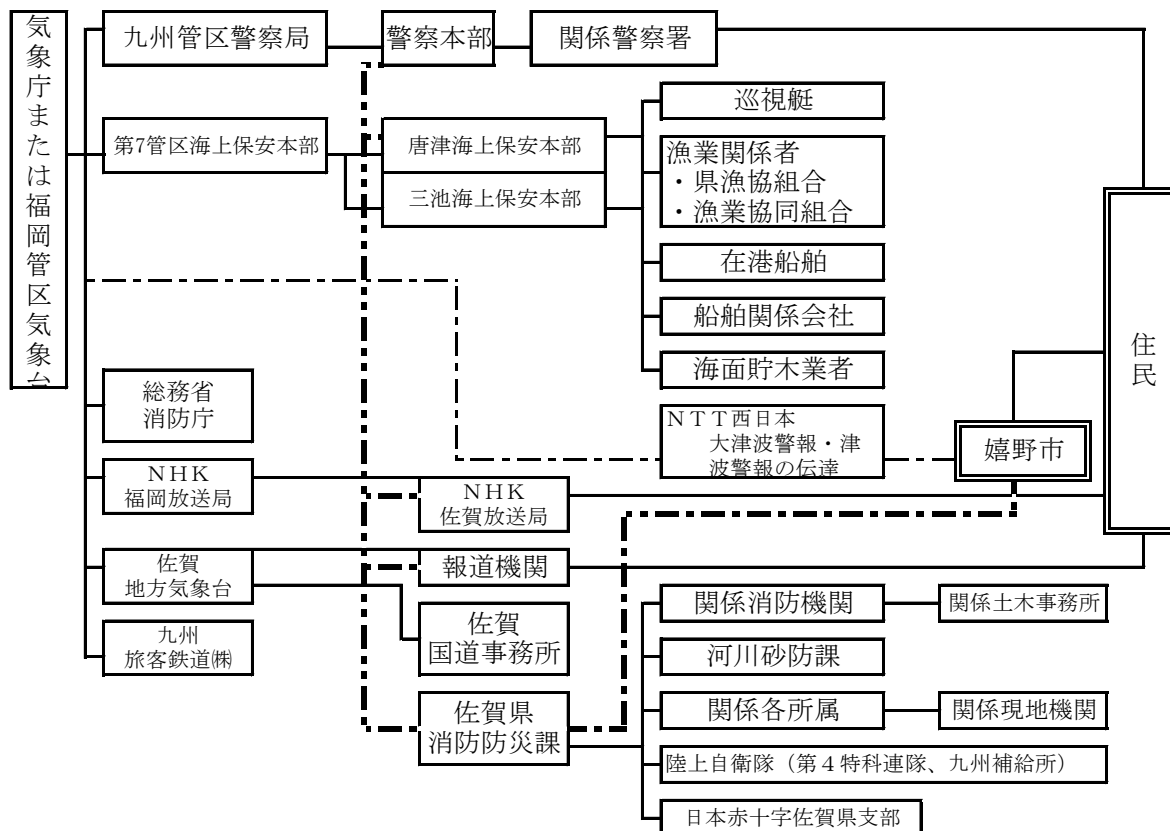
警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表	巨大地震の場合の表現		
大津波警報 (津波特別警報)	10m超 高 \leq 10m	巨大	沿岸や川沿いにいる人は、直ちに高台の安全な場所へ避難する。津波は、繰り返し襲ってくるので、安全な場所から離れない	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる
	10m 5m<高 \leq 10m			
	5m 3m \leq 5m			

※

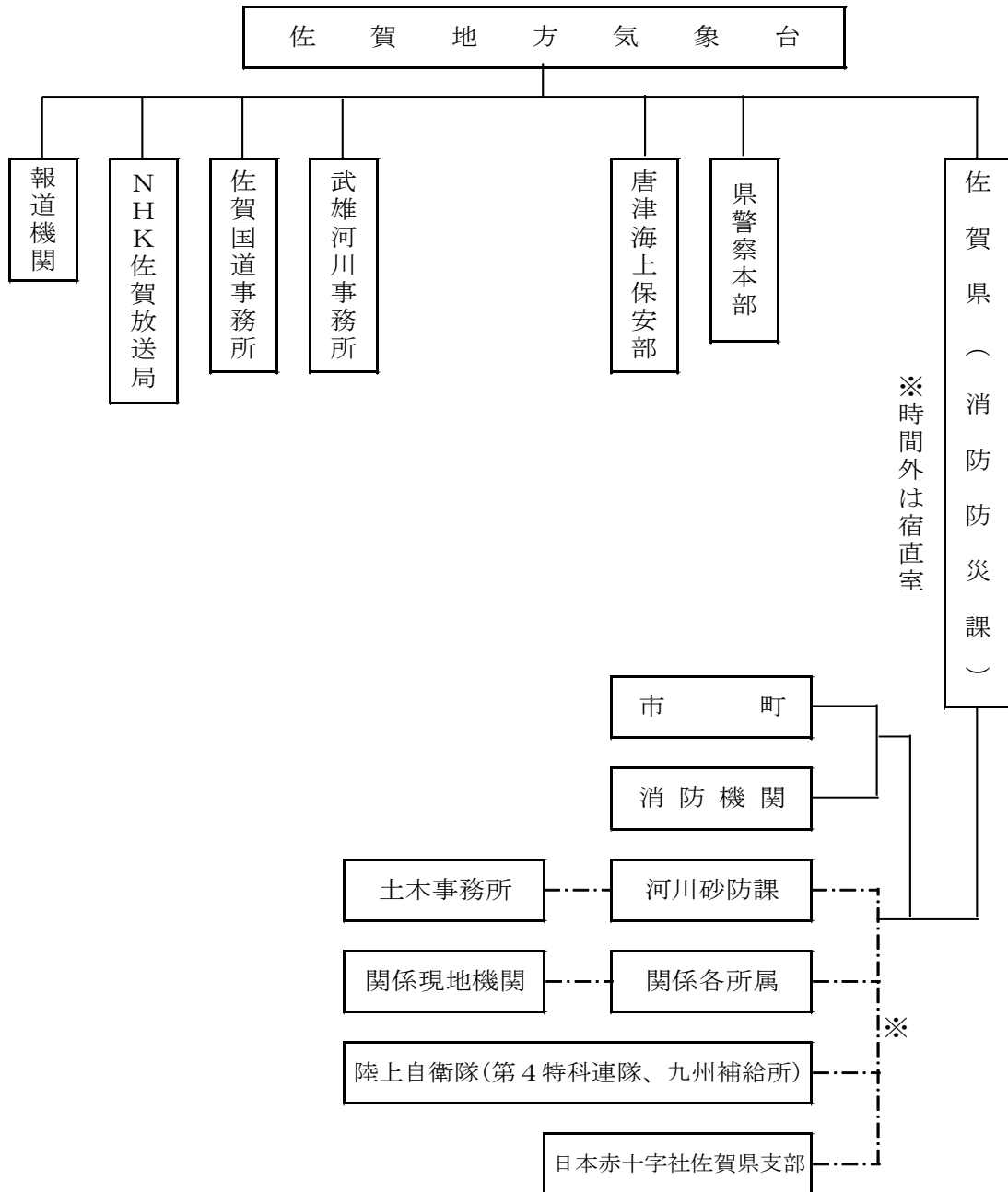
第2項 情報の伝達

1 大津波警報等、地震に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

【大津波警報等に関する情報の伝達】



【地震・津波に関する情報の伝達】



※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後、伝達（緊急の場合は、自宅から）

第3項 関係機関による措置事項

1 気象台

(1) 大津波警報等の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等報道機関、佐賀国道事務所に通知する。

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等報道機関、佐賀国道事務所に通知する。

(3) 津波予報区の範囲

予報区 …… 佐賀県北部、有明・八代海

2 県

(1) 大津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システムにより市町及び消防機関に通知する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だつた取り扱いを行うものとする。

(2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達する。

(3) 地震に関する重要な情報の伝達

地震に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達する。

(4) 防災関係機関等への地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

3 県警察からの情報

(1) 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報の通報

県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台からの通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。

(2) 大津波等警報等、地震及び津波に関する重要な情報の通報

大津波等警報等、地震及び津波に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、市民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4 市が行う大津波警報等、地震及び津波情報等に対する措置

(1) 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

ア 大津波等警報等、地震及び津波に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的

団体、防災上重要な施設の管理者、自主防災組織等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。

この場合、警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずる。

イ 地震による被害の危険度が高い施設には、情報伝達について特に配慮する。

(2) 地震災害に関する重要な情報の通報

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(3) 県からの地震に関する情報の受信取扱い

県からの伝達は、一斉指令システムによる自動一斉指令を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防署

(1) 大津波警報等、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報等、地震及び津波に関する情報について、県から通報を受けたときは、直ちに市民への周知を図る。

(2) 大津波警報等、地震及び津波災害に関する情報の伝達

地震災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂など）を収集又は入手したときは、これを市、県（消防防災課又は守衛室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、市民に周知する。

第3節 災害情報の収集・連絡、報告

市は、地震災害時において防災関係機関等と連携のもと、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し（概括的な情報や空間情報も含め、多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用い被害規模等の早期把握）、収集した情報を市民及び他の防災関係機関に迅速、的確に伝達・連絡するものとする。

また、市は法令等に基づき、被害状況等を県（国）に報告する。

第1項 収集する災害情報の種類

市が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

【第1段階】 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

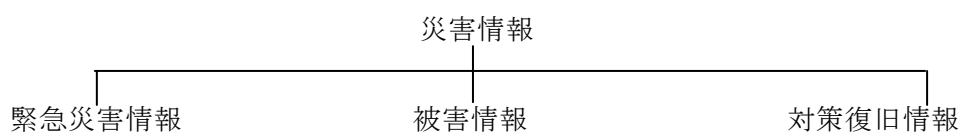
- ① 震度情報ネットワークシステムの情報
 - ア 市内の震度
- ② 画像情報
 - ア 画像伝送システムによる情報
 - イ 電子メールによる情報
- ③ 主要緊急被害情報
 - ア 概括的被害情報（人的被害、住家・建築物の被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害の発生状況等）
 - イ ライフライン被害の範囲
 - ウ 医療機関へ来ている負傷者の状況
 - エ 119番通報が殺到する状況 等

【第2段階】 被害情報（対策を機能的・効率的に進めるための情報）

- ① 人的被害
- ② 住家被害
- ③ ライフライン被害
- ④ 公共施設被害
- ⑤ 農林、商工被害（企業、店舗、観光施設等の被害） 等

【第3段階】 対策復旧情報（被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報）

- ① 応急対策の活動状況
- ② 災害対策本部の設置、活動状況 等



第2項 災害情報の収集、共有

市は、可能な限りの手段を講じて、災害情報を収集する。

県警察は、交番、駐在所等の要員及びヘリコプター、パトカー等により被害状況及び交通状況等を把握するものとする。

特に、地震被害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報については、迅速に行うよう努める。

1 防災関係機関等を活用した情報収集

地震災害の規模を早期に把握するために必要な緊急災害情報は、最重視して収集する。

(1) 消防署、県警察、関係公共機関等からの情報を収集する。

(2) 防災関係機関等からの情報収集が困難な場合等においては、職員を災害現地、状況により県の災害対策本部等に直接派遣し、情報収集に努める。

(3) 県からの情報収集

県が収集した災害情報等を現行の「佐賀県一斉指令システム」等を活用して以下の情報を収集するとともに、画像情報の配信を受ける。

ア 緊急災害情報（画像情報等被害規模を推定するための情報等）

イ 緊急被害情報（人的被害、住家・建築物の被害状況、ライフライン被害、危険物施設等の被害、火災・土砂災害の発生状況等被害規模を推定するための情報）

ウ 被害情報（人的被害、住家の被害、ライフライン被害、危険物施設等の被害、公共施設被害、農林水産、企業、店舗及び観光施設等の商工被害等対策を機能的・効率的に進めるための情報）

エ 対策復旧情報（応急対策の活動状況、被災者及び防災関係機関の対応に必要な情報等）

2 参集途上職員による緊急災害情報の収集

市の職員は、参集途上中にデジタルカメラやカメラ付き携帯電話等も活用して周囲の被災状況を把握するものとし、参集後、所属長に報告する。

報告を受けた所属長は、総務課〔総務対策部総務班〕に報告し、総務課は、これらを取りまとめて、県（消防防災課〔総括対策部〕）へ報告するものとする。

3 その他機関からの情報の活用、県職員による情報の収集

市は、防災関係機関からの情報の他に、必要に応じて、報道機関や市民等から得られる情報も活用するものとする。

県は、市ヘリエゾン（情報連絡員）を派遣し、被害情報等の把握に努める。

4 情報の共有

市、県その他の防災関係機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意思の表明を行うことなどにより、譲歩共有を図るよう努めるものとする。

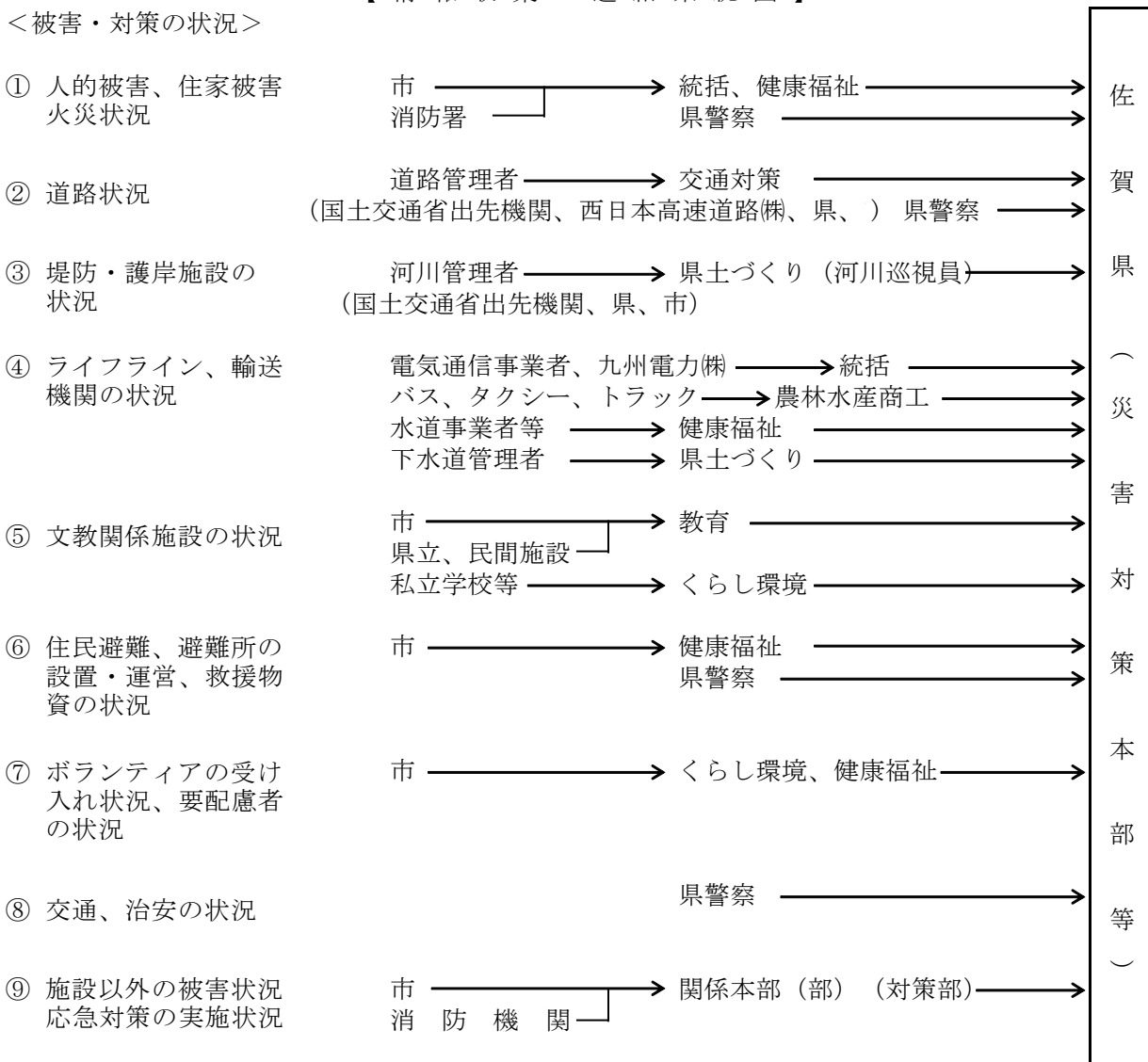
第3項 災害情報の連絡方法

市は、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し、迅速かつ的確に連絡するものとするとともに、必要に応じ、防災関係機関に対し連絡する。

災害情報の連絡に当たっては、防災行政無線、電話、ファクシミリ、電子メール等の最も迅速かつ確実な方法により行う。

市は、県及びその他防災関係機関から連絡があった災害情報及び自ら収集した災害情報について、必要に応じ、防災関係機関に対し連絡する。

【 情報収集・連絡系統図 】



第4項 被害状況等の報告

市及び消防署は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災

第267号)に基づき、県(国)に対し、被害状況等を報告する。

1 報告責任者

災害情報は、災害対策上極めて重要なものであるから、市は、報告責任者を定め、数字等の調整を含め、責任を持った報告をするものとする。

2 報告の要領

(1) 報告の種類等

種 類	報 告 す る 情 報	時 期
被害概況即報	緊急災害情報 (1) 震度情報ネットワークシステムの情報 (2) 画像情報 (3) 主要緊急被害情報 ① 概括的被害情報(人的被害、住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等) ② ライフライン被害の範囲 ③ 医療機関へ来ている負傷者の状況 ④ 119番通報が殺到する状況 等	災害の覚知後直ちに (特に、震度4以上の地震が発生した場合、又は大津波警報が発表された場合には、30分以内に応急対策の状況を含めて、報告する。)
被害状況即報	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 災害対策本部の設置、活動状況	逐次
災害確定報告	被害情報 人的被害、住家被害、ライフライン被害 等 対策復旧情報 (1) 応急対策の活動状況 (2) 災害対策本部の設置、活動状況	応急対策を終了した後 20日以内

(2) 報告を必要とする災害の基準

<p>災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、県が内閣総理大臣に報告するもの</p> <p>〔災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、市が県に報告できずに、内閣総理大臣に報告する場合も含む〕</p>	<p>(ア) 県において災害対策本部を設置した災害</p> <p>(イ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て特に報告の必要があると認められる程度の災害</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に定める災害になるおそれのある災害</p>
<p>災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき、消防庁（長官）に報告するもの</p>	<p>(ア) 災害救助法の適用基準に合致する災害</p> <p>(イ) 県又は市が災害対策本部を設置した災害</p> <p>(ウ) 2県以上にまたがるもので、1の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じている災害</p> <p>(エ) 被害に対して、国の特別の財政援助を要する災害</p> <p>(オ) 被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害になるおそれがある災害</p> <p>(カ) 地震が発生し、県の区域内で震度4以上を記録した地震災害</p> <p>(キ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められる災害</p>

災害対策基本法に基づき県（又は市）が行う内閣総理大臣への被害状況等の報告は、災害報告取扱要領又は火災・災害等即報要領に基づき行う消防庁（長官）への報告と一体的に行うものであり、報告先は消防庁である。

(3) 報告の要領

ア 被害概況即報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式（県災害対策運営要領）に基づく内容とし、地震災害の発生後直ちに、市は、県関係現地機関、県各本部（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部（各対策部）を経由して、県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部（各対策部）に報告できない場合は、直接県（消防防災課〔総括対策部〕）に報告するものとする。

県（消防防災課〔総括対策部〕）は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告（緊急災害情報）及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁及び関係地方公共団体にも連絡する。

なお、震度4以上の地震、大津波警報が発生した場合には、市、防災関係機関は、地震発生後20分以内に、把握できた範囲内の概括的被害情報（人的被害、

住家被害、危険物施設等の被害状況、火災・土砂災害等の発生状況等)及び応急対策の状況等について、様式(県災害対策運営要領)により、直接県(消防防災課〔総括対策部〕)に報告するものとし、県(消防防災課〔総括対策部〕)は、30分以内に、消防庁に報告するものとする。

ただし、当該区域内で震度5強以上を記録した場合(被害の有無は問わない)又は、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

また、消防署への通報が殺到した場合、市は、その状況を県のほか、直接消防庁に対しても報告するものとする。

イ 被害状況即報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、一斉指令の災害報告機能によるもの及び様式(県災害対策運営要領)に基づく内容とし、市は、県関係現地機関、県各本部(各対策部)を経て、県(消防防災課〔総括対策部〕)に報告する。

また、防災関係機関及びその他機関は、県各本部(各対策部)を經由して、県(消防防災課〔総括対策部〕)に報告する。

ただし、県関係現地機関、県各本部(各対策部)に報告できない場合は、直接県(消防防災課〔総括対策部〕)に報告するものとする。

県(消防防災課〔総括対策部〕)は、市町、防災関係機関及びその他機関からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、消防庁へ報告する。また、必要に応じ、関係省庁にも報告する。

ただし、通信手段の途絶により県に報告できない場合には、市は、直接消防庁へ報告するものとする。その後、県と連絡がとれるようになった場合は、県に報告するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町(外国人のうち旅行者などは外務省)又は都道府県に連絡する。

市は、住家の被害状況が、災害救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の即報とは別に、住家等被害状況速報を県(消防防災課〔総括対策部〕)に報告するものとする。

ウ 災害確定報告

被害状況等の最終報告であり、所定の様式、方法に基づき、応急対策を終了した後20日以内に、報告する。報告の経路は、②のとおりとする。

《連絡窓口》

・消防庁

区分		平日 (9:30~18:15) 応急対策室	左記以外 宿直室
NTT 回線	TEL	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災 無線	TEL	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星 通信 ネット ワーク	TEL	9-048-500-90-49013	9-048-500-90-49102
	FAX	9-048-500-90-49033	9-048-500-90-49036

・県

区分		平日 (8:30~17:15) 消防防災課 (総括対策部)	左記以外 守衛室
NTT回線	TEL	0952-25-7026 0952-25-7027	0952-24-3842
	FAX	0952-25-7262	
消防防災無線	TEL	721	
	FAX	728	
地域衛星通信 ネットワーク	TEL	9-733	
	FAX	9-7811	

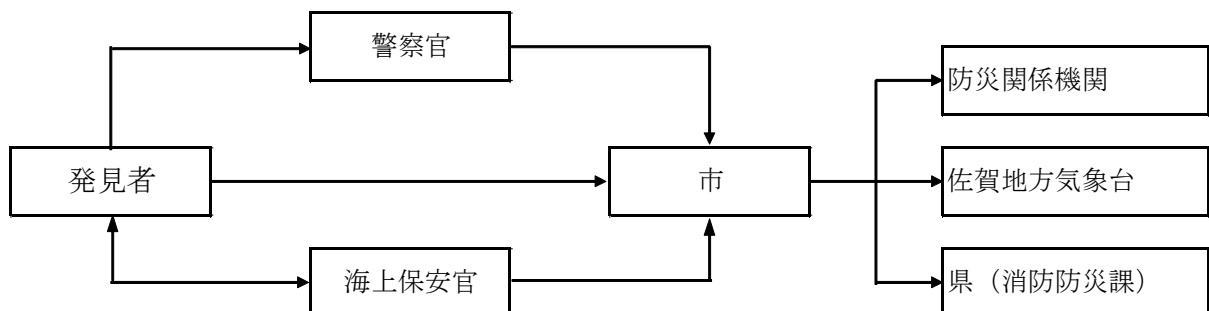
(4) 防災関係機関等の協力

指定地方行政機関、指定公共機関等防災関係機関は、市及び県が行う災害情報の収集に積極的に協力するとともに、自ら調査収集した災害情報について、努めて市及び県へ通報又は連絡する。

第5項 異常現象発見時の通報

市は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（消防防災課）、防災関係機関、佐賀地方気象台に通報する。

1 通報系統図



2 通報を要する異常現象

地震動によ
り引き起こ
される現象

… 地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭 等

その他地震
に関するも
の

… 群発地震、噴火現象

3 通報項目

- (1) 現象名
- (2) 発生場所
- (3) 発見日時分
- (4) その他参考となる情報

第4節 労務確保計画

第1項 実施責任

応急対策の状況に応じた労働力の確保は、各応急対策を実施する各防災関係機関が行う。

第2項 労働者の確保

地震災害等により、防災関係機関が自ら必要な労働力を確保することが困難な場合は、県は、佐賀労働局（各公共職業安定所）に対して、労働力の確保のための協力要請を行う。

市は、労働力を必要とする場合は、直接所轄の公共職業安定所に対し、文書又は口頭で、次の事項を明示し、求人の申込みを行う。

- 1 職種別求人数
- 2 作業場所及び作業内容
- 3 作業時間
- 4 賃金の額
- 5 雇用日数

第3項 労働者の作業内容

労働者の作業内容は、次のとおりとする。

- 1 瓦礫等の除去、道路等復旧作業
- 2 り災者の避難、救出
- 3 医療及び助産における移送
- 4 救援物資の整理配分及び輸送
- 5 遺体の搜索、処理等（埋葬を除く）

第5節 従事命令及び協力命令

知事、市長等（市長、市長の委任を受けてその職権を行う市職員、市長若しくはこの職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは警察官、以上の者がその場にいないときは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官を含む。）は、応急措置を実施するため特に必要があると認めるとき、又は緊急の必要があると認めるときは、法令等に基づき、従事命令、協力命令を執行する。

第1項 従事命令等の種類

1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	種類	執行者	根拠法令
災害応急対策作業 (応急措置一般)	・従事命令 ・協力命令	知事 (委任された場合は市長)	災害対策基本法第71条 第1項・第2項
災害救助作業 (救助法に基づく救助)	・従事命令 ・協力命令	知事	災害救助法第24条、 同法第25条
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	・従事命令	市長等	災害対策基本法第65条 第1項、第2項
危害防止のための措置	・措置命令	警察官	警察官職務執行法第4条
非常事変に際し必要がある ときの協力	・協力命令	海上保安官	海上保安庁法第16条
消 防 作 業	・従事命令	消防吏員、消防団員	消防法第29条第5項
水 防 作 業	・従事命令	水防管理者 水防団長 消防機関の長	水防法第24条

2 従事命令又は協力命令の対象者

命 令 の 区 分	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令	応急措置又は救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長・警察官・海上保安官の従事命令	市内の市民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察職務執行法による措置命令	その場に居合わせた者、その事物の管理者 その他関係者
海上保安庁法による協力命令	付近にある人及び船舶
消防法による消防吏員・消防団員の従事命令	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者・水防団長・消防機関の長の従事命令	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

第2項 発動方法等（補償等を含む）

1 従事命令等の公用令書の交付

- (1) 災害対策基本法による公用令書の交付（災害対策基本法第81条、同法施行令第34条）

市長は、従事命令又は協力命令を発したとき、及び発した命令を変更し、又は取消す時は、それぞれ公用令書を交付して行うものとする。

- (2) 公用令書の様式は、災害対策基本法施行規則第7条に定めるところによる。

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

市は、地震災害、津波災害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命救助又は財産の保護のため自衛隊の支援が必要な場合、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、自衛隊の災害派遣出動を要請する。

第1項 災害派遣要請基準

- 1 地震災害、津波災害のおそれがあるとき又は災害が発生したときにおいて、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合
- 2 自衛隊の災害派遣要請について、市から要求があった場合
(一般に、公共性、緊急性、非代替性の要件が必要とされる。)

第2項 災害派遣要請の手続

- 1 要請者
知事（他に、海上保安庁長官、管区海上保安本部長、空港事務所長）
(※ 市長は、知事に対し自衛隊派遣要請を要求する。)

- 2 要請先

区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署
陸上自衛隊	第4特科連隊長	第3科
	九州補給処長	装備計画部企画課
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

ただし、緊急の場合は、「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長に対し、要請することができる。

- 3 要請の手続

市長は、次の事項を明らかにした文書をもって、県知事に対し、自衛隊の災害派遣出動の要請を行う。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考になるべき事項

この要請は、総務部（総務課）が担当し、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電話によるものとし、事後において速やかに、文書を提出す

るものとする。

「自衛隊の災害派遣に関する訓令」第3条に規定する自衛隊の部隊の長一覧

区分	部 隊 の 長	住 所 (担任部署)	電話番号	災害派遣の担任
陸 上 自 衛 隊	西部方面総監	熊本市東区町1-1-1 (総監部防衛運用班)	(096) 368-5111	九州
	第4師団長	福岡県春日市大和町5-12 (師団司令部第3部)	(092) 591-1020	福岡県、佐賀県 長崎県、大分県
	第4特科連隊長	久留米市国分町100 (連隊本部第3科)	(0942) 43-5391	佐賀県(鳥栖市、 神崎市、神埼郡、 三養基郡を除く)
	九州補給処長	神埼郡吉野ヶ里町立野 (企画課防衛班)	(0952) 52-2161	鳥栖市、神崎市、 神埼郡、三養基郡
海上 自 衛 隊	佐世保地方総監	長崎県佐世保市平瀬町 (防衛部第3幕僚室)	(0956) 23-7111	九州(大分県、宮 崎県を除く) 及び山口県の一 部
航 空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令官	福岡県春日市原町3-1-1 (防衛部運用課)	(092) 581-4031	九州(宮崎県を除 く)、広島県、岡 山県、愛媛県、高 知県
	第8航空団司令	福岡県築上郡椎田町 西八田	(0930) 56-1150	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町 大字芦屋1455-1	(093) 223-0981	

※時間外は、当直司令が連絡を受ける。

4 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求等

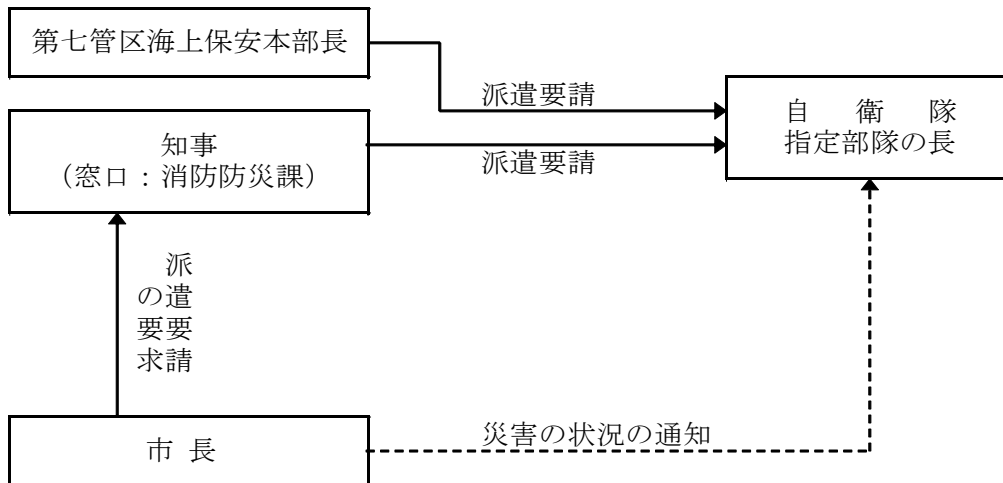
- (1) 市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。
- (2) 市長は、通信の途絶等により、(1)の要求が知事に対しできない場合には、その旨及び災害の状況を、2の要請先に通知することができる。この通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

5 予防派遣

災害派遣の要請は、既に災害が発生している場合のみならず、災害がまさに発生しようとしている場合においても行うことができる。

※ 実例：平成4年5月～6月大分県風倒木処理において予防派遣を実施

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合に行う。

第3項 自衛隊の自主派遣

地震災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないときは、自衛隊は、要請を待つことなく、その判断に基づいて自主派遣を行う。
(自衛隊法第83条第2項)

この場合においても、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

自主派遣を行う際の判断基準とすべき事項は、防衛省防災業務計画第3の6の(2)のとおりである。

第4項 自衛隊の活動範囲

(自衛隊)

活動項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した手段によって情報収集活動を行って、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関が提供）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を行う。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。（注*）
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去等を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

注) 被災者に対する被服、寝具、天幕等の物品の無償貸付（最大限3か月）及び食料品、飲料水、医薬品、消毒剤・炊事及び灯火用燃料等の消耗品の物品を譲与することができる。これらの貸付譲与は市長を通じて行う。

応急復旧を行う者に対して、修理用器具、照明用器具、通信機械、消毒用器具等を無償で貸与することもできる。

第5項 派遣部隊への措置（受入れ体制）

1 市の措置

市長は、県又は自衛隊から災害派遣の通知を受けたときは、速やかに派遣部隊の宿舎、車両及び資機材等の駐車場及び保管場所の確保、その他受入れのために必要な措置を講じるものとする。

(1) 部隊の受入準備

ア 市の職員のうちから、派遣部隊及び県との連絡を担当させるため、連絡担当員を指名する。

イ 連絡担当員は、応援を求める作業内容又は作業方法ごとに必要とする人員、資機材等の確保、その他について計画し、部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備しておく。

ウ 部隊が集結した後、直ちに派遣部隊の長とイの計画について協議し、調整の上、必要な措置を講じる。

(2) 部隊誘導

地理に不案内の他県の部隊のため、職員又は消防団員等をもって、派遣部隊を集結地に誘導する。

(3) 自衛隊の活動等に関する報告

市は、派遣部隊の長から、当該部隊の長の官職氏名、隊員数、到着日時、さらに従事している作業の内容その進捗状況等について報告を受け、適宜、県消防防災課（総括対策部）に報告するものとする。

2 県の措置

県（災害対策本部）は、自衛隊が要請の趣旨に沿って救援活動が円滑に実施できるよう、被災地の市町等との業務の調整、その他必要な事項について所要の措置をとるものとする。

(1) 連絡所の設置

県庁内及び被災地を所管する土木事務所の庁舎内に、自衛隊連絡所を設置する。

(2) 宿舎の斡旋

派遣部隊の宿舎を必要とする場合は、県が、関係市町と協議して斡旋する。

(3) 災害派遣部隊用の施設

県は、派遣部隊の用に供するため予め指定した施設を充てるものとする。派遣部隊の長は、災害対策本部長（知事）、現地災害対策本部長又は地区対策班総括班長（土木事務所長）に申し出て、この施設を使用するものとする。

災害派遣部隊用施設一覧

市町名	部隊連絡所	電話	宿舎	駐車場
佐賀市	県正庁	0952-24-2111	致遠館高校 体育館	致遠館高校 グラウンド
			佐賀西高校 //	佐賀西高校 //
小城市			小城高校 //	小城高校 //
神崎市	神崎土木事務所	0952-52-3187	神崎清明高校 //	神崎清明高校 //
鳥栖市	鳥栖土木事務所	0942-83-4176	鳥栖工業高校 //	鳥栖工業高校 //
			佐賀競馬場	佐賀競馬場
唐津市	唐津土木事務所	0955-73-2861	唐津商業高校 //	唐津商業高校 グラウンド
			唐津南高校 //	唐津南高校 //
伊万里市	伊万里土木事務所	0955-23-4151	伊万里高校 //	伊万里高校 //
			伊万里商業高校 //	伊万里商業高校 //
武雄市	杵藤土木事務所	0954-22-4184	武雄高校 //	武雄高校 //

第6項 活動用資機材の準備

1 自衛隊が準備する器材等

自衛隊が災害派遣にあたり準備する器材等は、おおむね次のとおりである。

- (1) 通信、輸送、会計、整備及び衛生の部隊で自衛隊のためにする諸器材
- (2) 自衛隊の長が定める現有装備品（増加装備品を含む）及び現有訓練用品等
- (3) 山地、河川、湖沼等及び水害時等危険を伴う災害時における派遣にあつては救命胴衣、浮輪及び命綱その他安全上必要な装備品
- (4) 自衛隊等の指揮連絡用の火器及びロープ発射機等災害救援のために直接必要な火薬類
- (5) 派遣部隊等の糧食
- (6) 派遣部隊等の車両燃料及び油脂
- (7) 派遣部隊の衛生資材で、患者の収容、治療、護送、防疫に必要なもの、及び浄水錠、救急包帯等、自衛隊が準備する前記の器材等以外のもので作業に必要なものは、すべて県又は市が準備するものとする。

ただし、前記の器材等と同様のものを県又は市で準備している場合は、自衛隊はこれを使用することができる。

2 相互連絡

県及び自衛隊は、防災の用に供する器材のうち関係あるものの種目、性能、数量、集積場所（所管部隊名）等について、予め相互に連絡し、異動を生じた場合は、速やかに補正するものとする。

第7項 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関（自治体）が負担するものとし、2以上の自治体の区域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く）損害の補償
- 5 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議するものとする。

第8項 撤収手続

1 撤収時期

災害派遣の目的が達成され、その必要性がなくなつたと認めるとき。

2 撤収方法

市長は、県知事に対し、自衛隊災害派遣の目的が達成されたと認める場合には、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、災害派遣撤収要請の依頼をする。

3 撤収要請の手続き

撤収要請は、災害派遣撤収要請依頼書によるものとする。

様式1 災害派遣要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由

- 2 派遣を希望する期間

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）

- 4 その他参考となるべき事項

様式2 撤収要請依頼書

文 書 番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

市長名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

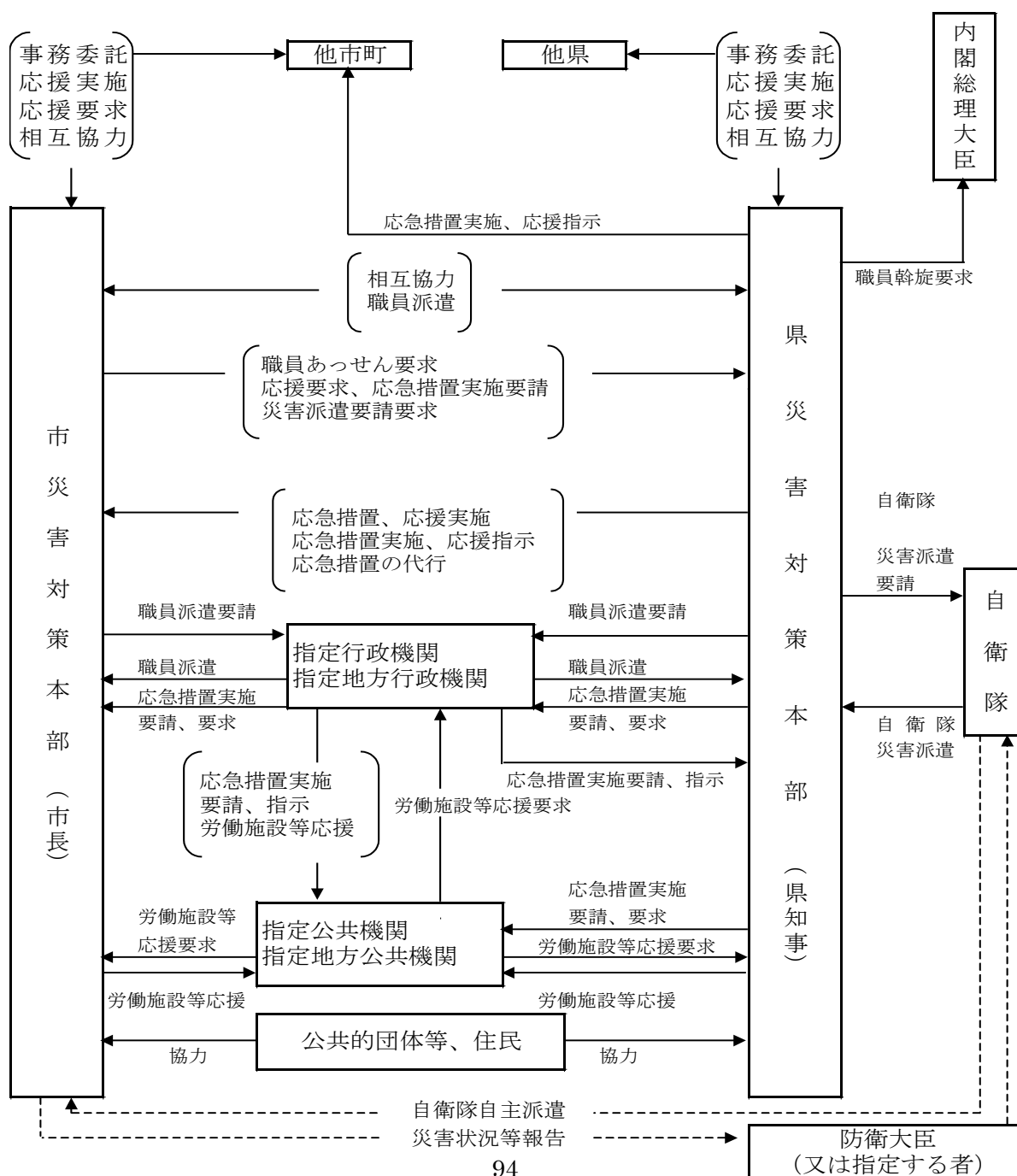
第7節 応援協力体制

地震災害、津波災害による被災地での災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、国、県、市及びその他防災関係機関は、相互に協力して応急対策を実施する。

さらに、防災関係機関は、地震災害、津波の規模等を踏まえ、その責務と処理すべき業務を独力では遂行できないと判断する場合は、予め締結している相互応援協定等に基づき、他の地域の機関に対し、応援を要請するものとする。

なお、応援要請が迅速に行えるよう、予め関係機関相互で要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

【地震災害時の応急対策強力関係図】



第1項 相互協力体制

1 市が実施する措置

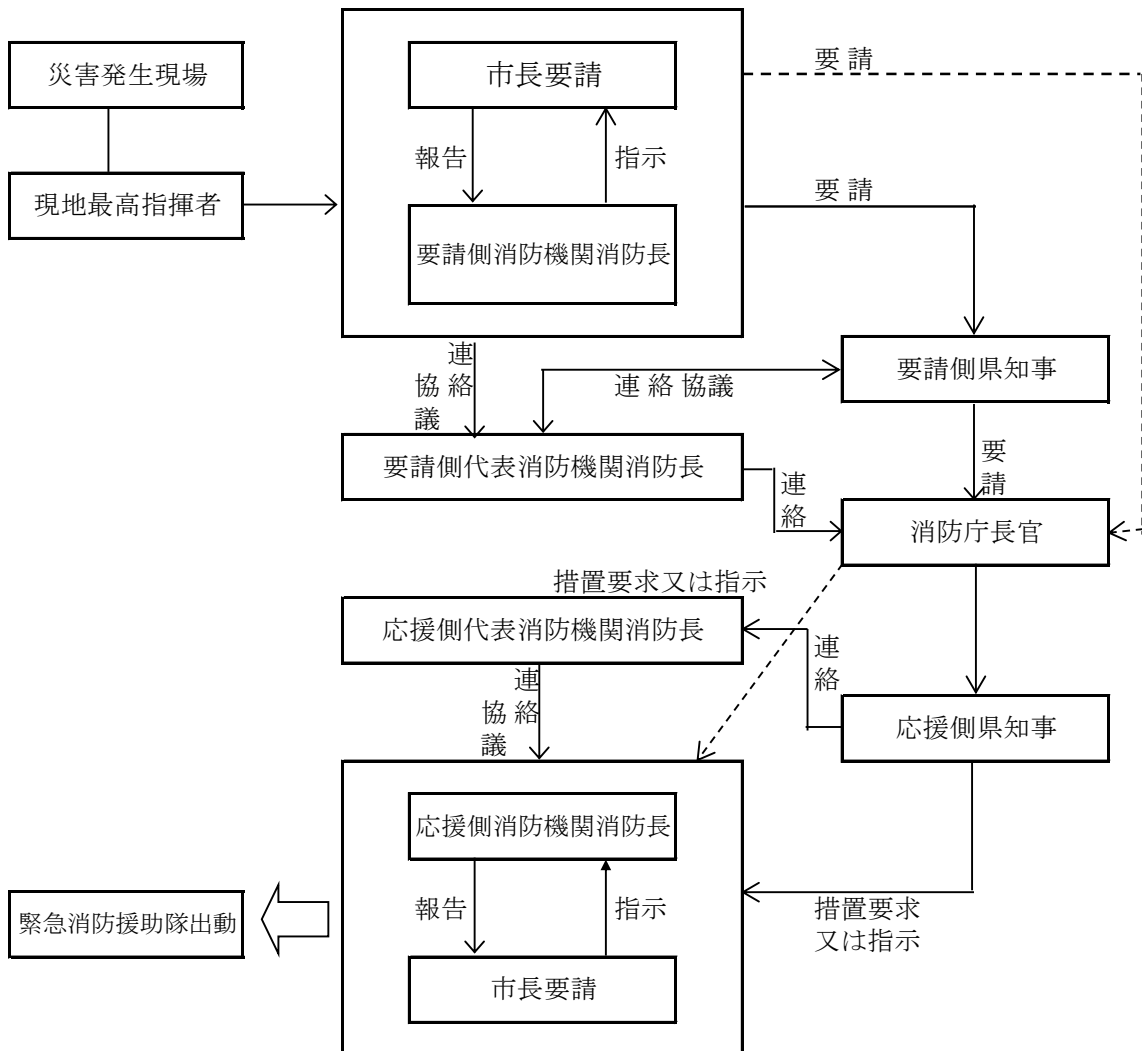
(1) 他の市町への応援要請

市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町に対し、応援要請を行うものとする。

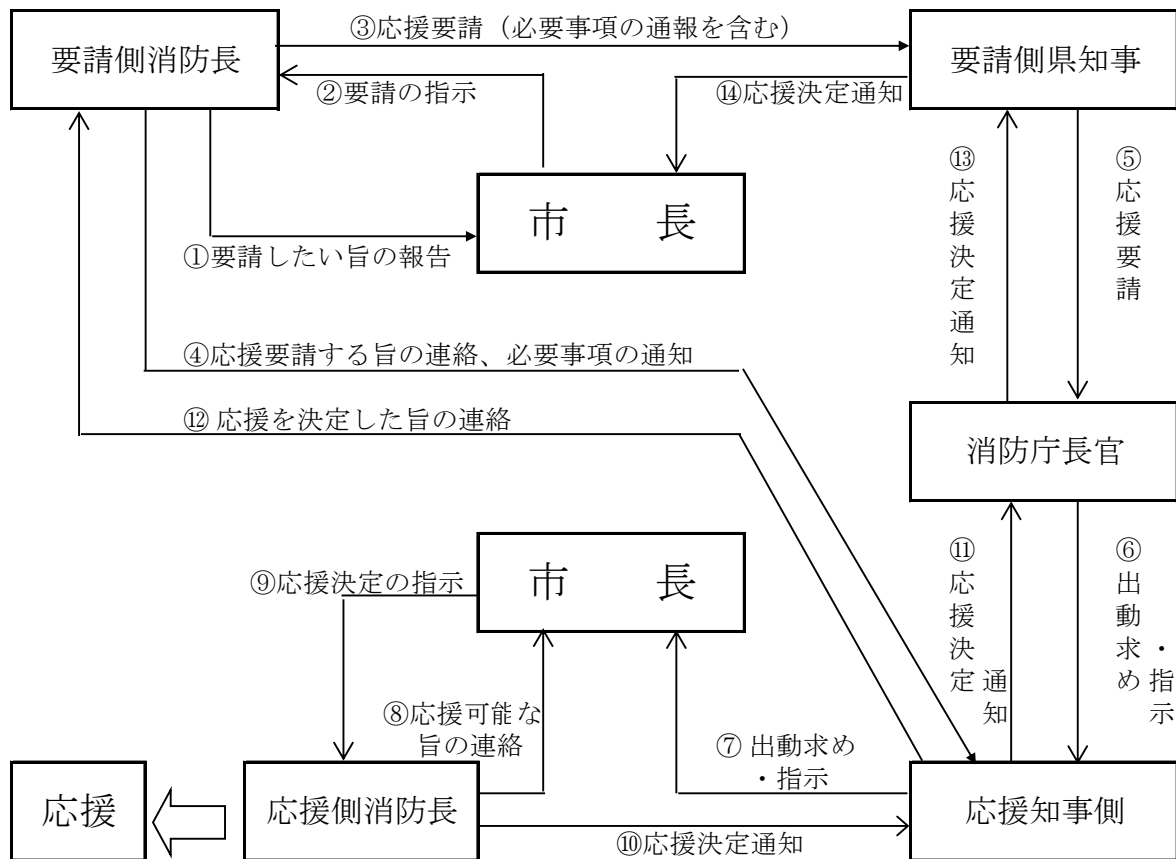
(2) 緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援の要請

市又は消防署は、災害応急対策の必要があると認める場合は、「緊急消防援助隊運用要綱」「佐賀県緊急消防援助隊受援計画」又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項」に基づき、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を、県に対し、要請する。

【緊急消防援助隊の要請図】



〈広域航空消防応援の要請図（都道府県がヘリコプターを保有する場合）〉



(3) 県への応援要請及び職員の派遣要請又は斡旋の要請

- ア 市は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認める時は、県に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施について要請するものとする。
- イ 市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある時は、県に対し、他の市町、県、指定地方行政機関の職員の派遣要請又は派遣の斡旋を求めるものとする。
- ウ 派遣要請者は、市長、市の委員会又は委員で、要請先は県消防防災課（総括対策部）とする。
- エ 要請必要事項

要請の必要事項は、別表のとおりであるが、緊急時にはとりあえず電話等により要請し、後日文書で改めて処理するものとする。

(4) 指定地方行政機関等への職員の派遣要請

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

市が実施する応援要請の必要事項及び根拠

要請の内容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
他の市町に対する応援要請 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請	(1) 災害の状況 (2) 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 (4) 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） (6) その他必要な事項	・災害対策基本法第67条 ・災害対策基本法第68条
自衛隊災害派遣要請(要求)	本章第6節自衛隊災害派遣計画参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合	(1) 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 (2) 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他必要な事項	・災害対策基本法第29条 ・同法第30条 ・地方自治法第252条の17
他県消防の応援の要請を求める場合	(1) 災害発生日時 (2) 災害発生場所 (3) 災害の種別・状況 (4) 人的・物的被害の状況 (5) 応援要請日時 (6) 必要応援部隊数 (7) その他の情報	消防組織法第44条

(5) 消防団との協力

消防団は、市や消防署との協力体制の下、地震災害時には下記の項目について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 避難誘導活動
- イ 河川やがけ地等の危険箇所の警戒巡視活動
- ウ 被災者の救出・救助活動
- エ 土のう積み等の災害防除活動
- オ その他の災害応急対策業務

(6) 自主防災組織との協力

自主防災組織（事業所等の自衛防災組織を含む。）は、市との協力体制の下、地震災害時には下記の項目等について円滑な防災活動を行うものとする。

- ア 地震発生時における出火の防止及び初期消火活動への協力
- イ 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- ウ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力

- エ 被災地域内の社会秩序維持への協力
 - オ その他の災害応急対策業務（地域、市の体制等勘案して）への協力
- (7) 民間団体の協力

災害時における民間団体への協力の要請は、次によるものとする。

組織の種別及び活動内容

団 体 名	活 動 内 容	協力要請の際の担当課
行政嘱託員会 (区長会)	ア 救援物資の配給 イ 災害情報の収集、報告 ウ 遺体の捜索及び救助の協力 エ その他災害応急措置	総務課
赤十字奉仕団	ア 災害時における看護奉仕 イ 炊出し、食料の配給奉仕等り災者の世話 ウ 救助物資（金）の配給及び整理 エ 災害現場の後始末	福祉課
民間ボランティア	ア り災者の救出 イ 災害応急復旧等作業の応援	福祉課

第2項 相互協力の実施

1 基本的事項

各防災関係機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障がない限り、協力又は便宜を供与するものとする。また、応急対策の実施に当たっては、各防災関係機関は、予め定めた協議、協定等に基づき、誠意をもって対処するものとする。

2 応援を受けた場合の費用の負担

(1) 他の地方公共団体の応援を受けた場合の応急措置に要する費用の負担は、災害対策基本法第92条に定めるとおり応援を受けた側が負担することになるが、相互応援協定に特別の定めがある場合は、これによるものとする。

(2) 費用の負担の対象となるものは、概ね次のとおりである。

- ア 派遣職員の旅費相当額
- イ 応急措置に要した資材の経費
- ウ 応援業務実施中において第三者に損害を与えた場合の業務上補償費
- エ 救援物資の調達、輸送に要した経費
- オ 車両機器等の燃料費、維持費

第3項 応援協定

1 消防相互応援

市は隣接市町（隣接の県外市町を含む）と、消防機関は他の全消防機関と、予め締結している消防相互応援協定に基づき、応援を求める。

（現在の消防相互協定締結状況：「第2編第3章第7節第1項1(2)」参照）

2 災害時相互応援協定

市は、予め隣接市町と災害時相互応援協定を締結し、これにより応援を求める。
また、遠隔地の市町からの支援が効果的であることから、市は県外市町との災害時相互応援協定の締結を推進するとともに、輸送方法やルートの確認に努める。

（現在の災害時相互応援協定状況第2章第2節第3項1《災害時の相互応援協定》参照）

第4項 受援のための措置

市及び防災関係機関は、他の地方公共団体、防災関係機関、国、民間ボランティア及び企業などからの支援・協力等を効果的・効率的にうける為、応援機関の受け入れに必要な措置を講ずるものとする。

第8節 通信計画

地震の発生に伴う電気通信設備等の被災や通話の輻輳などにより、一般加入電話の使用が困難となった場合においては、防災関係機関は、多様な通信手段を活用するとともに、専用通信設備等の応急復旧を速やかに行い、災害時における通信の確保を図る。

第1項 多様な通信手段の利用

市は、次に掲げる通信手段を適切に利用して、災害情報の伝達、円滑な応急対策の実施に必要な情報の通信を行うものとする。

1 市防災行政無線

市民への情報伝達、消防団への出動命令等に利用する。

2 県防災行政無線

県との通信を基本とし、市町間及び関係機関との補完的な通信手段として利用する。

(ネットワーク化した通信網＝メール、電話、FAX、映像、防災情報等のデータ送受信)

3 優先利用できる一般加入電話

(1) 災害時優先電話

災害時において、一般加入電話回線が異常に輻輳した場合にも、発信規制の対象とされない固定電話と発着信規制の対象とされない携帯電話であり、契約者(公共機関等)からの申し出により協議のうえ設置している電話。

(2) 非常・緊急通話

災害応急対策等に必要内容の通話である場合、他の通話に先立って、NTT西日本のオペレーターが直接相手に接続する通話。

【利用方法】ダイヤル102番を回し、「非常通話」、「緊急通話」である旨を告げる。

その後、NTT西日本のオペレーターの指示に従って通話する。

4 移動体通信(携帯電話等)

対策本部各部相互、現地において応急対策に従事している者及び他の機関への発信の補完的な通信手段として利用する。(携帯電話等)

5 非常通信

地震災害等非常の事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合において、有線電話が途絶したり、又は輻輳して事実上利用できない状態になった時は、電波法第52条第4号及び第74条第1項の規定に基づき、非常通信(無線局の目的外運用)を行う。

(1) 非常通信として、取り扱える通信の内容

- ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの。
- イ 大津波警報等に関するもの
- ウ 非常事態に際しての交通制限、その他の秩序、又は緊急措置に関するもの。
- エ 気象観測資料、鉄道、道路、電力設備、要員の確保、その他緊急措置に関するもの。
- オ 災害対策本部、防災関係機関等が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの。

(2) 非常通信の発信資格者又は依頼者

- ア 県、市、災害対策本部、日本赤十字社、消防機関、電力会社、鉄道会社
- イ 新聞社、通信社、放送局
- ウ その他人命の緊急救助措置又は急迫の危険に関するものであれば一般でも可能。

(3) 非常通信の依頼先

佐賀地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局

6 放送機関の利用

市は、地震災害時において、緊急に、通知、要請、伝達又は警告をする必要があり、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し若しくは有線電気通信法第3条第4項第4号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用し、又は放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

但し、放送事業者と協議して定めた手続きにより、これをおこなわなければならない。

7 インターネットの利用

インターネットを利用して、メール、画像及びデータ等による情報伝達を行う。

8 その他

アマチュア無線、赤十字無線奉仕団への協力要請

第2項 通信施設の応急復旧

市は、地震災害が発生した場合、重要通信を確保し、あるいは被災した市防災行政無線を迅速に復旧するため応急復旧に必要な要員・資機材を確保し、速やかに応急復旧を行う。

また、直ちに総務省（九州総合通信局）に連絡し、重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。

第9節 救助活動計画

地震災害により救助すべき者が発生した場合には、消防署、市、県、県警察及び災害派遣された自衛隊は、相互に協力し、迅速かつ的確な救助活動を行う。

また、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自発的に救助活動を行うとともに、消防署等が行う救助活動に協力するよう努める。

第1項 自主防災組織等の救助活動等

地震が発生した場合、市内の自主防災組織、事業所の自衛防災組織及び市民は、自らの安全を確保しつつ、次により自発的な救助活動を行うとともに、消防署等が実施する救助活動に協力するよう努める。

- ① 近隣又は事業所内に救助すべき者がいるか、早期に把握する。
- ② 救助用資機材を活用し、組織的な活動に努める。
- ③ 救助活動に当たっては、可能な限り消防署等と連携をとるものとし、自ら活動では救助が困難と認める場合は、消防署等に連絡し、早期救助を図る。

第2項 救助活動

1 消防署及び市

(1) 救助活動

消防署及び市は、地震発生後速やかに、救助すべき者がいるか把握に努め、必要に応じ、現地対策本部との合同会議を活用する等により、他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、救助を行い、負傷者については、医療機関（医療救護所を含む。）に収容する。

(2) 応援要請

ア 消防署は、市との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等の定めるところにより、県内の他の消防機関に対し、応援要請を行う。

イ 市は、消防署との救助活動だけでは不十分と認めた場合は、県内の他市町又は県に対し、救助に要する要員及び資機材について応援要請する。

ウ 市又は消防署は、県内消防機関の応援を得てもなお不十分と認めた場合は、県に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援を要請する。

エ 市は、以上の措置を講じてもなお不十分と認めた場合は、県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

(3) 拠点等の確保

市は、市有施設等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。

2 消防団

消防団は、他の防災関係機関と緊密な連携の下に救助を行う。

3 県

県は、自ら必要と認めた場合又は消防署若しくは市から応援を求められた場合は、消防署及び市、その他防災関係機関等の救助活動の状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講じる。

- (1) 県職員を派遣し、救助活動を支援する。
- (2) 他の市町に対し、応援を指示する。
- (3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。
- (4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。
- (5) 警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営などの拠点の確保を図る。

4 県警察

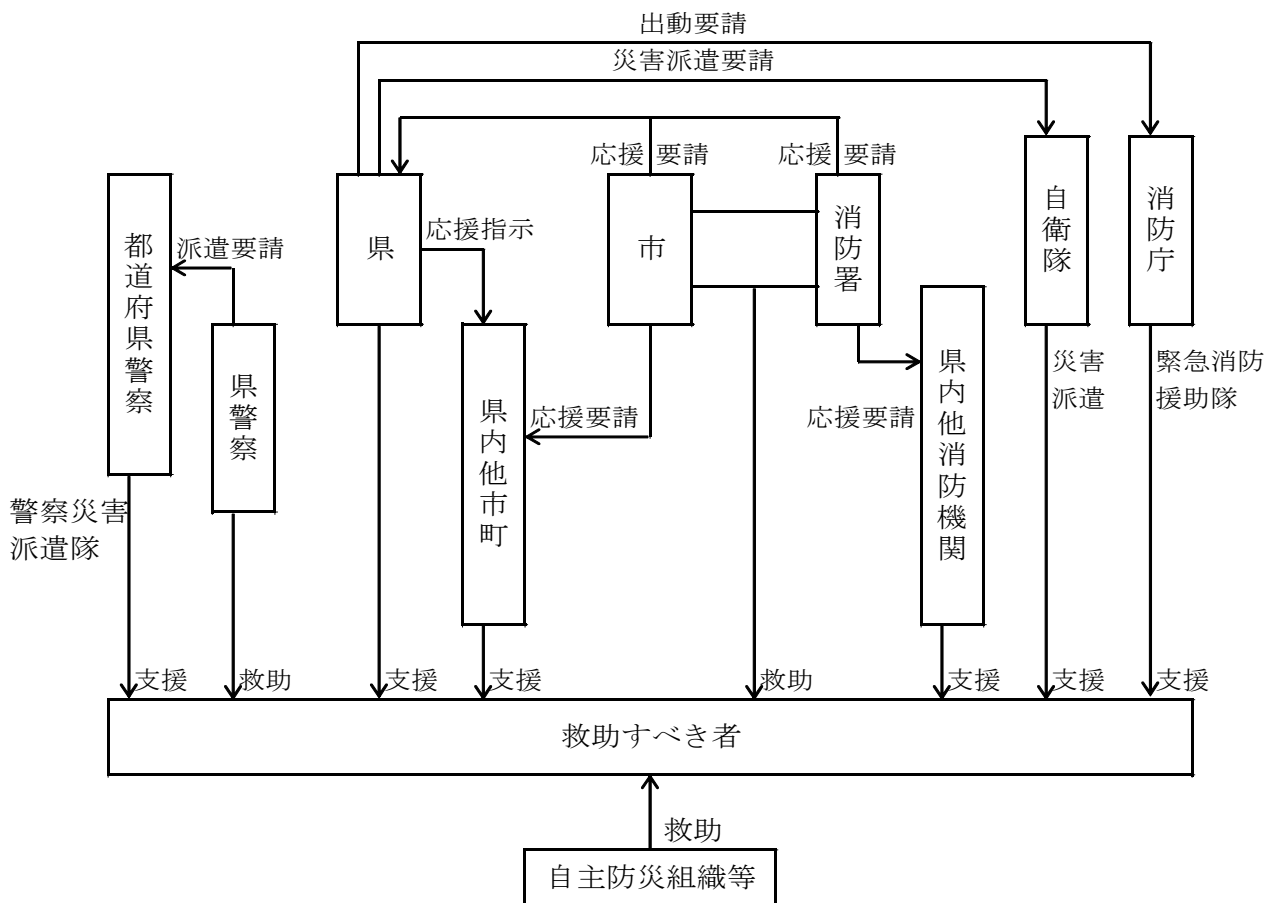
県警察は、消防署及び市、その他の防災関係機関と協力して、次の活動を迅速かつ的確に講じるとともに、必要に応じ、他の都道府県警察に対し、警察災害派遣隊の派遣を要請する。

- (1) 被災者の救助・救護
- (2) 行方不明者の搜索
- (3) 救助活動に必要な交通規制及び交通整理・誘導

5 自衛隊

自衛隊は、県からの災害派遣要請に基づき、消防署及び市、県警察、その他の防災関係機関と協力して、救助活動を行う。

【関係機関及び市の救助、支援系統】



第10節 医療活動計画

地震により、医療機関が被災し、機能低下するような中で、同時に多数の傷病者等が発生した場合には、市、県、国、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、鹿島藤津地区医師会等は相互に協力し、迅速かつ的確な医療活動を実施する。

また、市は、医療ボランティアの活用を図るとともに、実施の際は、円滑な活動に資するため、関係機関との連絡調整に努める。

第1項 医療活動

1 医療機関における医療活動の確保

(1) 公的医療機関

地震発生時に、市は、自らの医療機関において、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じるとともに、新たに発生する傷病者に対して医療活動を行う。

また、必要に応じ、被災区域内の民間医療機関に対して医療活動の協力を求める。

(2) 民間医療機関

鹿島藤津地区医師会は、地震発生時に、市から要請があった場合又は自ら進んで、会員の医療機関の被害状況を調査するとともに、会員に対し、必要に応じ、治療中の患者等の安全を確保するための措置を速やかに講じ、また新たに発生する傷病者に対して医療活動を行うよう要請し、医療活動の確保を図るものとする。

2 救護所の設置、運営

(1) 設置

市は、傷病者等に対して医療活動を行うため、避難場所、避難所、保健センター又は適当な場所に、救護所を設置するものとし、必要と認める場合は、県に対し、所轄の保健福祉事務所又は適当な場所に救護所を設置してもらうよう要請する。

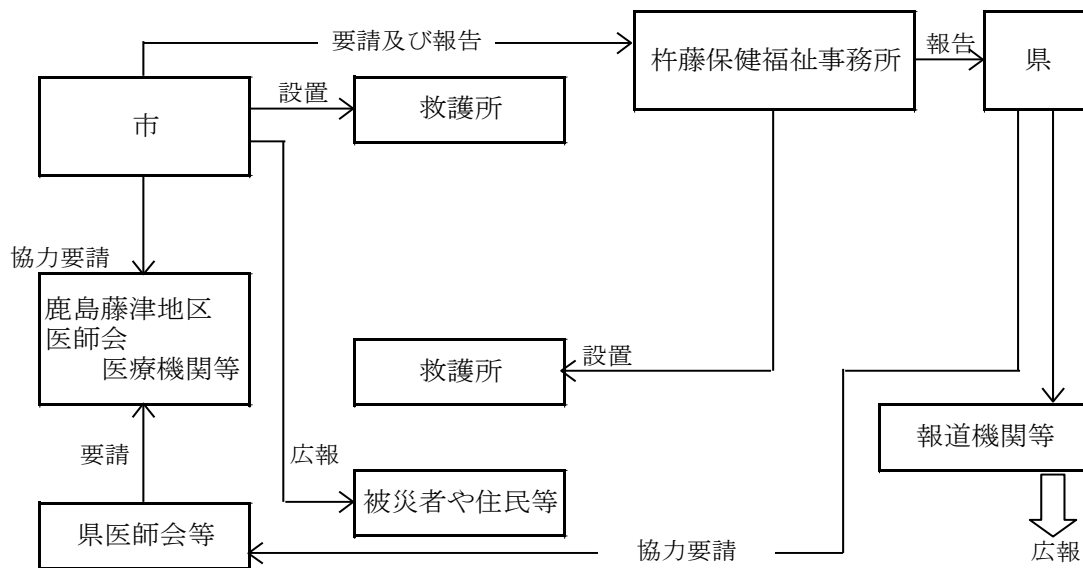
県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、被災地を所轄する保健福祉事務所または適当な場所に、救護所を設置する。

(2) 広報、報告

市は、救護所を設置した場合は、速やかに被災者や市民等に対し、防災行政無線、広報車等により、設置内容等を周知徹底するとともに、県に対し、報告する。

(3) 運営

市は、救護所の運営に当たっては、地区医師会、医療機関等に協力を要請するとともに、必要な医薬品等については、医薬品卸売業者等から調達する。



3 医療救護班の編成、派遣

地震災害時の傷病者等に対する医療活動は、医療機関が行うか、又は各機関が予め設置している次の医療救護班（医師1名、保健師又は看護師2名、事務職員1名及び運転手1名の計5名で構成）が、救護所等において実施する。

- (1) 市医療救護班
- (2) 県医療救護班
- (3) 佐賀県医師会医療救護班
- (4) 災害拠点病院医療救護班
- (5) 独立行政法人国立病院機構医療救護班
- (6) 国の医療救護班
- (7) 日赤医療救護班
- (8) 赤十字現地医療班

市は、地震により傷病者等が発生した場合は、速やかに、医療救護班を救護所に派遣し、医療活動に当たらせるとともに、これでは十分に対処できないと認める場合は、県に対し、医療救護班の派遣を要請する。

県は、市から要請があった場合、又は市が要請できない状況にあると判断される場合は要請を待たずに、予め設置している県医療救護班の中から適当と判断した班数を派遣する。

県は、県医療救護班全部を派遣しても、十分に対処できないと認める場合は、県医師会、災害拠点病院に対し、医療救護班の派遣について協力を求めるとともに、独立行政法人国立病院機構及び国に対し、医療救護班の派遣を要請する。さらに、必要と認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要請を行う。

佐賀県医師会は、県と締結した「災害時における医療救護に関する協定書」の定めるところにより、医療救護班を派遣する。

独立行政法人国立病院機構及び国は、県から要請があった場合は、医療救護班を派遣する。

日本赤十字社佐賀県支部は、自ら必要と認めた場合又は災害救助法が適用され、県から「(県と日本赤十字社との)協定」に基づき救助業務の委託を受けた場合は、医療救護班(医師1名、看護婦3名、事務員1名及び運転手1名の計6名で構成)を派遣する。

4 人工透析対策

市は、透析医療機関の稼働状況を速やかに把握するとともに、ホームページ、広報誌、報道機関を通じて患者、患者団体等に、的確な情報を提供し、人工透析受療の確保を図る。

市は、速やかな地域の患者への医療機関情報提供や医療機関への搬送に努める。

また、市及び各透析医療機関は、社団法人日本透析医会が提供する情報など広域的な情報収集を行う。

5 被災者の心のケア

被災のショックや長期間強いられることになる避難生活のストレス等は、心身の健康に多大な影響を及ぼす。被災後の混乱状況下においては、被災市民に適切なメンタルヘルスケアを提供する必要がある。

このため、市保健センターが中心となり、保健福祉事務所と連携して、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び公的・民間医療機関並びに佐賀県看護協会の協力によるメンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災市民に対する相談体制の確立に努める。

第2項 医薬品、医療資機材の調達

1 需給状況の把握

市は、地区医師会、地区薬剤師会、医薬品等卸売業者、その他関係団体等と協力し、医薬品、医療資機材の需給状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市

ア 需給状況から必要と認める場合には、医薬品等卸売業者に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。

イ この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、医薬品、医療資機材の調達又は援助を要請する。

(2) 県

- ア 市から要請があった場合又は需給状況から自ら必要と認める場合は、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」に基づき、佐賀県医薬品卸業協会及び佐賀県医科器械組合に対し、医薬品、医療資機材の供給の要請を行う。
- イ 医療救護班からの要請に基づき、備蓄している災害時緊急医薬品等を供給する。
- ウ これらの措置を講じても不足するおそれがある場合には、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。
- エ それでも不足するおそれがある場合には、国その他の機関に調達又は援助を依頼する。

3 薬剤管理班の編成、派遣

県は、救護所等における医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品、医療資機材の臨時保管場所等において、医薬品、医療資機材の管理、供給を行うため、市から要請があった場合は、適当な数の薬剤管理班（薬剤師2名で構成）を編成し、派遣する。

県は、全部の薬剤管理班を派遣しても十分に対処できないと認める場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、薬剤管理班の派遣要請を行う。

第3項 医療施設の応急復旧

市内の医療機関は、地震発生後速やかに、病院建築物・医療設備等の損壊状況について調査し、被害の応急復旧を実施するとともに、電気、電話、水道等のライフラインの復旧について、ライフライン事業者へ要請する。

また、患者の急増等に対応するため、相互に綿密な情報交換を図り、必要に応じて他の医療機関などに協力を求めるよう努める。

市は、医療施設の電気、電話、水道等のライフラインの応急復旧について、速やかに対応が行われるように、ライフライン事業者へ要請する。

第4項 医療ボランティアへの対応

地震災害時に、医療ボランティアの申出がある場合は、県は、次により対応するものとする。

1 登録窓口の設置、広報

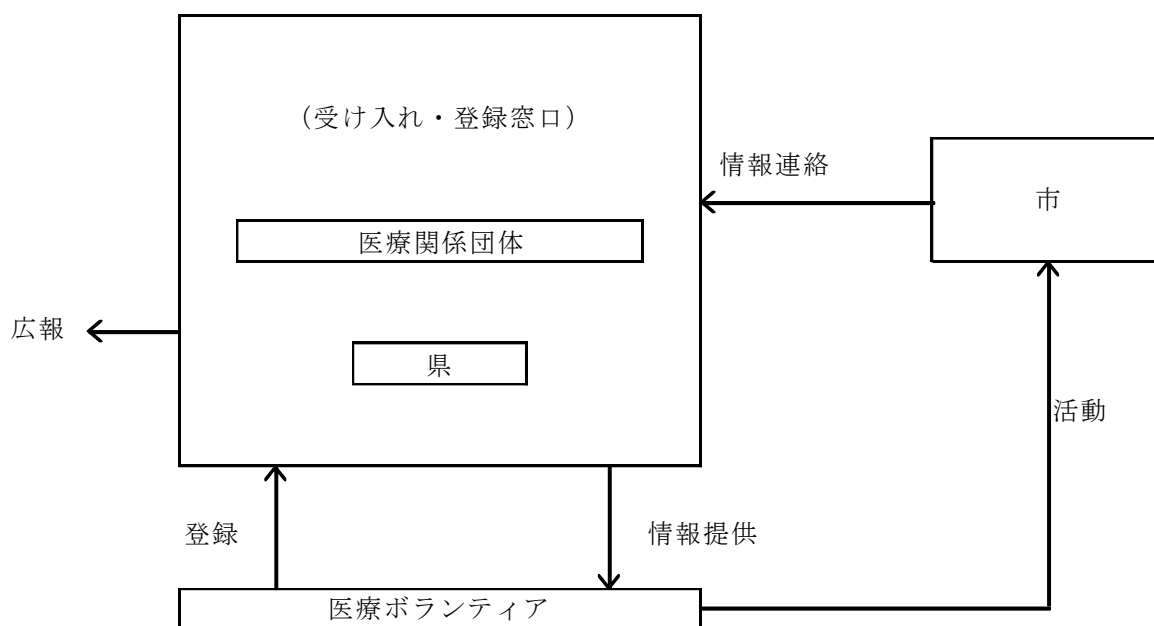
県は、直接又は医療関係団体の協力を得て、医療ボランティアの受入・登録に関する窓口を設置するとともに、このことについて広報する。

2 情報提供等

市は、市内において医療関係者が不足していると認めた場合は、県に対し、不足している職種、受入日時・場所等の情報を連絡する。

県は、市からの情報の内容について調整を行い、登録している医療ボランティアに対し、情報提供を行う。その際、次のことを依頼する。

- (1) 自己完結型の活動を行えるよう、生活必需品等を携行すること
- (2) 可能な範囲で、医薬品、医療資機材の携行に努めること



第 11 節 消防活動計画

地震発生後には、火災の同時多発や市街地への延焼拡大、多数の負傷者の発生などが見られ、迅速かつ円滑な消防活動を実施する必要がある。

被災地の市民、自主防災組織、事業所等は、可能な限り出火防止、初期消火に努める。

消防署は、必要に応じ、他の地域からの応援を受けて、効率的な消火活動及び適切な救急活動などの消防活動を実施する。

市は、消防署の消防活動が円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

第 1 項 出火防止、初期消火

市、消防署は、地震発生時に、市民、自主防災組織、事業所に対し、出火防止、初期消火に努めるよう、呼び掛けを行うとともに、消防団をして警戒、初期消火に当たらせる。

市民、自主防災組織、事業所は、可能な限りこれに努める。

第 2 項 消火活動

消防署、市は、地震により火災が発生した場合は、この嬉野市地域防災計画及び消防計画に定めるところにより、全機能をあげて、迅速かつ的確に消火活動を実施する。

消火活動に当たっては、効果的な消火に努め、また、避難の勧告・指示等が出された場合は、人命の安全確保を最大の目的とした避難路確保に全力を尽くして防御にあたる部隊運用を図る。

第 3 項 応援の要請

1 近隣、県内の他消防機関に対する応援要請

消防署、市は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、予め締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」等に基づき、近隣及び県内の他消防機関に対し、応援要請を行う。要請を受けた消防機関は、可能な限り応援する。

2 緊急消防援助隊の出動要請、広域航空消防応援の要請

消防署、市は、県内の消防力をもってしても対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援を要請する。

なお、県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ要請する。

県は、連絡を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動又は広域航空消防応援の要請を行う。

第4項 救急活動

消防署は、地震災害時に大量に傷病者が発生した場合には、迅速かつ効率的に医療機関へ搬送するものとする。

1 救急活動

消防署は、傷病者の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージによる重症者を優先する。

2 搬送手段の確保

消防署は、傷病者を救急車により搬送するものとするが、不足する場合には、市、県に対し、車両の調達を要請する。

消防署、市は、地震により交通が途絶した場合又は遠隔地から高次医療機関への搬送が必要である場合など、ヘリコプターによる搬送が有効と認める時は、県に対し、ヘリコプターの出動を要請する。

3 後方医療機関の情報の把握

消防署は、県が構築する救急医療情報システムを活用して、搬送先の医療機関の被災状況や傷病者の受け入れの可否等の情報を把握する。

4 応援要請

消防署は、自ら行う救急活動のみでは対処できないと認める場合は、第3項に準じて、応援を要請する。

第 12 節 惨事ストレス対策

災害現場などで悲惨な体験や恐怖を伴う体験をすると、精神的ショックやストレスを受けることがあり、これにより、身体、精神、情動又は行動に様々な障がいが発生するおそれがある。

そこで、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 13 節 水防活動計画と二次災害の防止活動

1 水防活動

地震発生に伴い、河川、ため池等の堤防・護岸及び管理施設等の損壊、河川等の堤防、護岸及び施設等の損壊及び山腹の崩壊などの被害が生じ、そのためせきとめ、溢流、氾濫による浸水等水害が発生するおそれがある場合、河川、ため池等の管理者は、速やかに、次により、水防上の応急措置を講じることとする。

(1) 施設の点検、補修

河川、ため池等の管理者及び施行者並びに下水道管理者は、地震により所管施設に被害が生じるおそれがあると認める場合は、速やかに、施設の被害調査、点検を実施し、その結果必要と認める場合は、被災施設の補修を行う。

河川、ため池等の管理者及び下水道管理者は、関係する水防管理者に対し、このことを連絡する。

(2) 応急措置

水門や排水機場等の管理者・管理受託者は、地震により浸水等水害が発生するおそれがある場合は、関係機関との連携を図りつつ、水門や排水機場等の操作担当者に対し、適切な操作が行われるよう指示する。

地震により河川又はこれらの効用を兼ねる道路が被災し、通常の状態における流水が浸入し、甚大な水害が発生し、又は発生するおそれがあると認める場合は、これら施設の管理者は、緊急に仮締切り工事の施工など適切な措置を講じる。

水防管理者は、必要に応じ、水防上適切な措置を講じる。

2 土砂災害の発生、拡大防止

市は、被災後の降雨・余震等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、危険箇所の点検を実施する。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関への連絡や市民への周知を図るとともに、避難体制の整備などの応急措置を適切に講じる。

市は、土砂災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、必要に応じ、応急工事（不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等）を実施する。

第 14 節 避難計画

地震発生後、火災、崖崩れ等の二次災害から市民の人命、身体を保護するため、市は、災害対策基本法等に基づき、必要に応じ避難のための措置をとるものとする。

また、避難措置に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の避難行動要支援者に十分配慮し、必要に応じ避難準備（避難行動要支援者避難）情報の発令あるいは早目の避難勧告・指示を発令し、市民及び関係機関等へ伝達する。

第 1 項 避難の勧告・指示

1 避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示の種類

避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令する者は、事前に策定した避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、危険の切迫する前に十分な余裕をもって、次により迅速かつ的確に発令・伝達する。

避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示の種類（●：市関連、○：県等関連）

実施責任者	要件（根拠）	内容	対象者	備考
●市長 ○知事 （災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	●災害が発生するおそれがある場合で、要援護者等、特に避難行動要支援者が避難行動を開始しなければならぬとき。	●避難行動要支援者に対しては、立退きの指示 （その他の者に対しては、立退きの準備情報の提供）	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	●市長が行った場合は、知事に報告すること。
○警察官又は海上保安官 （市長が指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき）	●災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるとき認めるとき。	●立退きの勧告 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		●警察官又は海上保安官が行った場合は、市長へ通知すること。
	●上記の場合で、急を要すると認めるとき。	●立退きの指示 ○立退き先の指示 （必要があると認めるとき）		

	<p>●災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによって、人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき</p> <p>(災害対策基本法第60条、同法第61条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条)</p>	<p>●屋内での退避等の安全確保措置の指示</p>		
--	---	---------------------------	--	--

実施責任者	要件(根拠)	内容	対象者	備考
<p>○知事</p> <p>○知事の命を受けた県の職員</p> <p>○水防管理者</p>	<p>洪水又は高潮のはん濫(津波も含まれる)により著しい危険が切迫していると認められるとき。</p> <p>(水防法第29条)</p>	立退きの指示	必要と認める区域の居住者	水防管理者が行った場合は、管轄警察署長に通知すること。
<p>○知事</p> <p>○知事の命を受けた県の職員</p>	<p>地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</p> <p>(地滑り等防止法第25条)</p>	立退きの指示	必要と認める区域内の居住者	管轄警察署長に通知すること。
<p>○警察官</p> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合)</p>	<p>○人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災、事変、危険物の爆発等危険な事態がある場合</p>	○警告を発すること	<p>○その場に居合わせた者</p> <p>○その事物の管理者</p> <p>○その他関係者</p>	<p>○警察官が行った場合は、公安委員会に報告すること。</p> <p>○自衛官が行った場合は、防衛庁長官の指定する者に報</p>

	○上記の場合で、特に急を要する場合 (警察官職務執行法第4条、自衛隊法第94条)	○避難の措置	○危害を受けるおそれのある者	告すること。
--	---	--------	----------------	--------

2 避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示の内容

避難準備（避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示を発令する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難準備避難行動要支援者避難）情報・避難勧告・避難指示をする理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

3 関係機関への連絡及び市民への伝達

避難準備（避難行動要支援者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を関係機関に対して連絡を行うとともに、当該地域の市民に対して伝達する。避難準備（避難行動要支援者避難）情報又は避難勧告・指示の連絡を受けた市は、市民に対してその周知徹底を図る。

(1) 関係機関への連絡

避難準備（避難行動要支援者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関は、関係機関（市、県、県警察、海上保安部及び自衛隊及びNHK佐賀放送局等）とその内容を相互に連絡する。

(2) 市民への伝達

避難準備（避難行動要支援者避難）情報若しくは避難勧告・指示を発令した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次のあらゆる手段を活用し、当該地域の市民に対して迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を行う。

市民への伝達に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等の避難行動要支援者、避難行動要支援者施設及び旅行者等の一時滞在者に十分配慮し、消防署、消防団、行政嘱託員、民生委員・児童委員等を活用する。

- ア 市防災行政無線
- イ 広報車
- ウ サイレン、警鐘
- エ ケーブルテレビ
- オ CATV、ラジオの放送
- カ 携帯電話（緊急速報メール）
- キ その他実情に即した方法（FAX、市ホームページ等）

第2項 警戒区域の設定

警戒区域の設定を実施する者は、状況に応じ、次により、迅速かつ的確に行う。

(●：市関連、○：県等関連)

実施する者	要件（根拠）	内 容	対象者	備 考
<p>●市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む。以下同じ。）</p> <p>○警察官又は海上保安官 （市長等が現場にいないとき、又は市長等から要求があったとき）</p> <p>○災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 （市長等、警察官又は海上保安官がその場にいる場合）</p> <p>○知事 （災害の発生により市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）</p>	<p>●災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき。</p> <p>（災害対策基本法第63条、同法第73条）</p>	<p>●区域への立入りの制限・禁止又は区域からの退去命令</p>	<p>災害応急対策に従事する者以外の者</p>	<p>●警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が行った場合は、市長に通知すること。</p> <p>●知事が行う場合は、その旨公示すること。</p>

第3項 避難誘導等

1 避難誘導

(1) 地域住民の避難誘導

避難の勧告・指示等（警戒区域の設定を含む。以下同じ）を実施した者又はその者が属する機関は、人命の安全を第一に迅速かつ的確に避難誘導を行う。

市は、避難の勧告・指示等を実施した場合又はその連絡を受けた場合は、職員が避難誘導に当たる。消防団及び自主防災組織においては、互いに連携を図り、誘導を行う。

(2) 配慮者への配慮

避難誘導に当たっては、避難行動要支援者名簿を活用するなどして、避難行動要支援者を優先して誘導するとともに、指定緊急避難場所、避難路や災害危険箇

所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努めるものとする。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

(3) 被災者の運送の要請

県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送業者である指定公共機関または指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

また、運送事業者である指定公共機関または指定地方公共機関が正当な理由がないのに上述の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要がある時に限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難

(1) 小規模な避難

避難の勧告・指示等が実施された場合は、その対象となった市民等は、勧告・指示等の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、避難行動要支援者等自力で避難することが困難な者については、事前に定めた避難支援者が避難を支援するものとし、避難の勧告・指示等を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両、船舶等を準備し、援助するものとする。

(2) 広域的な避難

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受け入れについては当該市町に直接協議し、他県の市町への受け入れについては県に対し当該他県との協議を求めるものとする。

県は、市が協議要請を求めた場合、他の都道府県と協議を行うものとする。

市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがない時には、市の要求を待つことなく市に代わって広域避難の要求を行うものとする。

市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定める等、他市町からの被災者受け入れ可能施設を予め決定しておくよう努めるものとする。

なお、避難にあたっては自衛隊の災害派遣を要請するなど適切な方法を講じ、円滑な避難を図る。

3 自主的避難への対応

(1) 市は、がけ崩れなどの前兆現象が出現した場合等における市民の自主避難について、市民に対し、予め広報誌を始めとして、機会をとらえてその知識の普及を図る。

- (2) 市民は、地震等により災害の発生する危険性を感じるか、土砂災害などの前兆現象を発見し、危険と判断した場合等、隣近所で声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。
- (3) 市民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、避難先を斡旋するなど適切な措置を講じるとともに、関係機関に対し、このことを連絡する。

第4項 主な施設における避難

学校等、病院等医療機関、社会福祉施設、不特定多数の者が利用する施設等においては、予め避難場所、避難路、誘導責任者及び避難方法等について作成した避難計画に基づき、避難の勧告・指示等があった場合には、迅速かつ安全に避難を実施する。

1 学校等

公立の学校等は、生徒等の在校時に、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め定めた避難計画等に基づき、教職員の指示のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。

生徒等を避難させた場合は、市に対し、さらに、市教育委員会または県教育委員会に対し、速やかにその旨連絡する。

私立保育園・幼稚園も、これに準じるものとするが連絡先は市及び関係機関とする。

2 病院等医療機関

病院等医療機関は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に入院患者、外来患者及び見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させたい県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

避難誘導に当たっては、担送患者と独歩患者とに区分し、重症者、老幼婦女を優先して行う。必要に応じて、転院先等他の医療機関に対し、応援を要請する。

この場合は、市に対し速やかにその旨連絡する。

3 社会福祉施設

社会福祉施設は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがあり、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要性を認める場合は、予め施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者又は利用者を避難させたい県及び市に対し速やかにその旨を連絡する。

地震災害により施設が被災し、入所者を他の施設に転所させる必要が生じた場合は、市は、そのための措置を講じ、必要に応じて転所先等他の施設に対し、応援を要請する。

県は、被災施設からの転所が県内の他の施設では対処できない場合は、近隣県に

対し、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

また、救助を要する入所者又は利用者が発生した場合は、消防署等と連絡をとりながら直ちに救助活動を行う。

4 不特定多数の者が利用する特定施設等

不特定多数の者が利用する特定施設等は、地震が発生し、避難の勧告・指示等があった場合又は自らその必要を認める場合は、予め定めた避難計画等に基づき、施設職員の指示のもと、迅速かつ安全に利用者を避難させ、その他適切な措置を講じる。

この場合は、市に対し、速やかにその旨連絡する。

第5項 避難場所及び避難所の開設・運営

市は、発災時に必要に応じ指定緊急避難所及び指定避難所について、市地域防災計画や予め作成した避難所運営マニュアルに基づき、直ちに避難所を開設し、適切に運営する。

1 避難場所、及び 避難所の開設

市は、発災時に必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民に対し周知徹底を図るものとする。

また、必要があれば、予め指定した施設以外の施設についても、安全性を確認のうえ、当該施設の管理者の同意を得て、避難所として開設する。

さらに、避難所開設に当たっては、要配慮者に配慮して、他市町にあるものを含め、民間賃貸住宅、福祉施設又は旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

市は、避難所を開設した場合は、開設日時・場所、箇所数及び収容人員、設置機関の見込み等の開設状況について避難所リストを作成し、速やかに県に報告する。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置することの適否を検討するものとする。

なお、地震災害が激甚であるなどにより被災市内に避難所を設置することが困難な場合は、市は、「本節第3項第2(2)」に定めるところにより、県内の他の市町又は県に対して避難先の確保等にかかる支援要請等を行うものとする。

2 避難所の管理等

市は、避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等については、避難者、市民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、県又は他の市町に対して協力を求める。

また市は、避難所の運営に関し被災者に過度の負担がかからないよう配慮しながら、役割分担を明確化し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営

に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

市及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、市及び県は、災害の規模に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要時応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等によって、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(1) 避難者情報の把握及び開示

市は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び開示に努める。また、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている在宅等被災者に係る情報についても早期に把握するよう努める。

また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい

福祉サービス事業者等は、要配慮者の居住や安否確認に務め、把握した情報について市に提供するものとする。

(2) 生活環境の維持

市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況などの把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッドの活用状況、保健医療スタッフの配備、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食糧の確保、配給等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。

(3) 男女双方の視点への配慮

避難所運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 要配慮者への配慮

要配慮者については、福祉施設職員等の応援によるケア、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(5) 食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮

食物アレルギーの避難者が食料や食事を安心して食べることができるよう、食事の現在料表示に務めること。また、避難者自身からアレルギーを起こす原因食品の情報提供をうけられるような配慮に努めるものとする。

(6) 相談窓口の設置

高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口の設置に務めること。なお、女性に対し適切な配慮ができるよう、窓口には、女性も配置するなど配慮をするよう努めるものとする。

(7) 生活不活発病等の予防対策

避難所に入らず車上で避難生活を送る被災者は深部静脈血栓症(通称「エコノミークラス症候群」)を発症する恐れが高いことや、避難所生活の長期化などにより、特に高齢者において生活不活発病の発症リスクが高くなることを考慮し、適度な運動をさせるなど、「生活機能低下予防マニュアル(厚生労働省通知)」等を活用してその予防に努めるものとする。

(8) 避難の長期化対策

市は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンターの設置や疾病や心のケア対策のために適度な運動・遊びの機会を創出するなど長期化に伴うリスク対策に努める。

また、食料の供給にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、配慮者(咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限、食物アレルギー患者【児童】等)に対する配慮、質の確保についても配慮するよう努めるものとする。

(9) 在宅避難者への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物質の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第15節 応急住宅対策計画

地震発生時に、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、市は、関係機関と相互に連携し、速やかに仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び公営住宅等の提供など、応急住宅対策を実施する。

第1項 被災建築物の応急危険度判定等

1 広報活動

市は、地震発生後、被災住宅が余震等により倒壊する等の恐れがあると認める場合は、連携し、住民に対し、この二次災害に留意するよう広報活動を行う。

2 被災住宅の応急危険度判定

市及び県は、技術職員により又は予め養成・登録している「建築物応急危険度判定士」等の協力を得て、被災建築物の危険度判定を行い、応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等を実施する。

県は、応急危険度判定の業務に従事する者が不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」及び「被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、他県に対し、応援を要請する。

第2項 応急仮設住宅の建設

1 応急仮設住宅の建設

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、「応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、一般社団法人プレハブ建築協会に対し、協力を求めるものとする。

建設に必要な資機材は、予め把握している供給可能業者から調達する。また、建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて、非常対策本部等を通じて、または直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請するものとする。

応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、行政区単位による割当てに配慮するものとする。また、要配慮者の優先的入居、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等に務めるものとする。

2 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮する。

第3項 被災住宅の応急修理

市は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、速やかに計画を作成のうえ、被災住宅の応急修理を行う。

県は、被害が甚大で市において応急修理が困難な場合、応急修理について技術的支援を行う。

第4項 公営住宅等の提供

1 公営住宅の提供

(1) 公営住宅

市及び県は、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。

このための連絡・調整窓口として、県は、「佐賀県公営住宅災害対策会議」を設置し、一元的に、公営住宅の空室情報を収集するとともに、公営住宅の提供を求める避難者からの問い合わせに対し、情報提供を行う。

さらに、県は、必要と認める場合は、「九州山口9県災害時相互応援協定」に基づき、他県内の公営住宅の提供について要請する。

(2) 職員宿舎

県は、被災者の住宅を応急的に確保するため、自ら所有又は管理する職員宿舎の空室を活用するものとする。

2 企業等の施設の供与

市は、避難者を入居させるため、企業等に対し、所有する社宅、寮及びその他施設の供与について協力を要請する。

第16節 警備活動、交通及び輸送対策計画

地震災害において、救助、救急、医療、消火活動等の災害応急対策が迅速に行われるよう、道路管理者及び県警察は、交通路の応急復旧等を行い、防災関係機関は、災害応急対策の実施に必要な人員、物資等の緊急輸送を迅速に行う。

第1項 災害警備活動、治安維持活動(県警察等関係機関との連携)

市は、県警察等関係機関と連携し、被害情報の収集、救出救助、避難誘導等、社会秩序の維持等に努めるとともに、緊急通行路確保のための陸上交通規制についても連携する。

また、多数の死者が発生した場合の検視・遺体安置場所については、医師、歯科医師等に配慮して、市は県と連携・調整のうえ場所の確保に努める。

第2項 交通対策

1 陸上交通の確保

(1) 道路交通確保の措置

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

また、建設業者との協定に基づき、被害状況の収集、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

ア 交通安全施設の機能維持

道路管理者及び県警察は、緊急交通道路及び主要幹線道路の安全で円滑な交通を確保するため、信号機をはじめとする交通安全施設の機能維持に努める。

イ 通行禁止区域の指定

県警察は、車両の通行禁止区域及び緊急交通路を指定したときは、その旨を道路管理者に直ちに連絡する。

ウ 障害物の除去

道路管理者は、県警察、消防署、自衛隊等と連携し、緊急交通路及び緊急輸送路における道路啓開等を優先的に実施する。

エ 車両の移動等

道路管理は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときには、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

オ 道路の応急復旧

道路管理者は、地震災害により道路に破損、決壊等が生じ、又は冠水し、交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに速やかに応急復旧及び代替路の設定等を行うものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に関する広報

道路管理者は、車両の通行禁止又は制限を行ったときは、県警察と協力して、居住者等道路利用者に対し交通情報板、立看板・広報幕等による現場広報を行うとともに、交通規制の状況、迂回路の状況、車両の使用制限及び運転者の取るべき措置等について広報を実施する。

2 災害時における運転者のとるべき措置

- (1) 走行中の車両の運転者は、まず、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。やむを得ず道路上において避難するときは、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- (2) 避難等のために原則として、車両を使用しないこと。
- (3) 通行禁止等の交通規制が行なわれたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。
- (4) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

第3項 陸上・航空の対策

1 陸上交通

県警察は、交通安全施設の復旧、障害物の除去等及び道路の応急復旧を行うとともに、通行の禁止又は制限に関することについて警察庁、九州管区警察局、他の都道府県警察本部、日本道路情報センター、道路管理者、マスコミ等を通じて、徹底した広報を実施する。

2 航空交通

市は、災害発生時に、ヘリコプターによる応急活動が円滑に行なわれるよう、予め指定した臨時ヘリポートを開設する。

第4項 輸送対策

1 緊急輸送の実施

各防災関係機関は、地震災害時において、所管する災害応急対策を実施するため人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

※ 注意事項 人命の安全・被害の拡大防止・災害応急対策の円滑な実施

2 輸送の対象

(1) 第1段階（災害発生直後）

ア 救助、救急活動及び医療活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資

イ 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員及び物資

ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力・ガス・水

道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員及び物資等

エ 負傷者等の医療機関への搬送

オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資等

(2) 第2段階（災害応急対策時）

ア 上記（1）の続行

イ 食料、水等生命の維持に必要な物資

ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階（災害復旧対策時）

ア 上記（2）の続行

イ 災害復旧に必要な人員及び物資

ウ 生活必需品

3 輸送手段の確保

各防災関係機関は、自ら保有するものを使用し、又は予め把握していた供給可能な関係業者等から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等輸送手段を確保する。

市で必要となる車両等輸送手段を確保できない場合は、県に対して、その調達又は斡旋を要請する。

市から要請があった場合、県は、次の措置を講じ、車両等輸送手段の調達又は斡旋に努める。

(1) 車両

ア 県有車両の提供

イ 公益社団法人佐賀県トラック協会、(社)佐賀県バス・タクシー協会に対して民間車両の調達又は斡旋を要請（一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会へは、九州運輸局佐賀運輸支局経由で要請）

ウ 九州運輸局佐賀陸運支局に対して車両の確保を要請（運送命令の措置も含む。）

エ 福祉施設等に対し、保有車両の提供を要請

オ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

(2) 鉄道

ア 九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社九州支社に対して協力を要請

(3) 航空機（ヘリコプター）

ア 消防・防災ヘリコプター保有地方公共団体に対して応援を要請

イ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請

4 緊急輸送の優先

各防災関係機関は、緊急輸送に当たっては、地震災害発生時からの経過時間における重要度の高いものを優先して行うよう努める。

5 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

各防災関係機関は、地震災害時において、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている場合は、県又は県公安委員会（県警察）に対し、緊急通行車両である旨の確認証明（証明書及び標章の交付）を受け、緊急輸送を行わなければならない。

緊急車両の確認事務は、原則として県公安委員会（県警察）が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害時における緊急通行車両の迅速な確認手続のため、緊急通行車両の事前届出を実施する。

6 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品等の供給計

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し救援物資を行う必要が生じた場合は、市、県及び防災関係機関は、効果的に被災者に供給できるように努め、被災者の生活上の制約の解消を支援する必要がある。

物資の供給を円滑に進めるため、市は、避難所等における物資の需要把握体制を確立するとともに、県へ速やかに状況を報告する。

県は、備蓄物資や調達物資等が適正かつ円滑に被災者に供給できるよう市及び防災機関等と連携し食料、飲料水、及び生活必需品等の確保及び迅速な配送等を実施する。

なお、求められる物資は、時間の経過とともに変化することから時宜を得た物資の調達に留意し、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第 1 項 食料の供給計画

大規模地震災害が発生し、被災者等に対し食料の応急供給を行う必要が生じた場合は、市及び県は、迅速活的確な食料の調達、供給及び給食を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのペットボトル飲料の供給にあたっては、第 2 項「飲料水の供給計画」と密接な関わりがあるため、飲料水の供給を行う関係機関と連携を取りながら、対応を行うものとする。

1 調達、供給

(1) 市

市は、独自での確保が困難となった被災者に対し、食料を円滑に供給できるよう、次の措置を講じる。

この場合、高齢者、障がい者、乳幼児等要配慮者に対する配慮を行う。

ア 自ら備蓄している食料等を供給。

イ 供給可能業者等に対し、提供を要請。

ウ 近隣市町との相互応援協定に基づき、近隣市町に対し、食料等の提供を要請する。

エ 県に対し、要請する。

オ 市県等から供給を受けた食料等を被災者に適正かつ円滑に配分できるよう体制を整備する。

(2) 県

県は、市から要請があった場合、又はその必要があると認めた場合は、食料を円滑に供給できるよう次の措置を講じる。

また、市への供給に当たっては、適正かつ円滑に行うものとする。

ア 独自で備蓄している食料等を提供する。

イ 農林水産省生産局を通じ、県内の米穀出荷・販売事業者への手持ち精米の供給の斡旋を要請する。また、災害救助用米穀の供給が必要と判断される場合は、

農林水産省生産局に政府所有米穀の引渡しを要請する。

ウ 「災害時における物資の調達に関する協定」を締結した事業者から調達を行う。なお、アレルギーや疾病、育児等によって食に配慮を要する人向けの食品(育児用調製粉乳等)や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ、市場や関係団体等を通じ調達する。

エ 必要に応じ、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づく支援を要請する。

(3) 米穀の供給量

被災者、災害救助等従事者に対する米穀の供給量は、1人1食当たり、精米300グラムの範囲内とする。

2 災害救助法が発動された場合の災害救助用米穀の緊急引渡し

市は、災害救助法が発動された場合において、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の指示を受け得ない場合であって緊急に災害救助用米穀等の引取りを必要とするとき、市は農林水産省の定める「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対して、直接災害救助用米穀の引き渡し要請を行う。

3 炊出し、給与

市は、自衛隊、日本赤十字社佐賀県支部(地域奉仕団)、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し、避難所又はその近隣などにおいての炊出し、食料の給与を行う。

<炊出し>

① 方法

炊飯を行うことを原則とするが、炊飯が困難な場合及び緊急給食を必要とする場合は、備蓄食料及び市販製品をもってこれに代える。

② 器具

学校、公民館、旅館等の既設の設備器具を利用するほか、不足する場合は、個人世帯から借り上げる。

③ 立会

炊出しに当たっては、市職員等責任者が立会し、その実施に関して指揮する。

④ その他

乳幼児のミルクは、炊出しに含む。

県栄養士会は、市から援助の要請があったときは、管理栄養士等を現地に派遣し被災者の状況に応じた支援活動に務める。

第2項 飲料水の供給計画

地震災害時に、水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたなどにより、水を得ることができない者が発生した場合は、水道事業者等、市及び県

は相互に連携し、応急給水を行う。

なお、ミネラルウォーターやお茶などのペットボトル飲料の供給にあたっては、前項により取り扱うものとするが、本項と密接な関わりがあるため、食糧の供給を行う関係機関と連携を取りながら、対応を行うものとする。

1 水道施設の応急復旧

水道事業者等は、被災後直ちに、施設の応急復旧を実施するものとし、その計画は、第21節の「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」のとおりとする。

2 応急給水

(1) 市

市は、水道事業者等と密接に連絡調整を図りながら、次により応急給水活動を実施する。自らの活動のみでは困難と認める場合は、近隣市町、日本水道協会佐賀県支部及び県に対し、応援を要請する。

ア 浄水場、配水場が主体であるが、井戸水、自然水（河川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過又は科学的処理を加えて水を確保する。

イ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。

エ 予め把握していた所有機関等から調達し、給水車、トラック等による応急給水を実施する。

オ 応急給水に当たっては、迅速かつ的確に市民への周知徹底を図る。

カ 自己努力により水の確保を行う者に対し、衛生上の注意を行う。

(2) 県

県は、市からの要請があった場合又は自らその必要があると認めた場合は、市の応急給水が円滑に実施されるよう、必要な措置を講じる。

ア 被害の程度や市による応急給水活動の実施状況等の把握に努め、その適切な実施に必要な助言、指導を行う。

イ 必要に応じ、水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。

ウ 必要に応じ、県内の他の市町、「九州・山口9県災害時応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき応援を求める。

エ 応援を受ける場合は、その活動の調整を行う。

第3項 生活必需品等の供給計画

地震災害時に、日常生活に欠くことができない衣料、寝具その他の生活必需品等を喪失又はき損し、直ちに入手することができない者が発生した場合は、市及び県は、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき、これらの物資の供給を行う。

1 生活必需品等の品目

品 目	内 容
寝 具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
衣 類	洋服・作業衣・子供服等の外衣類、シャツ・パンツ等の下着類（布地支給は適当でない）
身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
炊 事 道 具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
食 器	茶碗、皿、はし等
日 用 品	オムツ(大人用・子供用)、生理用品、ポリ袋、石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、清拭剤、ウエットティッシュ、救急セット等
光 熱 材 料	マッチ、カセットコンロ、カセットガスストーブ、燃料(灯油、カートリッジボンベ、プロパンガス等)
情 報 機 器	ラジオ、乾電池等

2 調達、供給

(1) 市

市は、被災者に供給するため、巡回を行うなどにより、生活必需品等の品目、数量等を把握し、自ら予め備蓄していた生活必需品等を放出する。

備蓄分では不足する場合、予め把握していた調達可能業者から調達する。

これによっても不足する場合は、県に対し、備蓄品の放出及び調達依頼を要請する。

(2) 県

県は、市町から要請があった場合又は自ら必要と認める場合は、市町ごとに供給品目、数量等を把握したうえで、自ら予め備蓄していた生活必需品等を放出し、又は予め把握していた調達可能業者から調達し、市町に供給する。

また、県内の他の市町に対し、備蓄品の放出及び業者からの調達を要請する。

これらの措置を講じてもお不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」及び「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、応援を要請する。

3 調達した生活必需品等の集積場所

市は、供給作業の効率を図るため、業者又は県から調達した生活必需品等を、予め定めている場所に一旦集積し、ここを拠点として被災者に供給するように努める。

県は、同様に、業者又は他の市町あるいは九州・山口の県から調達した生活必需品等を、次のうちから適当な場所に一旦集積し、ここを拠点として市町に供給する。

《県の集積場所》

佐賀県消防学校	佐 賀 市
佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館	
唐津市文化体育館	唐 津 市

佐賀県競馬場	鳥 栖 市
伊万里市国見台公園 (伊万里勤労青少年体育センター)	伊万里市
白岩運動公園 (白岩体育館)	武 雄 市

4 供給

(1) 基本方針

災害が小規模であり、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合には、市が避難所へ支援物資の配送・被災地への供給等を行うこととする。

災害の規模が大規模であり、市による避難所への支援物資の配送ができない場合は、県は支援物資の受入・配送システムに基づき、あらかじめ協定を締結した物流事業者等に業務を委託し、避難所までの物資の配送を行うものとする。

支援物資＝調達物資・緊急物資

※調達物資＝市町の備蓄物資、災害時応援協定等により調達する物資

※緊急物資＝国民、民間事業者、県、国等から提供を受ける物資

(2) 災害が小規模で、市で避難所への支援物資の配送が可能な場合の留意点

市で避難所への支援物資の配送が可能な場合には、市は調達物資及び義援物資について可能な限り提供元に避難所まで直接配送を依頼するものとする。

(3) 支援物資の受付・配送体制の整備の留意点

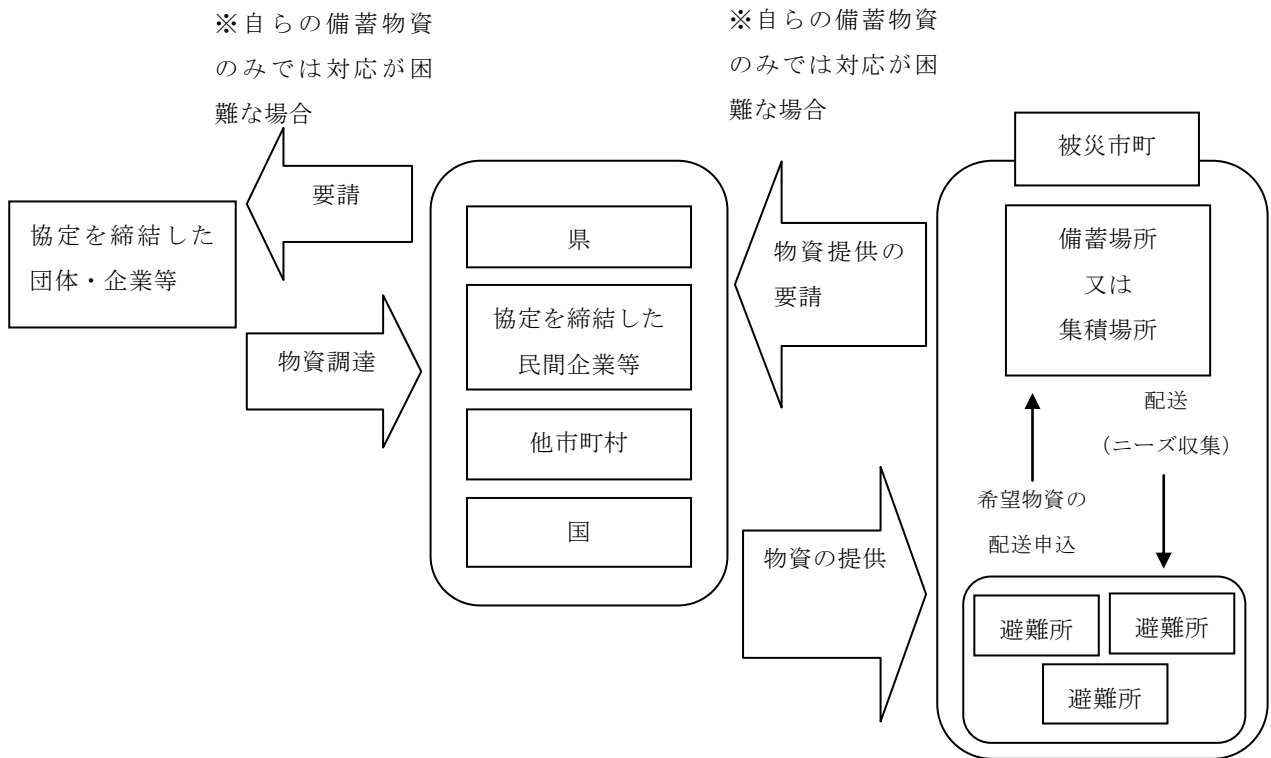
発災直後は、市民、市及び県等の備蓄物資による対応が必要になると考えられるが、発災翌日以降は、避難所における多種多様なニーズに対応するための物資調達や、県内外からの義援物資等の送付により、大量の支援物資の処理が必要となることが予想されるため、市はこれに対応できる体制を整備するよう努めるものとする。

(4) 供給

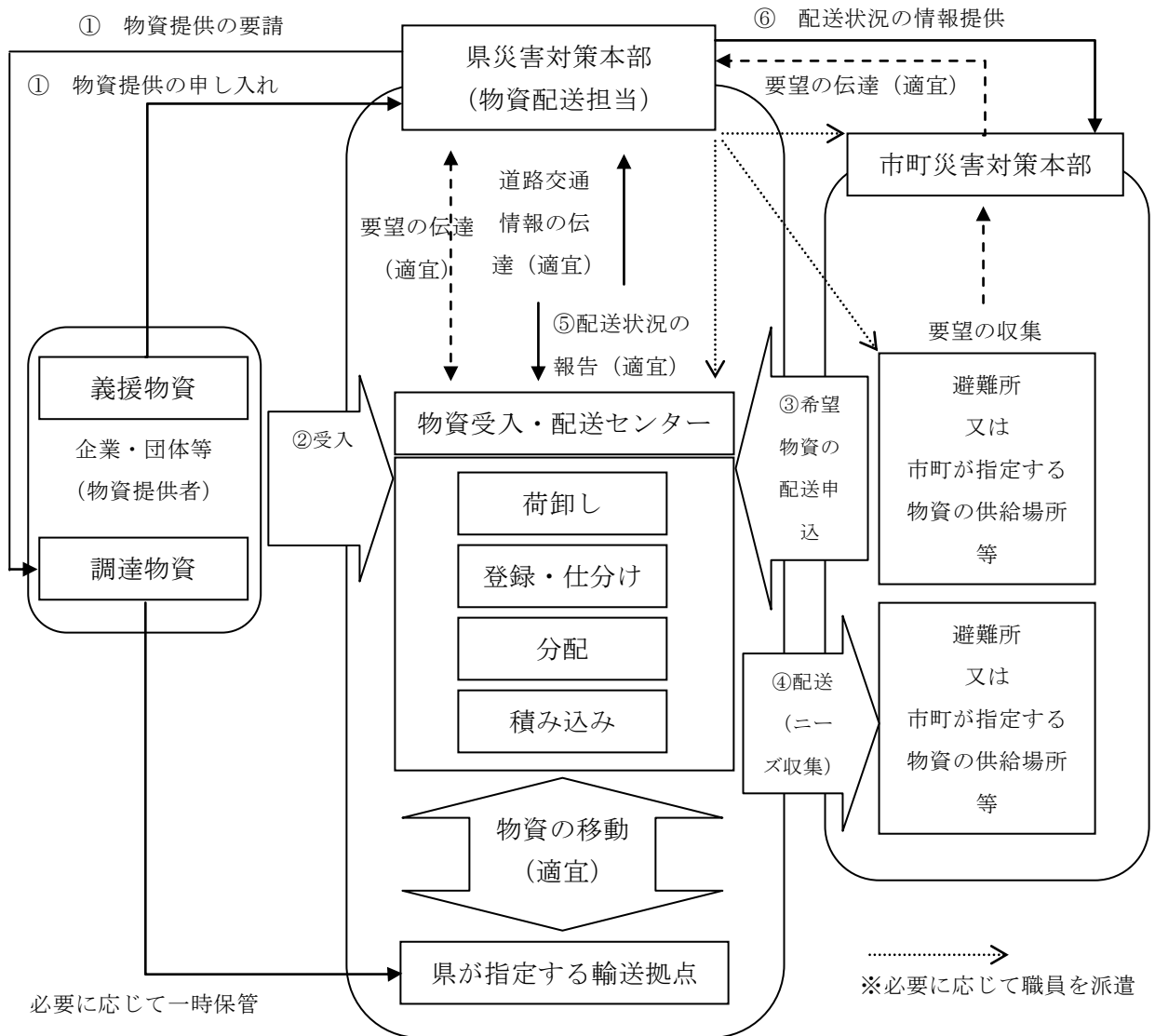
市は、被災者が置かれている環境に応じて予め必要であると考えられる物資を検討し、時間の経過により変化するニーズを踏まえ、関係機関の協力を得て支援物資を収集するとともに、当該支援物資が被災者に公平に行きわたるよう配慮して供給する。

供給作業の効率化を図るため、支援物資は予め定めている場所に一旦集積し、ボランティア等の協力を得ながら迅速・適正に仕分けた後、被災者に配布する。但し、地震災害が激甚などにより、市での対応が困難な場合は、県や協定を締結した他市町に対して支援物資の配送について支援を要請する。また、在宅での避難者応急仮設住宅などへの避難所以外で避難生活を送る者に対して、ライフラインの被災等により物資や情報等が届かない場合には、必要に応じて、近隣の避難所において物資等の供給を行うよう配慮する。

【市町が避難所への物資の配送を行う場合（非大規模災害時）】



【支援物資の受入・配送システム（大規模災害時）】



第18節 広報、被災者相談計画

地震災害発生時においては、被災地や隣接地域の市民の防災活動を喚起し、適切な判断による行動が取れるよう、様々な情報を迅速かつ的確に提供し、市・消防署を中心に、市民、自主防災組織、各事業所の自衛防災組織等の強力も得ながら、災害広報を行う必要がある。

このため、市及び防災関係機関は、各々が保有するあらゆる広報手段を活用して、災害状況によっては、報道機関に放送要請するなど、関係機関等と効果的に連携し、災害や生活に関する様々な情報を迅速かつ的確に提供するよう努める。

また、被災者等市民からの問い合わせ、要望、相談等に的確かつ迅速に対応するため、必要に応じて相談窓口の設置に努める。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に十分配慮し、消防機関、行政嘱託員、民生委員・児童委員等を活用するよう努めるとともに在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者にも十分配慮した情報提供を行うものとする。

第1項 市民等への情報提供

市は、県及び防災関係機関と緊密な連携を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、市民に対し、防災行政無線、広報車、CATV、広報誌等を活用し、災害の規模に応じ、次の各種の情報を提供するものとする。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、報道機関の協力を得て、正確な情報の提供を迅速に行うとともに、被災者が随時入手したいと思う「安否・交通・各種問い合わせ先等の情報」を必要に応じてインターネット、携帯電話等を活用して的確な情報を提供できるように努める。

被災者への状況提供にあたっては、市は、被災者に向けに総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に務める。

さらに、要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、被災者の置かれている生活環境及び居住環境が多様であることを考慮し、情報提供する際に活用する媒体に配慮する。特に避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

1 災害広報の実施

市が保有する媒体を活用して広報を実施し、被害状況を勘案し必要と認める場合は、県に対し広報の協力を要請するとともに、市の地域内の災害に関する広報については、市が独自に、あるいは県警察を始めとする防災関係機関と連携し、次の事項を中心に広報を実施する。

(1) 一般広報

ア 広報内容

- (ア) 地震発生直後の広報
 - a 地震に関する情報（地震の規模、震度等の概要、余震の発生等今後の地震への警戒）
 - b 津波に関する情報（津波発生の有無、規模等、大津波警報等発令状況）
 - c 市民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼掛け）
 - d 避難の必要の有無等（大津波津警報等や避難勧告・指示発令を察した場合は、即時広報）
- (イ) 地震による被害発生時の広報
 - a 災害発生状況（人的被害、住家の被害等の概括的被害状況）
 - b 災害応急対策の状況（地域コミュニティごとの取組み状況等）
 - c 道路交通状況（道路通行不能等の道路交通情報）
 - d 公共交通機関の状況（鉄道・バス等の被害、運行状況）
 - e 電気・ガス・上下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - f 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
 - g 応急危険度判定体制の設置状況
 - h 安否情報の確認方法（関連サイトの URL や災害用伝言サービスの案内）
- (ウ) 応急復旧活動段階の広報
 - a 市民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等）
 - b 食料、飲料水、生活必需品等の配給状況
 - c その他生活に密着した情報（地域のライフラインの設備の途絶状況、し尿処理・衛生に関する状況、学校の臨時休業の情報等）
- (エ) 外部からの支援の受け入れに関する広報
 - a ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）
 - b 義援金・必要とする救援物資一覧及び受入れ方法・窓口等に関する情報
- (オ) 被災者に対する広報
 - 市町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況
- (カ) その他の必要事項
 - 安否情報等についての災害用伝言ダイヤルの登録・利用呼びかけなど
- イ 広報の方法
 - 市が保有する以下の広報手段を最大限に活用した災害広報を実施する。
 - また、市は、報道機関を通じて広報を実施した場合は、県に必要な情報を提供する。
 - なお、災害により、広報の手段を著しく欠いたときは、県に要請して災害広報を実施する。
- (ア) 市防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、有線放送、CATV（必要に応じて臨時災害放送局【災害FM】の活用）等による広報
- (イ) 広報車による広報（消防広報車を含む。）
- (ウ) ハンドマイクによる広報
- (エ) 広報誌、掲示板による広報
- (オ) インターネットによる広報

(カ) 携帯電話等のメール(防災ネットあんあん、緊急速報メール)による広報

(2) 報道機関を通じた広報

市広報担当課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町にまたがる広域的な災害のときは、必要に応じ県による報道機関調整を要請する。

2 防災関係機関等による災害広報の実施

防災関係機関は、事前に定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、市、県及び報道機関に要請して広報を依頼する。

(1) 広報の内容

市及び県の広報事項のうち、各機関が所管する施設の被害・復旧状況や所管業務に係る応急・復旧対策状況等に関する広報事項とする。

(2) 広報の方法

各防災関係機関は、保有する広報手段を活用し、相互に連絡をとりながら広報活動を実施する。

防災関係機関は、報道機関を通じて広報を実施した場合、発表後速やかにその情報を県(消防防災課 [総括対策部総括班])に提供するものとする。

また、県災害対策本部に定期的に所管施設の被害、復旧見通し等の情報を提供するなど、情報の共有化に努める。

(3) ラジオを活用した災害広報

市は、ライフラインの被害状況、復旧状況等の情報を迅速かつ的確に市民に提供するため、県、放送事業者、ライフライン事業者及び防災関係機関と連携・協力し、停電時においても情報伝達手段として有効なラジオを活用した災害広報に努める。

第2項 被災者相談

市、県及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、市民等からの問い合わせ、要望、相談等に、的確かつ迅速な対応を行う。

市は、必要と認める場合、市民等からの問い合わせ等に対応するため、専用電話、ファックス、パソコン等を備え、各課の相談職員を配置した相談窓口を設置する。

第3項

安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民などから照会があったときには、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置において、市は、安否情報の適切な情報提供の

ために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察と協力して、被災者に関する情報の収集に務めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第19節 文教対策計画

市内にある保育園・幼稚園、小中高等学校（以下「学校等」という。）は、地震災害時における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の応急復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休校等の措置

学校等は、地震災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行うものとする。

2 登下校での措置

学校等は、地震災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

3 応急救助及び手当の措置を行う。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、地震発生後、学校施設の被災程度及び被害金額等の状況を調査するものとし、必要に応じて、市に協力を求め、二次災害の防止のため、砂防ボランティア等による点検を実施する。

公立の学校等は、その点検結果を、市に対し連絡する。連絡を受けた市は、県に対し、速やかにその内容を連絡する。

私立の学校等も同様に学校施設の被災状況を調査、二次災害の危険度判定を実施する。その結果については、設置者等へ連絡するとともに市及びその他必要な機関に対し連絡する。

2 応急復旧

市及び県は、公立の学校等から連絡を受けた被災状況を検討のうえ、学校運営に著しく支障となる場合及び被害の拡大が予測される場合は、早急に、被災した公立の学校施設の応急復旧を行う。

私立の学校等の設置者等も同様に被災した学校施設の応急復旧に努める。

第3項 応急教育の実施

学校等並びに市、県、私立の学校等の設置者等は、地震発生により、学校施設が被

災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

第1順位	地域内の小・中学校及び高等学校
第2順位	地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
第3順位	地域外の学校又は公民館等の公共施設
第4順位	応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

3 教職員の確保

市、県及び私立の学校等の設置者等は、地震による教職員の人的被害が大きく教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、生徒等の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

（支給の対象となる学用品）

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届け出又は承認を受けているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食センターが避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める

第4項 被災生徒等への支援

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、地震災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選 hands 手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除し、又は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により予め指定された職員が、地域市民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第20節 公共施設等の応急復旧計画

地震災害により、公共施設等が被害を受けた場合は、市、国、県及び施設の管理者は、二次災害の防止を図り、災害応急対策の円滑な実施に支障が生じないように、速やかに応急復旧を実施する。

建設業界や砂防ボランティア等の技術者の協力を得て、施設の点検を行い、必要があれば、応急復旧するが、その際は、市民生活に及ぼす影響の大きさや防災上の重要度の高いものを優先して行うものとする。

第1項 道路、橋梁

1 被害状況等の把握、連絡

各道路管理者は、地震により、道路、橋梁に被害が発生したおそれがあると認める場合、速やかに道路パトロール、点検を実施し、被害状況を把握する。

各道路管理者は、把握した被害状況から交通が危険であると認める場合は、交通規制を実施するとともに、県警察及び市、県に対し、この旨連絡する。

2 応急復旧

各道路管理者は、緊急輸送ネットワークに指定されている道路、橋梁を優先して、車両通行機能の確保のための応急復旧作業（障害物の除去、啓開等）を迅速に行う。

第2項 河川

1 被害状況の把握、連絡

河川管理者は、地震により、堤防又は護岸に被害のおそれがあると認める場合、速やかに巡視、点検を行い、被害状況を把握するとともに、市、県に対し、この結果を連絡する。また、災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

河川管理者は、堤防又は護岸が崩壊した場合には、浸水等の二次災害を防止するため又は被害を軽減するための応急復旧作業を迅速に行う。

第3項 砂防施設等

1 被害状況の把握、連絡

砂防施設等の管理者は、地震により、砂防施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに砂防施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、砂防ボランティアに協力を求め、砂防施設等の損壊及び斜面崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市、県に対し、この結果を連絡する。また、災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

市は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、迅速に関係機関や市民に周知を図り、適切な応急措置（砂防施設等の修復、不安定土砂の除去、仮設防護柵設置等）を行う。

第4項 治山施設等

1 被害状況の把握、連絡

治山施設等の管理者は、地震により、治山施設等に被害のおそれがあると認める場合、速やかに治山施設等の点検を行い、被害状況を把握するとともに、治山施設等の損壊及び林地崩壊等による二次災害の危険性について調査し、市及び県に対してこの結果を連絡する。また、災害が発生するおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策等を実施する。

2 応急復旧

治山施設等の管理者は、被害状況を勘案し、必要と認める場合は、災害復旧に先立ち、迅速に、適切な応急措置（治山施設等の修復、排土、編柵、土のう積み等）を行う。

第5項 農地農業用施設

1 被害状況の把握、連絡

市及び土地改良区は、地震災害が発生した場合には、各施設の点検を行い、被害状況を把握するとともに、市及び県に対してこの結果を連絡する。

2 応急復旧

市及び土地改良区は、被害状況を勘案し、防災上及び生活上大きな影響があり、緊急性を有すると認める場合は、農地農業用施設の応急復旧を迅速に行う。

応急復旧を実施する場合は、作業が容易で効果的な工法により行うものとする。

第6項 官庁施設

官庁施設の管理者は、官庁施設が災害応急対策の際の中枢となることから、被害を受けた場合は、速やかに機能回復を図る必要があることを踏まえ、地震災害時には、建物構造、非常用発電装置、通信装置等の点検その他必要な措置を講じるものとする。

この場合、建築物応急危険度判定士、その他建築・設備技術者等と連携を取りながら行うこととする。

第21節 ライフライン等公益施設の応急復旧計画

地震災害により、市民生活や災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすライフライン等公益施設が被害を受けた場合は、ライフライン事業者等は、迅速に応急復旧を図る。

必要に応じ、他地域の同業事業者等に対し、応援を要請する。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

市は、国及び県と連絡調整を図りながら、適宜、被災者等に対して、復旧状況等の広報に努める。

第1項 水道施設

水道事業者及び水道用水供給事業者は、被害状況を迅速に把握し、指定工事店と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び近隣水道事業者、水道用水供給事業者等の応援を要請する。

また、市、県及び市民等に対し、断水エリアや復旧見通し等の情報を、できる限り定期的に提供するよう努める。

第2項 下水道施設

市は、被害状況を迅速に把握し、関係機関と連携を取りながら応急復旧に努めるとともに、被害が甚大な場合は、県及び九州・山口ブロック災害支援組織等の応援を要請する。

また、県及び市民に対し、下水道の使用不可エリアや復旧見通し等の情報をできる限り定期的に提供するよう努める。

第3項 電力施設

九州電力株式会社は、地震災害が発生した場合は、予め作成している防災業務計画に基づき電力施設に係る災害応急対策を実施する。

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合又は工事力等を動員しても、なお応援が必要と判断される場合は、市及び県に対し、広報、復旧資機材置場及び仮設用地の確保等の協力要請を行う。

第4項 電話施設

西日本電信電話株式会社及び株式会社N T T ドコモ、KDDI 株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社は、地震災害が発生した場合、予め作成している防災業

務計画、災害等対策規程に基づき、電話施設に係る災害応急対策を実施する。

必要な場合は、市に対し、燃料、食料等の特別配給等の応援の要請又は協力を求める。

第 22 節 災害対策用機材、復旧資材等の調達

施設の応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るなどのため、災害対策用機材、復旧資材等が必要となった場合は、各防災関係機関は、自ら備蓄しているもの又は予め把握していた供給可能業者等からの調達により確保する。

1 災害対策用機材

各防災関係機関は、災害対策用機材等が必要となった場合は、予め把握していた供給可能業者等から調達する。

市は、これにより調達できない場合や不足する場合には、県に対し、斡旋を要請する。

県は、自ら必要となった場合又は市から斡旋の要請があった場合には、予め把握していた供給可能業者等から調達する。不足する場合は、国に対し、貸与、斡旋を要請するものとする。

2 復旧資材

各防災関係機関は、復旧資材等が必要となった場合は、自ら備蓄しているもの又は予め把握していた供給可能な関係業者等から速やかに調達する。

第 2 項 木材の調達

1 需要状況の把握

市は、木材、薪炭燃料を確保するため、森林組合等の関係団体と協力し、木材等の需要状況を把握する。

県は、市、県森林組合、県木材組合その他の関係団体等と協力し、木材の需要状況を把握する。

2 安定供給の確保

(1) 市は、需要状況から必要と認める場合には、森林組合等の関係団体に対し、木材の供給の要請を行う。

(2) この措置を講じても不足するおそれがある場合には、県に対し、調達又は援助を要請する。

(3) 県は、市からの要請があった場合又は需要の状況から必要と認める場合は、森林組合等の関係団体等に対して木材供給の要請を行う。

第23節 福祉サービスの提供計画

地震発生時に、高齢者、障がい者、児童への福祉サービスの提供が滞ることがないように、市及び県は、相互に連携し、速やかに組織的、継続的なその実施に努める。

第1項 対象者の状況の把握

1 高齢者、障がい者

市は、地震災害が発生した場合は直ちに、福祉関係職員、居宅介護支援事業者等を中心とした調査チームを編成するなどにより、避難行動要支援者名簿及び個別計画に基づき、高齢者、障がい者等の安否及び状況、ニーズの把握等の実態調査を行う。

2 要保護児童

市は、地震発生後直ちに、次により、孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行う。

- (1) 児童福祉施設から避難してきた児童の保護者等が、傷病したことにより発生する要保護児童の避難所における実態を把握する。
- (2) 市民基本台帳による犠牲者の確認、地震災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び市民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見し、その実態把握を行う。

第2項 高齢者及び障がい者対策

1 緊急保護

市及び県は、被災高齢者、障がい者のうち緊急に施設で保護する必要がある者について、一時入所等の取り扱いが円滑、的確に行われるよう、手続きの弾力的な運用などによる緊急保護体制の整備を図る。

2 在宅サービス体制

市及び県は、実態調査の結果を基に、関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している介護・支援等が必要な高齢者、障がい者等への介護保険サービス体制等を、緊急に整備するものとする。

また、保健・医療及び福祉等の関係機関の緊密な連携のもとに、必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講じる。

3 応援要請

県は、必要に応じ県内他市町に対し、救援職員の派遣、物資の確保を要請すると

ともに、これによっても不足する場合は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

第3項 要配慮者対策

地震災害の発生に際しては、この地震災害を契機に新たに要配慮者、要保護者となる者が発生することから、これら要配慮者、要保護者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要であることから、市は、以下の点に留意しながら、要配慮者、要保護者対策を行う。

- 1 要配慮者、要保護者を発見した場合には、当該要配慮者、要保護者の同意を得て、必要に応じ、次の措置を講じる。
 - (1) 避難所へ移動すること。
 - (2) 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - (3) 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- 2 要配慮者に対する介護職員、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を、遅くとも被災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、被災後2～3日目から、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

第4項 児童対策

1 保護等

市及び県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、その情報を親族に提供し、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童相談所へ送致し、養護施設等への受入れや里親への委託等の検討を行う。

2 メンタルヘルスの確保

県は、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所においてメンタルヘルスカケアを実施する。また、必要に応じて、児童相談所を中心として児童心理司、児童福祉司等による避難所の巡回訪問を実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

市は、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について、的確な情報提供を行う。

第24節 ボランティアの活動対策計画

地震発生時に、多くのボランティアの申出がある場合は、市、県及び関係機関等は、相互に連携し、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら、その活動が円滑かつ効果的に行われるよう迅速に環境整備を行う。

第1項 受入れ体制の整備

市及び県は、速やかにボランティア活動に関する情報提供の窓口を設けるとともに、日本赤十字社佐賀県支部、嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関が行うボランティアの受入れ、活動調整等について協力する。

日本赤十字社佐賀県支部は、速やかに赤十字災害救護ボランティアの活動調整を行うための体制を整備する。

嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は、速やかにボランティアの受入れ等のための体制を整備する。

第2項 ニーズの把握、情報提供

佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関は県と連携し、被災市町におけるボランティア活動の後方支援を行う災害救援ボランティア活動本部を設置し、必要な情報の収集・提供に努めるものとする。

市は、災害救援ボランティアセンターを設置する嬉野市社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関と連携・協力し、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等被災地におけるニーズ等を把握し、日本赤十字社佐賀県支部、佐賀県社会福祉協議会その他のボランティア活動支援機関及び県に対し、情報を提供する。さらに、必要に応じ、報道機関等の協力を得て、幅広く情報提供を行う。

県は、県本部など関係機関と連携・協力し、災害ボランティアの受入窓口に関する情報提供など現地本部の後方支援を行うとともに、専門的な知識・技術等を有するボランティアを育成している団体等に対し、必要に応じて市への支援を要請する。

《災害救援ボランティアセンターの業務》

- 1 災害及び被災状況の情報収集
- 2 ボランティアニーズの把握
- 3 ボランティアの受付、登録
- 4 ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- 5 ボランティアの派遣・撤回の指示
- 6 ボランティア活動の記録
- 7 災害救援ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達
- 8 関係機関との連絡調整

第3項 支援

市は、必要に応じ、ボランティア活動、又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努め、県はこれに協力する。

市、県、日本赤十字社佐賀県支部及び社会福祉協議会等関係機関は、ボランティアの活動状況を把握するとともに、活動環境について配慮する。

第 25 節 外国人対策

1 救護

市は、地震発生時に、必要と認める場合は、外国語が話せるボランティアの協力をえながら、外国人について安否確認、避難誘導、救助活動を行う。

2 生活支援

(1) 情報提供

市及び県は、必要に応じ報道機関の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

市は、防災行政無線を活用しての情報提供においては、日本語の他、英語、中国語、韓国語を用い外国人の生活支援を行う。

(2) 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するため、ボランティアの協力を得ながら、相談体制を整備する。

3 応援

県は、市からの要請等に応じ、外国語が話せる者を確保するため、県内の他市町、他県に対し、関係職員等の派遣を要請する。

第 26 節 帰宅困難者対策

市及び県は、災害の発生により交通機能が停止し、速やかに帰宅することができない帰宅困難者が発生した時は、関係機関と連携して、災害の状況、道路交通及び交通機関の運行状況等に関する情報を速やかに提供することにより帰宅を支援するとともに、必要に応じて、一時的な宿泊場所、食料、飲料水、トイレ等の提供に努める。

また、一時的な宿泊場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に務めるものとする。

輸送事業者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの施設機能を十分活用するとともに必要な情報の提供及び支援に努める。

第 27 節 義援物資、義援金対策計画

地震災害時に、県内及び全国から義援物資、義援金が寄託される場合は、市及び県は、相互に協力し、この義援物資、義援金を受付し、迅速かつ確実に被災者に配分する。

第 1 項 義援物資

市及び県は、必要に応じて、義援物資の受入体制を構築する。ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

1 受付

市及び県は、速やかに、義援物資の受付に関する窓口を設けるとともに、集積場所を決定し、義援物資の受付体制を整備する。

《受入の基本方針》

- (1) 企業・団体からの大口受入を基本とし、個人からの物資は原則受け取らない。
(個人には、義援金としての支援に理解を求める)
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け取らない。
- (3) 物資の梱包は、単一物資梱包とし、概則に品目を明示する。
- (4) 可能な限り、物資の輸送車両や配送・仕分け人員も同乗させ、避難場所に直接配送してもらうよう依頼する。

2 情報提供

市及び県は、円滑な物資受入のため、次の事項についてホームページや報道機関等を通じて適切な広報に努める。

特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、報道機関に対してはその旨に配慮した情報提供について配慮を要請する。

- (1) 受付窓口
- (2) 受入を希望する義援物資と受入を希望しない義援物資のリスト
(被災地のニーズに応じて、逐次改める)
- (3) 送付先（集積場所）及び送付方法（梱包方法を含む）
- (4) 個人からは原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わない

3 受入、仕分け、配分

市は、集積場所において、必要に応じ書類を整備するなど、義援物資を円滑に受入適切に保管する。

また、自ら直接受入した物資及び県から配分された物資を、被災者の状況に応じ、

公平に行きわたるよう配慮して、被災者に対し配布する。

第2項 義援金

1 受付

市及び県は、必要に応じて義援金の受付に関する窓口を設ける。

日本赤十字社佐賀県支部は、支部及び地区・分区において、義援金の受付体制を整備する。

佐賀県共同募金会は、義援金の受付体制を整備する。

2 受入、保管、配分

市は、寄せられた義援金を円滑に受け入れ、適切に保管し、予め基本的な配分方法を決定するなどして迅速かつ公平に被災者に対し支給する体制を構築する。

第 28 節 災害救助法の適用

第 1 項 救助の本質

- 1 災害救助法による救助は、災害の発生に際して、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する応急的、一時的な処置である。
- 2 災害にかかった者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。
- 3 国の責任において行われ、市、県、日本赤十字社その他の団体及び市民の協力の下に行われる。

第 2 項 実施主体

- 1 知事は、災害救助法による救助を実施し、市長はこれを補助する。
ただし、救助に関する職権の一部を知事から委任されたときは、市長が救助を実施する。
- 2 日本赤十字社は、知事が行う救助の実施について、協定書に従い協力するものとする。

第 3 項 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が次の各号のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに、市町ごとに行う。

- 1 市町における住家の被害が、下表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被害世帯数 A に達したとき。

市町の人口		被害世帯数 A	被害世帯数 B
5,000 人未満		30 世帯	15 世帯
5,000 人以上	15,000 未満	40 世帯	20 世帯
15,000 人以上	30,000 未満	50 世帯	25 世帯
30,000 人以上	50,000 未満	60 世帯	30 世帯
50,000 人以上	100,000 未満	80 世帯	40 世帯
100,000 人以上	300,000 未満	100 世帯	50 世帯
300,000 人以上		150 世帯	75 世帯

注) 被害世帯とは、全焼、全壊、流失等により住家を滅失した世帯の数をいい、住家が半焼、半壊した場合は全焼（壊）流失等の1／2世帯、床上浸水の場合は1／3世帯として換算する。

- 2 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上であって、市町の被害世帯数が当該市町の人口に応じ、前表の左欄の被害世帯数Bに達したとき。
- 3 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被害世帯数が5,000世帯以上であって、市町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- 4 市町の被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
 - (1) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかったものの救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - (2) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは受ける恐れが生じたとき。

第4項 被災世帯の算定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるだけでなく、救助の実施にあたり、その種類・程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼす。よって、市及び県においては、予め建築関係技術者等の専門家を確保しておく。

認定基準は、次のとおりである。

- 1 住家
現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。
- 2 世帯
生計を1つにしている実際の生活単位をいう。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。
- 3 死者
当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。
- 4 行方不明
当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
- 5 負傷
災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。
うち、重傷は1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、軽傷は1ヶ月未満で治癒できる見込みのものをいう。
- 6 全焼、全壊、流失
住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、住家全部が倒壊、流出、

埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達したもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のことをいう。

7 半焼、半壊

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には住家の損壊又は焼失した部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部（全焼（壊）と同様）の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のことをいう。

8 床上浸水

上記⑥及び⑦に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもので、又は土砂、材木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったものをいう。

9 床下浸水

浸水がその住家の床上以上に達しない程度のことをいう。

10 一部破損

住家の損壊程度が、半壊に達しない程度のことをいう。

第5項 救助の種類

市長及び知事が行う救助の種類

- 1 避難所、応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 遺体の捜索及び処理
- 10 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

第29節 行方不明者等の捜索、遺体の処理、火葬

地震発生時に、多数の行方不明者、死亡者が発生した場合には、県警察による検視のほか、市は、的確に捜索、処理収容、火葬を実施する。

第1項 捜索

市及び消防署は、県、県警察等の協力を得て、行方不明者、死亡者の捜索を行う。

第2項 処理収容

1 検視、身元確認

市及び消防署は、被災現場において遺体を発見した場合、県警察に対し、このことを連絡する。

県警察は、市及び消防署から連絡があった場合又は自ら被災現場において遺体を発見した場合は、発見場所において、遺体取扱規則又は検視規則等に基づき、速やかに検視を行い、その後、遺族又は市に対し、遺体又は遺体の引き渡しを行う。

発見現場での検視が困難な場合は、遺体が一時収容される安置所において行うものとする。また、県警察は、遺体が身元不明の場合は、遺体周辺にあるもので身元確認の資料となり得る物について回収し、これらをもとに県歯科医師会の協力を得るなどして身元の確認に努める。

2 遺体の収容

市は、必要に応じ、遺体を一時安置、収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設けるものとする。

市は、県警察から引き渡しがあった場合は、遺体を安置所に搬送し、収容する。

また、市は、予め把握していた供給可能な関係業者等から、棺など安置、収容に必要な物品を調達する。

3 遺体の処理

市は、遺体の識別等のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うとともに、医師又は医療救護班による遺体の検案を実施する。

4 遺族等への遺体引き渡し

市は、遺体の身元が判明している場合、遺族等に対し、当該遺体を引き渡すものとする。

第3項 火葬

市は、遺体の身元が判明しない場合又は遺族等への遺体引き渡しが困難な場合など

必要と認める場合は、遺体の火葬を行う。市は、火葬場が被災した場合又は遺体数が多く、自らの火葬場では処理できない場合等は、予め締結している相互応援協定に基づき、他の市町に対し、火葬等の実施を要請する。

県は、市から要請があった場合又はその必要があると認めた場合は、市町の応援火葬が円滑に実施されるように情報の収集・提供や調整活動を行う。

第30節 廃棄物の処理計画

地震発生時に、大量のし尿、ごみ等の廃棄物により公衆衛生や生活環境が悪化する場合には、市は、迅速かつ適切に収集処理を行うとともに、必要に応じ、廃棄物施設の応急復旧を実施する。

第1項 役割

1 市

- (1) 事前に地震災害時の災害廃棄物処理計画を策定する。
 - ア がれき等の災害廃棄物発生量の推計
 - イ 仮置場の確保と配置計画・運営計画
 - ウ 仮設トイレの調達、配置、運営計画
 - エ 排出ルール(分別)、収集運搬、仮置場、中間処理及び最終処分場等の処理手順(特に最終処分先の確保)
 - オ 市で処理が困難な場合を想定した周辺市町との協力体制
 - カ 有害廃棄物対策(特にアスベスト)
 - キ 収集運搬車両とルート計画
 - ク 災害に備えた資機材の備蓄計画(停電に備え、発電機等を整備)
 - ケ 市民への広報(分別排出、仮置場などについての広報)
- (2) 収集運搬機材、一般廃棄物処理施設等の被災状況の把握と損害箇所の修理を行う。
- (3) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を県に報告する。
- (4) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき災害廃棄物処理実施方針を立て収集運搬及び処分する。
- (5) 必要に応じ、近隣市町、関係者、県への支援を要請する。
- (6) 必要に応じ、仮設トイレを設置する。

2 県

- (1) 市町の処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等について、情報収集を行い、国に報告する。
- (2) 市から要請があった場合、又は被災市の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を被災市の災害対策本部等現地に派遣し、廃棄物の情報収集等を実施するとともに、一般廃棄物の収集運搬、処分について県内の市町、関係業界団体への応援要請及び災害廃棄物の収集運搬業者、処分先等の斡旋又は紹介をする。
- (3) 県内の廃棄物処理施設での処分が困難な場合、国又は近隣の県へ応援を要請する。

3 市民、事業者

- (1) 市民及び事業者は、災害廃棄物を適正に分別し、排出する。

- (2) 不必要に廃棄物を排出しない。

第2項 し尿処理

1 仮設トイレの調達、設置、撤去

市は、被災地の衛生環境を確保するため必要と認める場合は、次により、仮設トイレやマンホールトイレを調達し、避難所、避難場所や被災地域内に設置する。この際、洋式トイレを設置するなど高齢者や障がい者に配慮するものとする。

また、水道や下水道等の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能になった場合、速やかに仮設トイレやマンホールトイレの撤去を行い、避難所等の衛生向上を図る。

<仮設トイレの調達>

(1) 市

市は、予め避難所等への配布個数、備蓄している数、供給可能な業者及び個数を考慮して調達計画を策定するとともに、その管理に必要な消毒剤、脱臭剤の備蓄に努める。

この調達計画に基づき、仮設トイレやマンホールトイレを調達するものとするが、必要量が確保できない場合、県に対し、支援を要請する。

(2) 県

県は、予め供給

可能な業者及び個数を広域的に把握する。

市から要請があった場合、「災害時における応急対策資機材の調達・設置に関する協定」に基づく要請を行うなど、調達斡旋に努める。

需要が県内の供給能力を越える場合、国及び他県に供給を要請する。

2 処理の方法

市は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。

(2) 予め定めた災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量見込み、避難所、仮設トイレやマンホールトイレの状況によりし尿処理方針を立て、収集運搬及び処分する。

(3) 収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により処理班を編成する。

(4) 必要な場合、近隣市町、関係業者に応援を要請し、対応できない場合には県へ支援要請する。

(5) 必要に応じ、地域内に臨時貯留槽を設置する。

(6) 県は、市町の要請や必要に応じ、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

(7) 県は、被災地域の市から、災害し尿等の収集運搬について協力要請があったときは、「無償団体救援協定（災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬）」に基づき、県環境整備事業協同組合に支援協力を要請する。

- (8) 県は、被災市町や県内市町で災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第3項 ごみの処理

1 市

市は、地震災害時の災害廃棄物処理計画を策定し、この中で、一時に大量に発生するがれきの処分先、一般廃棄物の一時保管場所、広域圏の廃棄物処理能力が不足する場合の応援の依頼先等を策定する。

地震災害時には、この計画に基づいて一般家庭、避難場所等からの生活ごみ、粗大ごみ、火災ごみなどの一般廃棄物について、収集運搬及び処分を行う。

収集したごみを短期間に処理することが困難な場合には、地震災害時の一般廃棄物処理計画で指定した臨時の保管場所にごみを搬入し、このごみは、ごみの大量排出が一段落してから処理する。

- (1) 処理施設被害状況、災害廃棄物の発生量見込み等を把握する。
- (2) 事前に策定した地震災害時の一般廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量、避難所からの廃棄物等を勘案し、ごみ廃棄物処理実施方針計画を立てる。
- (3) 道路交通状況に応じ、収集運搬車及び人員の確保と適正な配置により、処理班を編成する。
- (4) 廃棄物の処理には、各種リサイクル法(家電リサイクル法、パソコンリサイクル、自転車リサイクル法、容器包装リサイクル法、建設リサイクル法)に配慮し方針を立てる。
- (5) 仮置場を確保し、ごみの分別方法、排出方法などを市民及び関係機関に周知する。
- (6) 建築物の倒壊、解体(被害を受け、建替えが必要な建築物の取り壊しのことをいう。)等により生じた災害廃棄物については、解体現場で分別し、計画的に収集運搬及び処分する。
- (7) 災害廃棄物については、木材やコンクリート等のリサイクルを進めるとともに、アスベスト等の有害廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等の規定に従い適正な処理を図る。
- (8) 有害廃棄物による環境汚染、健康被害を防止するため建築物の解体、運搬作業や市民へ適切に指導をする。また、仮置場での環境汚染を防止する。
- (9) 必要に応じ、近隣市町、関係業者に対し、応援を要請し、収集運搬、処分を委託する。
- (10) 必要に応じ、仮設処理施設の設置の検討をする。
- (11) 最終処分までの処理行程が確保できない場合には、速やかに県へ支援要請を行う。

2 県

県は、必要に応じ、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」に基づき社団法人佐賀県産業廃棄物協会に要請を行うなど、県内市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

市が被災し、災害廃棄物の処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣他県や国へ支援要請を行う。

第31節 防疫計画

地震発生時に、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想される場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に基づき、市及び県は、相互に連携し迅速に防疫活動を行う。

1 防疫活動

市及び県は、次の防疫活動を行う。

(1) 防疫組織の設置

市は、防疫対策の推進を図るため、地震災害の規模に応じ、防疫班など防疫組織を設ける。

(2) 疫学調査及び健康診断の実施

ア 疫学調査

県は、地震災害の規模に応じ、市、地区衛生組織及び地区医師会等関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、下痢患者、有熱患者が現に発生している地域、避難所等その他衛生条件の悪い地域を優先し、緊急度に応じて段階的に、順次検病調査を実施する。

イ 健康診断

県は、疫学調査の結果必要があると認めるときは、感染症法第17条第1項の規定による健康診断を実施する。

ウ 伝染病患者等に対する入院勧告等

県は、感染症患者で入院の必要な者に対し、感染症法第19条の規定により、入院の勧告又は措置を行う。この場合、県は入院する患者を、当該入院に係る病院又は診療所に移送する。

(3) 清潔の保持

市は、感染症の発生予防のため必要があると認められるときは、当該土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者）に対し、清潔を保つよう指導する。
また、市は自ら管理する道路・溝渠・公園等の場所の清潔を保つものとする。

(4) 消毒

県は、感染症を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは感染症法第27条の規定により、感染症の病原体に汚染された場所の管理者等に対し、消毒を命じる。

ただし、命令による消毒が困難な場合は、県は市に対し消毒の指示を行う。

なお、消毒の実施に当たっては、同法施行規則第14条の規定により行う。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

県は、ねずみ族、昆虫等を駆除すべき地域を指定して、当該区域の管理をする者等に対し、駆除することを命じる。

ただし、命令による駆除が困難な場合は、県は市に対し駆除の指示を行う。

なお、駆除の実施に当たっては、同法施行規則第15条の規定により行う。

(6) 避難所における防疫指導

市は、県の指導のもとに、衛生薬業センター等において飲料水等の水質検査を実施するとともに、消毒した水を使用するよう指導する。

(7) 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を県又は市で実施する。

(8) 生活用水の供給等

県は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認められるときは、感染症法第31条第1項の規定により、汚染された（又は汚染された疑いのある）生活用水管理者に対し、期間を定めてその使用又は供給を制限、又は禁止する。

その場合、市は、感染症法第31条第2項の規定により、県の指示に基づいて生活用水を供給する。

供給量は1人1日当たり約20リットルを標準とする。ただし、大規模な地震災害等のため、標準量の供給が困難な場合は、3～5リットル程度とする。

2 情報の収集、報告及び広報

市は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等に関する情報を収集し、県に対し、報告する。

また、県は、市から報告のあった情報を国に対し報告する。

さらに、県は、各種感染症に関する情報を収集し、県民に対し広報する。

3 支援措置、応援

県は、必要に応じ、次の支援措置、応援要請を行う。

(1) 市に対し、応援のための職員を派遣する。

(2) 市に対し、防疫用資材等の斡旋を行う。

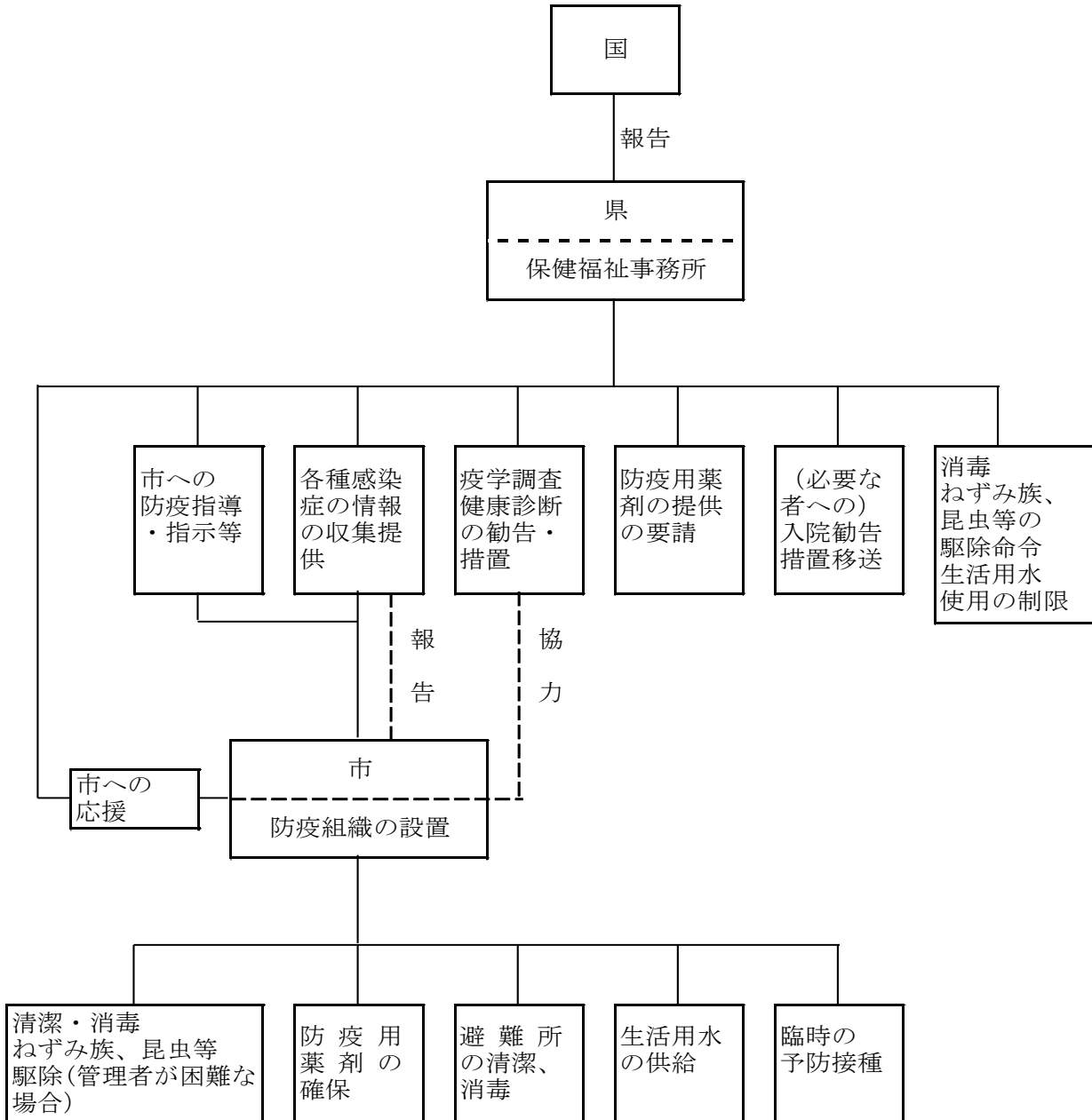
(3) 県は、以上の措置を講じてもまだ不足する場合は、国又は自衛隊に対し、応援を要請する。

4 防疫用薬剤の確保

市は、医薬品等卸売業者に対し、防疫用薬剤の供給の要請を行う。

県は、市から要請があった場合又は需給の状況から必要と認める場合は、県医薬品卸業協会に対し、防疫用薬剤の提供の要請を行う。

【 防 疫 業 務 】



第 32 節 保健衛生計画

地震発生時において、市及び県は、被災者の健康保持や生活環境の悪化による食中毒の未然防止等を図るため、相互に連携し、適切な保健衛生活動を実施する。

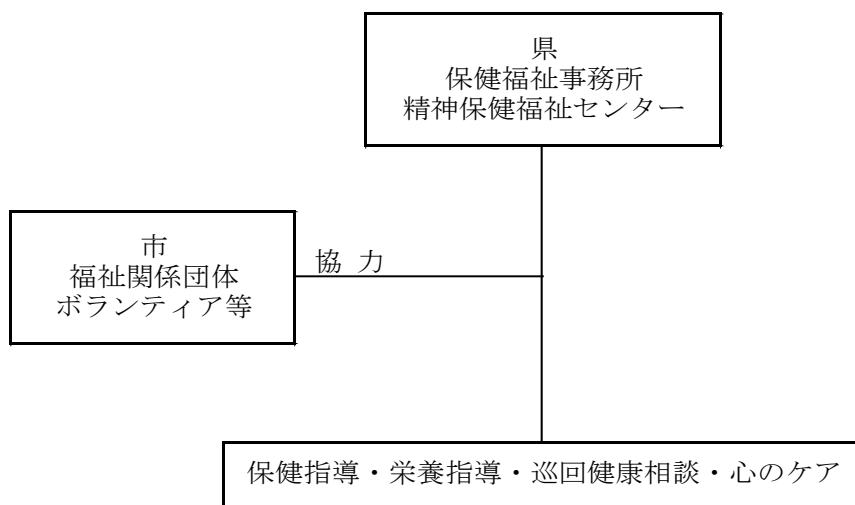
第 1 項 被災者等の健康管理

市及び県は、被災地域、特に避難所における良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者等の健康管理（保健指導、栄養指導等）を行うため、県栄養士会や県歯科衛生士会等の協力を得て保健師、栄養士等による巡回健康相談等を実施する。

この際、医療関係団体やボランティア等の協力を得て、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者には、十分配慮するものとする。

なお、県は、災害時の心のケアに関するマニュアルに基づき、精神保健福祉センターが中心となり、保健福祉事務所、被災市、佐賀県精神科病院協会等の関係団体及び医療機関と連携・協力して、メンタルヘルスケアを実施する。この場合、必要に応じて巡回相談チームを編成し、被災者に対する相談体制の確立に努める。

これらを実施するのに人員等が不足する場合は、県は「九州・山口 9 県災害時相互応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づき、応援を要請するとともに、さらに、厚生労働省に対し、保健師等の派遣を要請する。



第33節 動物の管理、飼料の確保等計画

第1項 家畜の管理、飼料の確保

1 避難対策

市は、地震発生後、余震による畜舎の倒壊、地震による水害など二次災害の発生のおそれがあると認める場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導する。

市は、家畜数を勘案し、安全と認められる場所に必要な面積を確保し、応急仮設畜舎、繋留所、救護所、給水場等の、家畜の避難施設を設置するものとする。

2 県による防疫

県は、家畜伝染病及び一般疾病を予防するため、家畜防疫員、家畜診療獣医師の協力により救護班を編成し、「健康検査と傷病家畜の応急救護」、「畜舎等の消毒」、「家畜伝染性疾病の予防注射」を実施する。

市は、県から家畜の管理指導に関して要請がある場合は協力するものとする。

家畜保健衛生所に配備している車両（動力噴霧器等を搭載）を活用し、迅速化を図る。

(1) 健康検査と傷病家畜の応急救護

被災地域に飼育されている家畜の健康検査を実施するとともに、傷病家畜については応急手当を実施する。

(2) 畜舎等の消毒

各種家畜伝染病の発生に備え、被災地域の浸水汚染畜舎等の消毒を実施する。

(3) 家畜伝染性疾病の予防注射

地震災害後、発生が予想される伝染性疾病については、関係団体と連絡のうえ、予防注射等を実施し、発生予防及びまん延防止を図る。

3 管理指導

県は、関係機関及び団体と連携し、家畜診療獣医師の協力を得て、家畜の管理に関する指導を行う。

市は、県から家畜の管理指導に関して要請がある場合は協力するものとする。

4 飼料の確保

市は、地震災害により飼料の確保が困難となった場合は、県に対して要請を行う。

県は、地震災害により飼料の確保が困難となり、市から要請があった場合は、国に対し、国が備蓄する備蓄用飼料穀物の売り渡しを要請するほか、関係農業団体又は飼料製造販売業者等に対し、必要数量の確保及び供給の要請を行う。

第2項 家庭動物等の保護等

市及び県は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。

第 34 節 危険物等の保安計画

第 1 項 火薬類事業者との連携

1 被害状況の把握、連絡

火薬類の製造業者、販売業者及び消費者（以下「火薬類事業者」という。）は、地震により施設等（製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所）に被害が発生した時に、災害の発生の防止のため予め定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、九州産業保安監督部、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

火薬類事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（火薬類取締法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、市及び県と連絡をとり、県警察が必要と認める場合は、県警察により火薬類事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、市は、警戒区域の設定並びに付近市民の避難措置等により、被害の拡大防止に努める。

県警察、海上保安部は、市からの要求により、火薬類事業者に対し、必要な限度において、災害を拡大させるおそれがあると認められる施設又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨を市に通知する。

海上保安部は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- (1) 被災地港湾への火薬類積載船舶の入港を制限し又は禁止する。
- (2) 火薬類荷役中の船舶に対し、※荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- (3) 港内に被害がおよぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- (4) 被災その他の原因により自力航行能力を失った火薬類積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

※荷役（にやく＝船への荷の積み卸し）

4 応援要請

火薬類事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業者等に対し、協力を求める。

第 2 項 高圧ガス事業者との連携

1 被害状況の把握、連絡

高圧ガスを販売する者、消費する者、高圧ガスの貯蔵又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「高圧ガス事業者」という。）は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため予め定められた連絡体制により、被害状況の収集に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 施設の応急措置

高圧ガス事業者は、地震により施設等に被害が発生した時には、速やかに点検を実施し、異常が認められた場合は、法令（高圧ガス保安法等）に従い、災害の発生の防止のための応急措置を行う。

3 その他の応急措置

県警察は、県及び市と連絡をとり、必要と認める場合は、高圧ガス事業者に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに警戒区域の設定並びに付近市民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

県警察は、市から要求があったときは、高圧ガス事業者に対し、必要な限度において災害を拡大させるおそれがあると認められる施設等の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。実施した場合は、その旨市に通知する。

4 応援要請

高圧ガス事業者は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、応援事業所等に対し、協力を求める。

第3項 石油類及び化学製品類

1 被害状況の把握、連絡

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、地震により施設等に被害が発生した時は、災害の発生の防止のため、被害状況の把握に努める。

地震による被害の規模に応じ、消防署、県警察、県及び市等各防災関係機関に対し、情報の連絡を行う。

2 応急措置

石油類及び化学製品類関係の事業所の管理者等は、状況に応じて、必要な次に掲げる措置を実施する。

- (1) 危険物流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
- (2) 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
- (3) 危険物の流出、火災等が発生した場合、自衛消防組織等による初期消火、延焼

防止活動、オイルフェンス等による流出防止措置

(4) 異常が認められた施設の応急措置

3 その他の応急措置

市又は消防署は、必要に応じ、石油類関係の事業所の管理者等に対し、適切な指導を行うとともに災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救助、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

県警察は、必要に応じ、高圧ガスに対する応急措置に準じた措置を講じる。

4 応援要請

石油類関係の事業所の管理者等は、地震による被害の規模に応じ、被害の拡大防止のため、予め締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事業所等に対し、協力を求める。

第4項 放射性物質

(放射性同位元素等の使用者、販売業者、廃棄業者及びこれらの者から運搬を委託された者（以下「放射線同位元素等の使用者」という。)

放射線同位元素等の使用者等は、地震により放射線障害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、法令（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等）に基づき必要に応じ、次の措置を講じる。

- 1 発見した場合は、直ちに、その旨を県警察に通報する。
- 2 施設の内部にいる者等に対し、避難するよう警告する。
- 3 汚染が生じた場合、その拡大防止及び除去を行う。
- 4 放射線障害を受けた者等に対し、救出、避難等の緊急措置をとる。
- 5 放射性物質を安全な場所に移す余裕がある場合には、移動させる。
- 6 その他必要な防止措置を講じる。

第5項 毒物・劇物取扱者との連携

(毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者（以下「毒物・劇物取扱者等」という。)

毒物・劇物施設が地震により被災し、毒物・劇物が飛散漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、毒物及び劇物取締法に基づき、次の措置を講じる。

- 1 毒物・劇物取扱者等は、直ちに、県、保健福祉事務所、県警察及び消防署に届け出るとともに、回収その他の保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じる。

2 県、県警察及び消防署は、相互に連携し、毒物・劇物取扱者等と密接な連絡をとり災害の発生及び拡大等を防止するため、次の応急措置を講じる。

- (1) 情報収集、被害区域の拡大防止
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 市民に対する周知
- (4) 被災者の避難誘導、救出・救護
- (5) 原因の特定・原因者に対する指導

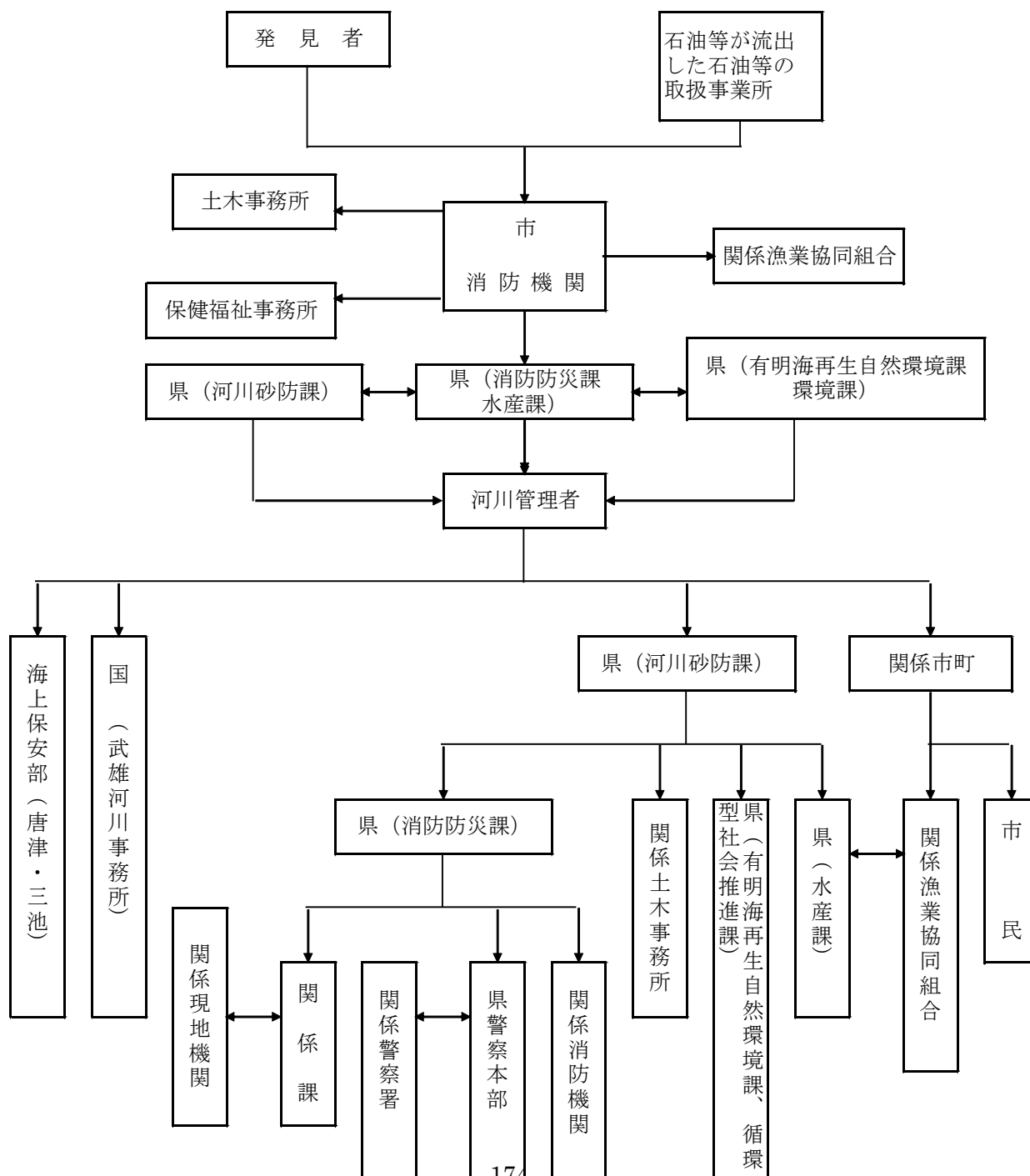
第 35 節 石油等の大量流出の防除対策計画

地震災害により石油等の取扱事業所に被害が発生し、河川等に大量の石油等が流出した場合は、石油等の取扱事業所及び関係する防災関係機関は、被害の拡大を防止するため、相互に連携し、迅速な応急対策を講じる。

1 通報連絡

石油等の大量流出が発生した場合は、その発生及び災害の状況についての、関係機関への連絡通報は、次により行うこととする。

(1) 通報連絡の系統



(2) 通報連絡の内容

- ア 石油が流出した石油等の取扱事業所の名、流出石油等の種類及び量
- イ 発生日時及び場所
- ウ 石油等の流出の概要
- エ 気象の状況
- オ 流出石油等の状況
- カ 今後予想される災害
- キ その他必要な事項

(3) 市民等への周知

石油等の取扱事業所は、石油等が流出し、周辺市民等に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、迅速かつ的確に、周辺市民等に対し、災害の状況及びその他必要な事項について、周知する。

この際、市等関係する防災関係機関に対し、協力を要請するものとし、要請を受けた防災関係機関は、適切な方法により周知を図る。

2 応急対策

石油等が大量に流出した場合、その石油等の取扱事業所は、直ちに、拡散防止、被害の軽減を図るための応急対策を講じるものとするが、自ら行う対策のみでは不十分と認める場合は、河川管理者及び関係する防災関係機関に対し、協力を要請する。

河川管理者及び関係する防災関係機関は、石油等の取扱事業所から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、相互に連携し、応急対策を講じる。

(1) 石油等の取扱事業所の応急対策

- ア 河川管理者に対し、石油等の流出発生を通報連絡
- イ オイルフェンスの展張、油処理剤及び油吸着材等による流出石油等の拡散防止又は分散
- ウ 石油等の取扱事業所の施設等の損傷箇所の応急処理並びに石油等の移し替え
- エ 事業所の従業員等の救助
- オ 火災等二次災害発生の防止

(2) 防災関係機関の応急対策

- ア 河川管理者は、石油等が内水面に大量流出した場合、関係する防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、各機関が行う応急対策活動を迅速かつ円滑に推進するよう努める。
- イ 主な応急対策
 - (ア) 石油等の取扱事業所の従業員等の救助
 - (イ) 流出石油等の拡散防止
 - (ウ) 消火対策等
 - (エ) 漂着石油等の処理
 - (オ) 流出石油等の防除資機材の調達

第 36 節 孤立地域対策活動

地震に災害時において孤立地域が発生した場合、人命救助活動、救援活動及び孤立地域市民の生活に大きな支障が生じることから、県及び市は、孤立地域に対して、次に掲げる事項について応急対策を講じるものとする。

1 被害実態の早期確認及び救急救助活動の迅速実施

市及び各防災関係機関は、通信の途絶地域に対しては、携帯電話や県が整備した可搬型衛星無線等の通信機器を活用するほか、被災地の消防団員等から被害情報を収集するか、職員や警察官等を派遣する等、あらゆる通信連絡手段の確保に努める。

交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客等一時滞在者の救出等にも配慮する。

2 緊急物資等の輸送

市は、陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行うため、県に対し、防災関係機関や自衛隊の協力要請する。

3 道路の応急復旧による生活の確保

市は、迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第 37 節 生活再建計画

市は、被災者生活再建支援法(平成 10 年法律第 66 号)に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び県と良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再生支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図ることとする。

第 38 節 災害応急対策の実施に係るタイムスケジュール

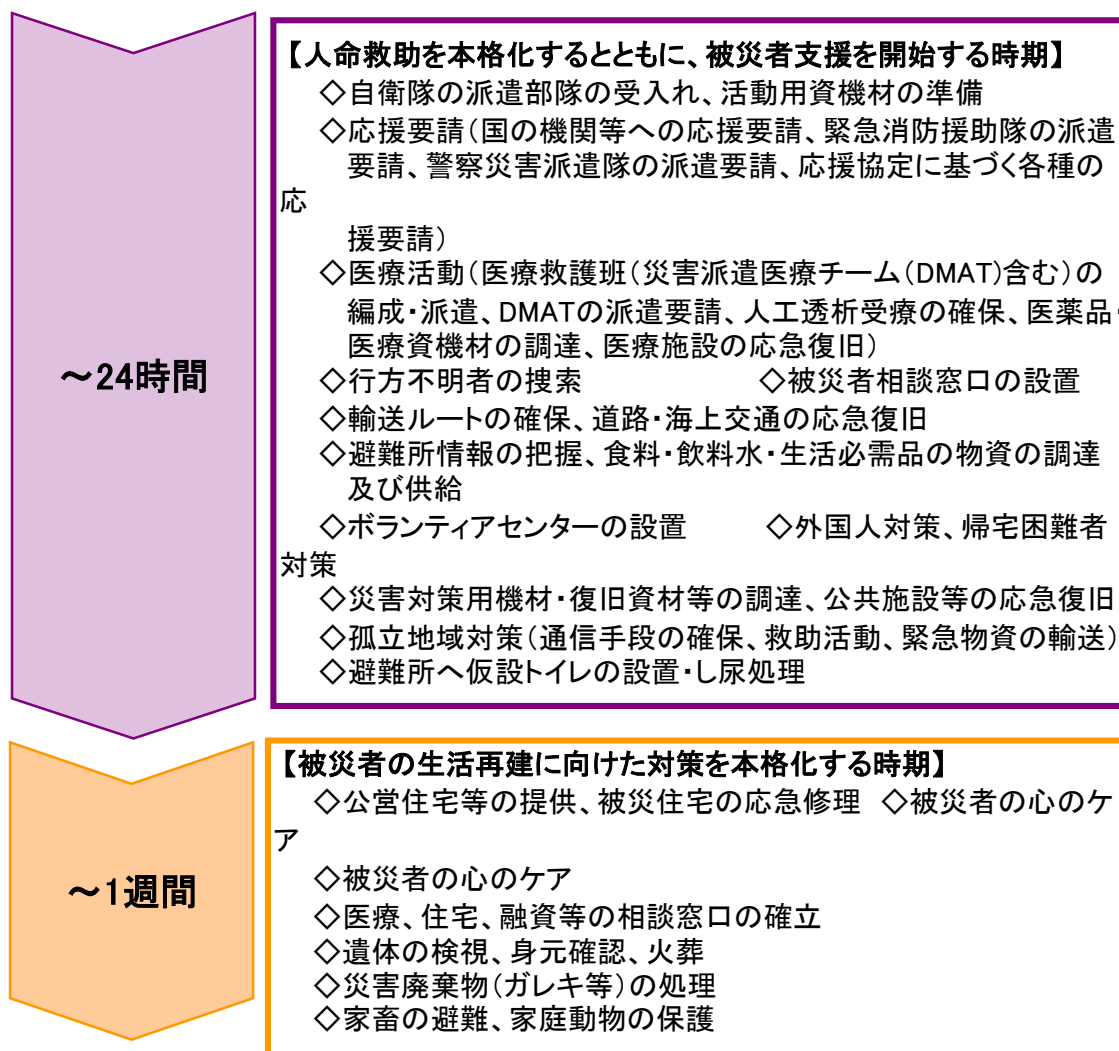
被災地の時間・空間は有限の資源であるため、地震災害発生時・発生後の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を理解し、行動しなければならない。

特に発災当初の 7 2 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要がある。

災害発生時・発生後の各段階において着手すべき業務を時系列的に示すと左記のとおりである。但し、その災害の進展状況等により、柔軟に対応を変える必要があることも留意が必要である。

また、市及びその他の各防災関係機関においても、災害応急対策の着手時期については検討するように努めるものとする。

地震災害対策本部に係る県災害対策本部における災害応急対策の着手時期



第4章 災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興に関しては、住民の意向を尊重し、県及び市が主体的に取り組むとともに、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと。また、社会経済が低下する状況に鑑み、可能な限り円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 災害復旧・復興の基本方向の決定と事業の計画的推進

第1項 復旧・復興に係る基本方向の決定

市は、被災の状況、地域特性、公共施設の管理者等の意向等を勘案し、「迅速な原状復旧」を目指すのか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る「計画的復興」を目指すのか否かについて早急に検討し、復旧・復興に係る基本方向を決定する。

必要な場合は、復興計画を作成する。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて要配慮者の参画を促進するものとする。

市は、県から広域的な観点から、必要な助言、指導を受ける。

第2項 迅速な原状復旧

市及び県が迅速な原状復旧を目指す場合は、市、県及び関係施設の管理者等は、災害応急対策を講じた後、速やかに、公共施設等の復旧事業を行うことになるが、この際は、原形復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

復旧に当たり、ライフライン及び交通輸送等の関係機関は、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の実情を勘案して、円滑迅速な復興のための必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体に代わって工事を行うものとする。

1 復旧事業の対象施設

(1) 公共土木施設

(河川、砂防設備、林地荒廃防止施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、下水道、公園)

- (2) 農林水産施設
- (3) 都市施設
- (4) 上水道
- (5) 社会福祉施設
- (6) 公立学校
- (7) 社会教育施設
- (8) 公営住宅
- (9) 公立医療施設
- (10) ライフライン施設
- (11) 交通輸送施設
- (12) その他の施設

2 資金の確保

市、県及び関係施設の管理者等は、復旧事業の早期実施が図られるよう、必要な資金需要額を把握し、次のことを考慮して、その財源の確保に努める。

(1) 国庫負担又は補助を規定している主なもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ウ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針について（昭和39年8月14日建設省都市局長通達）
- エ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧の国庫負担補助について（平成2年3月31日厚生省事務次官通知）
- オ 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成7年3月30日厚生省社会援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長通知）
- カ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- キ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）

(2) 地方債の発行が許可される主なもの

- ア 補助災害復旧事業
- イ 直轄災害復旧事業
- ウ 単独災害復旧事業
- エ 公営企業災害復旧事業
- オ 歳入欠かん

3 激甚災害の指定

発生した地震災害が、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に規定された激甚災害の指定を受ける必要があると認められる場合には、復旧事業を実施するに当たって国の特別援助を受けるため、市及び県は、相互に協力し、激甚災害の指定を受けるための措置をとるものとする。

4 復旧・復興事業からの暴力団の排除

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に務めるとともに、関係行政機関や業界団体との連携及び協力のもと、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

5 災害廃棄物の処理

市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置などを講ずるものとする。

第3項 計画的復興

1 防災まちづくり

市は、次のような再度災害防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくりの実施など将来を見据えた復興を行う場合は、関係機関との調整を図り、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるような環境整備に務めつつ、市民の理解を求めながら復興計画を作成し、

復興計画の作成にあたっては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

また、市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に、市は、必要に応じて、職員の派遣に係るあっせんに務めるものとする。

- (1) 被災市街地復興特別措置法等の活用や、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施による合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新
- (2) 避難路、避難場所、延焼遮断帯、骨格的な都市基盤施設（防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾など）及び防災安全街区の整備
- (3) 被災した場合の迅速な復旧の観点から架空線との協調にも配慮した電線共同溝等の整備などによるライフラインの耐震化等
- (4) 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- (5) 耐震性貯水槽の設置等

県は、市が勧める復興を支援する。

復興を進めるに当たっては、市民に対し、新たなまちづくりの展望、手続き、スケジュール、各種施策の内容及びこの選択等について、情報の提供を行うものとする。

る。

2 文化財対策

(1) 指定文化財等の復旧

市（教育委員会）及び県（教育委員会）は、地震発生後、早急に指定文化財等の被災状況の調査を実施し、国等の技術的指導や財政的支援を受けて、被災指定文化財等の計画的な復旧を行う。

(2) 埋蔵文化財の保護

市及び県は、復旧・復興を進めるに当たっては、調査を実施するなど地下に埋蔵された文化財の保護に配慮して行う。

復旧・復興区域が大規模であり、その必要があると認める場合は、市及び県は、国や他県・市町に対し、人的・財政的支援を求める。

第2節 被災者の生活再建等への支援

第1項 被災者相談窓口の設置

市は、必要に応じて、住民等に生活再建のための情報を提供し、又は問い合わせ、要望又は相談等に対応するための相談窓口を設置する。

また、必要な情報や支援・サービスを提供できるよう、被災者の所在地等の情報を関係市町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第2項 罹災証明書の交付、被災者台帳の作成等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置が早急に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に務めるものとする。

県は、災害救助法に基づき、被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

第3項 災害弔慰金、見舞金、罹災証明証等

市は、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保等のきめ細やかな支援を行う。

1 災害弔慰金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第97号）の定めるところにより地震災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第97号）の定めるところにより、地震災害により被害を受けた市民又はその遺族等に対し災害見舞金を支給する。

3 日本赤十字社による災害見舞品等

日本赤十字社佐賀県支部は、予め定めた基準に基づき、被災者に対して、災害見舞品等を贈呈する。

4 被災者生活再建支援金の支給

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国及び市等と連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施を図る。

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく支援金の支給について、被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図ることとする。

第4項 就労支援

市は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、地域の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

また、市は、県を通じて佐賀労働局（各公共職業安定所）に対し、被災離職者の早期再就職を図るため、緊急職業相談窓口の設置や求人開拓の実施等を要請する。

第5項 租税の徴収猶予、減免

1 国税

(1) 国税の期限の延長（国税通則法第11条、同法施行令第3条）

国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

【理由のやんだ日から2ヶ月】

(2) 法人税の申告期限の延長（法人税法第75条）

(3) 所得税の減免（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条）

(4) 給与所得者の源泉所得税の減免徴収猶予（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第3条）

2 県税

(1) 県税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、同法第44条、県税条例第9条の2）

申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入等の期限延長

【2月以内】

(2) 県税の徴収猶予（地方税法第15条）

【1年（やむを得ない場合2年）以内】

(3) 県税の減免

- ア 個人の県民税（地方税法第45条）
- イ 個人の事業税（地方税法第72条の62、県税条例第56条）
- ウ 不動産取得税（地方税法第73条の31、県税条例第69条）
- エ 鉦区税（地方税法第194条、県税条例第126条の2）
- オ 軽油引取税（地方税法第144条の42）
- カ 狩猟税（地方税法第700条の62、県税条例第170条）

3 市税

- (1) 市税の期限の延長（地方税法第20条の5の2、嬉野市税条例第18条の2）
申告、申請、納付、納入等の期限延長
- (2) 市税の徴収猶予（地方税法第15条）
- (3) 市税の減免
 - ア 市民税（地方税法第323条、嬉野市税条例第51条）
 - イ 固定資産税（地方税法第367条、嬉野市税条例第71条）
 - ウ 軽自動車税（地方税法第454条、嬉野市税条例第89条）
 - エ 特別土地保有税（地方税法第605条の2、嬉野市税条例139条の2）
 - オ 国民健康保険税（地方税法第717条、嬉野市国民健康保険税条例第13条）
*特別徴収義務者に係るものを除く。

第6項 国民健康保険制度等における医療費負担、保険料の減免

市及び国民健康保険組合は、被災した国民健康保険の被保険者に対し、地方税法、国民健康保険法及び規約の定めるところにより、次の措置を講じる。

1 国民健康保険税関係

- (1) 徴収猶予（地方税法第15条）
- (2) 申告、申請、請求その他書類の提出等の期限の延長（地方税法第20条の5の2）
- (3) 減免（地方税法第717条）
- (4) 延滞金の減免（地方税法第723条）

2 一部負担金の減免等（国民健康保険法第44条）

特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置をとる。

- (1) 一部負担金の減額又は支払いを免除すること。
- (2) 保健医療機関等に対する支払いに代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第7項 郵政事業の災害特別事務取扱等

1 郵便業務関係

- (1) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (3) 被災地（県、市、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会）あて救助用郵便物の料金免除

2 為替貯金業務関係

- (1) 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給の非常払渡し
- (2) 郵便貯金の非常貸付け
- (3) 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

3 簡易保険関係

- (1) 保険料払込猶予期間の延伸
- (2) 保険料前納払込みの取消による保険還付金の即時払
- (3) 保険金、倍額保険金及び未経過保険料の非常即時払
- (4) 解約還付金の非常即時払
- (5) 保険貸付金の非常即時払

第8項 生活資金の確保

1 災害援護資金

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、世帯主が負傷し、相当程度の住家家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、災害救護資金を貸し付けることができる。

2 生活福祉資金

佐賀県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度に基づき、被災者に対し、生業費、住宅資金、災害援護資金等の資金を貸し付ける。

3 母子寡婦福祉資金貸付金

県は、被災した20歳未満の児童を扶養している「配偶者のいない女子」又は寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子で児童を扶養していない者に対し、母子寡婦福祉資金貸付制度に基づき、母子寡婦福祉資金貸付金を貸し付ける。

第9項 住宅の供給、資金の貸付け等

1 公営住宅の提供

市及び県は、被災市街地復興特別措置法第21条の適用を受ける者については、公営住宅への受入れを行う。

- 2 住宅資金の貸付制度
第6項に記載。

第10項 生活必需物資供給の調整、復旧用資機材の確保

1 生活必需物資供給の調整

県は、被災による混乱に加えて、需要と供給の不均衡により物価が高騰しないよう、また買占め。売り惜しみが生じないように監視するとともに状況に応じ必要な指導を行う。

2 復旧用資機材の確保

県は、被災地の需要を満たし、物価、民生の安定を図るため、関係機関と協力して復旧用資機材の確保に努める。

第3節 地域の経済復興の推進

☆ 農林業に対する復旧・復興金融等の確保

市及び県は、地震災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧・復興に必要な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図る。

また、被災者に対する共済(保険)金の早期支払いに向けた関係団体の活動を促進し、被災施設の早期復旧あるいは、農林水産者の経営安定を図る。

- 1 天災資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）
- 2 日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

第5章 津波災害対策

この津波災害対策計画は、地震などにより、発生する可能性のある津波に対処することを目的に各防災機関が処理すべき対策について、特記すべき事項を記述する。

なお、この計画に定めのない事項については、本編「第2章、第3章、第4章 地震対策」によるものとする。

第1節 災害予防対策計画

第1項 津波に強い県土の形成

1 堤防、河川等の整備等

海岸管理者及び施行者、河川管理者は、河川堤防等河川管理施設の整備を図るとともに、各施設については地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図り、必要に応じて水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

また、津波により海岸保全施設等が被災した場合でも、その復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとるとともに、海岸保全施設等の効果を十分発揮するよう適切に維持管理するものとする。

老朽化した施設については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 津波に強いまちの形成

県及び市は、津波による被害のおそれがある地域において新たに構造物、施設等を整備する場合は、津波に対する安全性を確保するものとする。

また、浸水の危険性の低い場所を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような緊急避難場所やそこに通じる避難路等の避難関連施設の都市計画と連携した計画的整備や民間施設の活用による確保等により、津波に強いまちの形成を図る。

市の施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水の恐れのある場所に立地する場合には、建物の対浪化、非常用電源の設置箇所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

また、県や市の庁舎、消防署及び警察署等災害応急対策上重要な施設の津波対策については、特に万全を期する。

第2項 津波避難計画等の策定 沿岸市町

1 津波避難計画の策定

市は、地震等による津波災害の発生に備え、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定

指針」等を参考に、津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。なお、津波災害を防止するためには、防潮堤が整備されている場合であっても避難計画に関しては、避難者の安全に万全を期するため、これら施設が有する防止効果は考慮しないものとする。

【津波避難計画に記述すべき内容例】

- 目的
- 職員の初動体制
- 避難準備情報（避難行動要支援者避難）・勧告・指示
- 水門等の閉鎖措置
- 避難計画
- 避難行動要支援者対策
- 避難対策の留意点
- 津波対策の教育、啓発
- 訓練の実施

2 地域住民、民間事業者との協働

市が避難計画を策定するにあたっては、県が作成した津波浸水想定区域図を参考に対象地域住民、対象地域内で活動している公共的団体、自主防災組織、行政が協働し、計画をまとめていくことが望まれる。

3 津波避難計画の見直し

津波避難計画の対象となる地域においては、人口やその年齢構成、道路や避難場所等の地域状況が経年的に変化していき、また防災に関する技術面の進歩もあることから、検討を加え、必要に応じ修正することが重要である。

第3項 避難収容活動 沿岸市町、防災関係機関

1 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成等

市は、避難勧告等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成17年3月）」に沿って、津波災害の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備するものとする。また、定めた基準に基づき適正な運用を行うとともに、判断基準について随時見直すものとする。

津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

2 避難場所及び避難所

市は、市の施設、学校等の公共的施設を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等を指定する。

(2) 指定避難所

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(3) 指定避難所等一覧表

(①～⑥)は、津波被害に係る指定避難所、○は、津波被害に係る指定緊急避難所)

《塩田町》

番号	公共施設名	行政区	収容人員	管理者
①○	嬉野市塩田保健センター	塩田	100	市長
②○	嬉野市中央公民館	塩田	600	館長
③○	嬉野市コミュニティセンター(楠風館)	五町田第4	372	市長
④○	五町田小学校	五町田第2	249	学校長
⑤○	塩田中学校	原町	513	学校長
⑥○	嬉野市社会文化会館	袋	500	市長
○	佐賀県立塩田工業高等学校	町分	507	学校長
計	指定避難所：6ヶ所【収容可能数 2,334人】 緊急指定避難場所：7ヶ所【収容可能数 2,841】 津波想定地区(塩田町 真崎地区、福富地区、大牟田地区、三ヶ崎地区)			

3 防災対応職員等の安全確保

防災関係機関は、消防署員、水防団員、警察官、市町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

第4項 防災知識の普及

1 防災知識の普及・啓発等

県、市町及び防災関係機関は、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、住民に対し、津波災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、次の事項について普及・啓発を図る。

(1) 避難行動に関する知識

- ・ 沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと
- ・ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることなど

(2) 津波の特性に関する情報

津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や、数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生可能性があること など

(3) 津波に関する想定・予測の不確実性

地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、緊急避難場所・避難所の孤立や緊急避難場所・避難所自体の被災も有り得ることなど

(4) 家庭での予防・安全対策

3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など

(5) 警報等発表時や避難指示・勧告の発令時にとるべき行動、避難場所での行動

(6) 家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決め

2 津波防災教育の推進

津波想定区域内の学校等は、生徒等の発達段階に応じて、住んでいる地域の特徴等について継続的な津波防災教育に努める。

県及び市町は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、津波防災に関する教育の充実に努めるものとする。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制

各防災関係機関は、県域に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、以下の計画によりその活動体制を確立する。

第1 活動体制

市は、市または有明海沿岸市町等に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は有明海における大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する。

1 災害対策連絡室

(1) 設置基準

- ア 市内で震度5の地震が発生した場合
- イ 有明海沿岸に津波注意報が発表された場合
- ウ 市内で震度4の地震が発生し、被害が発生した場合で、総務企画部長が設置の必要性を認めた場合。

(2) 所掌事務

津波災害に関する情報収集、防災関係機関等との相互連絡及び調整

(3) 構成

- ア 災害対策連絡室長は、総務企画部長をもって充て、不在のときは、総務課長が代理する
- イ 総務課長
- ウ 防災担当職員
- エ 情報収集が必要となる所属
- オ 嬉野市災害対策組織にいう災害対策連絡室待機班

(4) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、市幹部職員等に対する災害対策連絡室設置の連絡は、嬉野市防災メールによるメール配信をもって行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メールの他、庁内放送、電話等により迅速に連絡する。

2 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ア 市内で震度5（弱）の地震が発生した場合（自動設置）
- イ 有明海沿岸に津波警報が発表された場合（自動設置）

ウ 市内で震度4の地震が発生し、これにより大きな被害が生じた場合で、副市長（不在のときは、総務企画部長）が必要と認める場合

エ 津波により大きな被害が発生した場合で、副市長（不在のときは、総務企画部長）が必要と認める場合

(2) 所掌事務

災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整

(3) 構成

ア 総務企画部長

イ 総務課長以下防災担当職員

ウ 応急対策が必要となる所属

エ 災害警戒本部長は、副市長をもって充て、不在のときは、総務企画部長が代理する。

(4) 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、各策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、嬉野市防災メールにより行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メール、庁舎内放送、電話等により、迅速に連絡する。

3 災害対策本部

(1) 災害対策本部

ア 設置基準

(ア) 市内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

(イ) 有明海沿岸（佐賀県南部）に大津波警報が発表された場合（自動設置）

(ウ) 市内で震度5強以下の地震が発生し、これにより甚大な被害が生じた場合

(エ) 津波により甚大な被害が生じた場合

イ 所掌事務

災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係機関、公共機関等との連絡調整

ウ 設置場所

原則、塩田庁舎2階応接室に置くものとするが、使用できない場合は、嬉野庁舎総務課若しくは、地震の影響により倒壊の恐れがないと認められる市の施設を選定する。

エ 配備体制

災害対策本部設置時には、原則として全職員が登庁し配備につく。

オ 市長等幹部職員への連絡

休日・夜間等における市長、副市長、各策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、嬉野市防災メールにより行う。

勤務時間内は、嬉野市防災メール、庁舎内放送、電話等により、迅速に連絡する。

(3) 緊急初動班

ア 緊急初動班の設置

地震災害により電話等の情報通信が途絶した状況の中で災害対策本部が設置され

た場合は、機能するようになるまでの間、必要に応じ、総務企画部長の指示により、緊急初動班を設置する。

緊急初動班長は、自主登庁したものの中から、総務企画部長が指定する。

緊急初動班長は、総務企画部長と緊密に連絡をとりながら、緊急初動班を指揮し、総務企画部長から指示のあった事項について、その活動に当たる。

イ 緊急初動班要員の確保（電話等途絶時）

登庁後、総務企画部長から緊急初動班員として指定された緊急初動班の要員は、指示された緊急初動班の活動に当たる。

総務企画部長は、災害発生後 1 時間以内に、緊急初動班の要員として、概ね 5 名を確保するものとする。

ウ 緊急初動班の設置場所

緊急初動班は、総務課に置く。

エ 緊急初動班の業務

緊急初動班は、次の業務を行う。

(ア) 通信機材の確保

- a 通信機器の点検
- b 携帯用テレビ、ラジオ等の調達

(イ) 情報の収集

- a 警察、消防署、住民等からの情報収集
- b テレビ、ラジオによる情報収集
- c 職員が登庁時に集めた情報の収集

(ウ) その他緊急に必要な事項

- a 県への通報連絡
- b 本庁舎の電気、給水設備等の点検

(4) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生し、複数の対策本部の設置基準に該当する場合は、重複する要員の所在調整など効率的、効果的な体制の確保に努めるものとする。

(5) 県その他関係機関との連携

県に急災害現地対策本部が設置された場合には、連絡調整を緊密に行い、連携を図るものとする。災害対策本部長（市長）は、意見聴取・連絡調整等のため、必要に応じ、災害対策本部に関係機関等の出席を求めるものとする。また、必要に応じ、関係行政機関、関係公共機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。

4 職員の登庁

(1) 自主登庁の原則

職員は、次のいずれかに該当するときは、所属長からの指示を待つことなく速やかに登庁する。

ア 「市内で震度 6 以上の地震が発生」又は「有明海沿岸に大津波警報が発表」されたことを覚知したとき

イ 嬉野市災害対策本部の設置を覚知したとき

また、その他市内に甚大な被害をもたらす災害等と自ら判断したときは、所属長等に連絡し、その指示を受けるものとするが、所属長等と連絡がとれない場合は、速やかに登庁する。

なお、旅行等で遠隔地におり、物理的に速やかな登庁が困難な場合は、所属長等にその旨を報告し、指示に従う。

(2) 登庁時の留意事項

ア 安全の確保

災害が発生した場合は、自己及び家族等の安全を確保（安全な場所への避難や応急措置等）し、火災や道路の損壊等に十分注意しながら登庁する。

イ 安否の報告

登庁前に、勤務先庁舎に連絡する等して総務課又は、課長等に安否の報告を行う。

ウ 報告を受けた課長等は、自所属の職員だけでなく、自機関に登庁してきた職員の安否状況についてもとりまとめて総務課に報告を行う。

エ 登庁場所

原則として自己の所属に登庁する。ただし、交通途絶等により登庁が困難な場合は、最寄りの庁舎に登庁し、総務課長の指示に従う。

オ 被災者の救助等

所在地付近で著しい被害が発生し、避難誘導や負傷者の迅速な救助活動が必要な場合は、当該活動を支援し、目途がついた段階で登庁する。

カ 登庁の手段

交通機関が寸断され、道路事情が悪化している場合は、徒歩、自転車、バイクのいずれかによることとし、原則として、自動車は使用しない。

キ 登庁時の携行品

登庁に際しては、可能な限り、3日分程度の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節に応じた防寒具、雨具、懐中電灯、携帯ラジオ等の携行に努める。

ク 登庁途中における被害状況の把握と報告

災害応急対策のために、可能な範囲で登庁途中における被害状況を把握（可能な範囲で、携帯電話のカメラ機能を活用して画像情報を収集することに留意）し、甚大な被害等と判断した場合は、随時災害対策本部にメールで報告する（登庁途中で報告が出来ない場合は、登庁後、速やかに報告する）。ただし、情報収集が主目的ではないため、迅速な登庁に努める。

(3) 自宅待機

自宅待機をする職員に対しては、防災メール（職員メール）により連絡する。

自宅待機する職員は、安否状況を所属長等に報告した上で、原則として自宅での待機とする。その際には、所属長又は総務課等との連絡が取れるよう留意し、周辺の状況把握に努めつつ所属長等からの指示を待つ。また、待機の間は、自宅周辺での地域貢献や救出・救援活動等に積極的に参加する。

なお、自宅待機中に登庁の指示がなされた場合には、その旨を所属長等に報告し、速やかに登庁する。

第2 活動体制

市は、県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に地震が発生した場合、若しくは津波災害が発生し、又は大津波警報の伝達を受けるなど、その発生のおそれがある場合には、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備することにより、迅速に活動体制を整備する。

嬉野市地域防災計画やその他マニュアル等にあらかじめ定められた災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項に従い、的確な活動体制を構築する。

第3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、市内あるいは隣接市町に地震が発生した場合、若しくは市内に津波災害が発生し、又は大津波警報の伝達を受けるなどその発生のおそれがある場合には、防災業務計画やあらかじめ自ら定めているその他の計画等に基づき、活動体制を整備し、その責務と処理すべき業務を遂行する。

第2項 津波警報等の情報伝達

地震、津波の発生に伴う被害を最小限に止めるため、県、市町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、気象庁が発表する大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報を、迅速かつ的確に住民等及び他の防災関係機関へ伝達する。

第1 緊急地震速報（警報）

大地震発生時において、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）、大津波警報・津波警報津波注意報、地震及び津波に関する情報の種類、内容等は次のとおりである。

ア 緊急地震速報（警報）

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

イ 津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の分類	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される災害
	数値での発表 (表基準)	巨大地震の場合の表現		
大津波警報 (津波特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビル等安全な場所へ避難する。津波は繰り返すので、警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	木造家屋が全・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波に巻き込まれる。
津波注意報	1m 20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中や海岸付近は危険なため、海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。

(注1) マグニチュード8を超えるような巨大地震で、地震の規模を過小評価している可能性がある判断されたら、第1報(定性的表現)の発表の後、第2報(数値)を発表。それ以外の場合は第1報で津波高(数値)を発表。

(注2) 「津波の高さ」とは、当該津波の襲来地域において、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

ウ 地震及び津波に関する情報

情報の種類		解説
地震情報	緊急地震速報 (警報)	最大震度 5 弱以上と予想した地震の際に、震度 4 以上が予想される地域名を発表。なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報 (警報) は、地震動特別警報に位置づける。
	震度速報	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名と地震による揺れの発現時刻を発表。
	震源に関する情報	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表するもの。「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
	各地の震度に関する情報	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所 (震源) やその規模 (マグニチュード) を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。
	推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度 (震度 4 以上) を図情報として発表。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 (※) や予想される津波の高さ (発表内容は津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分に記載) を発表。 ※ この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも 1 時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
	津波観測に関する情報 (*1)	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
	沖合の津波観測に関する情報 (*2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表。

(*1) 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

(*2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

気象庁震度階級関連解説表（一部）

震度階級	人の体感・行動
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
6 弱	立っていることが困難になる。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。

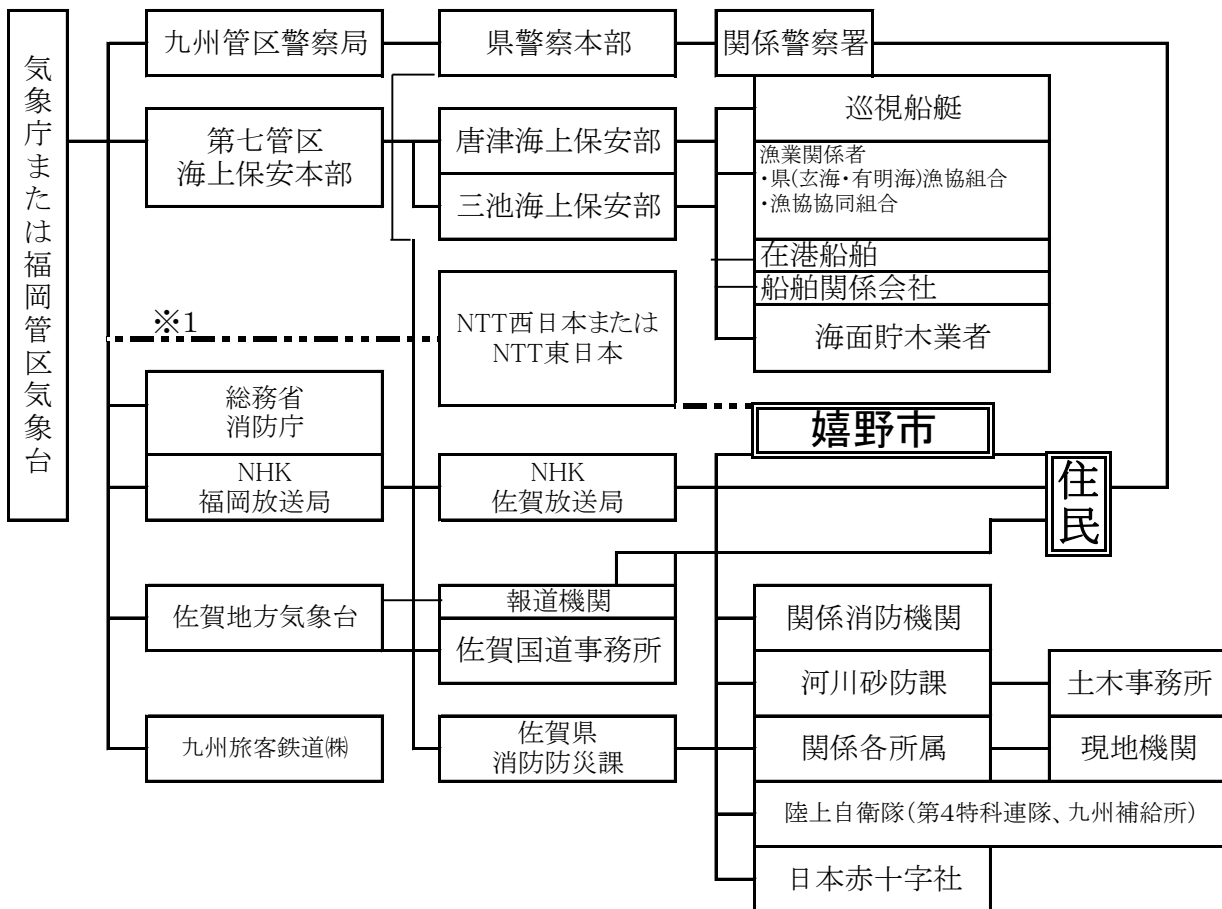
エ 津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき	（地震情報に含めて発表） 津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	（津波に関するその他の情報に含めて発表） 津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴に際しては十分な留意が必要である旨発表

第2 情報の伝達 防災関係機関、

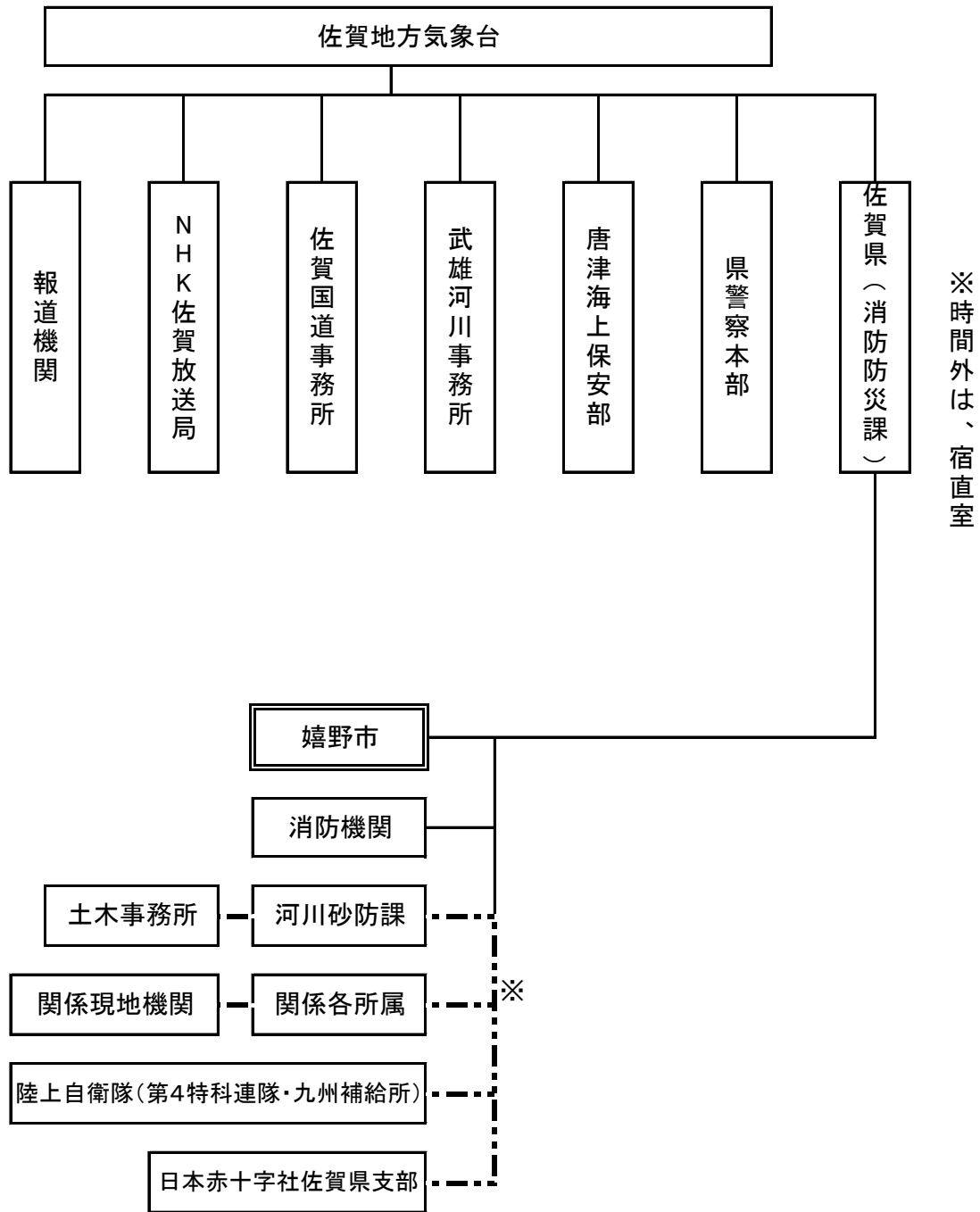
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達経路は、次のとおりである。

①津波警報・津波警報・津波注意報の伝達



※1: 大津波警報、津波警報のみ伝達

【地震及び津波に関する情報の伝達】



※ 時間外の場合は、宿直室から連絡を受けた消防防災課職員が登庁した後、伝達
(緊急の場合は、自宅から)

第3 関係機関による措置事項

1 気象台

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達

ア 気象庁、福岡管区気象台

防災情報提供システム、専用回線及び加入電話により、九州管区警察局、第七管区海上保安本部、総務省消防庁、N T T西日本またはN T T東日本、NHK福岡放送局、佐賀地方気象台、九州旅客鉄道株式会社に通知する。

イ 佐賀地方気象台

防災情報提供システム及び専用回線等により、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局、報道機関、佐賀国道事務所、県に通知する。

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達

佐賀地方気象台は、防災情報提供システム及び専用回線等により、県、県警察、唐津海上保安部、NHK佐賀放送局等に通知する。

(3) 津波予報区の範囲

予報区・・・佐賀県北部、有明・八代海

2 県

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達

大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、気象台から通報を受けたときは、直ちに、一斉指令システム等により市町及び消防機関に通知するとともに、関係本部（部）及び関係の防災関係機関に通報する。

この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い、他の通信に先だった取り扱いを行うものとする。

(2) 近地地震、津波等に係る情報の伝達

県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、震度情報ネットワークシステム等により収集した震度情報を、直ちに市町及び消防機関、県警察に伝達するとともに、関係本部（部）及び関係する防災関係機関に通報する。

(3) 地震・津波災害に関する重要な情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、佐賀地方気象台、市町、県現地機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防機関、県警察に対して伝達するとともに、関係本部（部）、関係する防災関係機関に通報する。

通報を受けた本部（部）は、直ちに、所属関係現地機関に通報する。

(4) 防災関係機関等への大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の送信方法

市町、消防機関及び防災関係機関への送信は、一斉指令システム等を原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

3 県警察

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の通報
県警察は、九州管区警察局、佐賀地方気象台から大津波警報・津波警報・津波注意報の通報を受けたときは、直ちに、警察署に通知する。
- (2) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報
地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、住民から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに関係市町に通報するものとする。

4 市

県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考に以下により取り扱うものとする。

- (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
 - ア 大津波警報・津波警報（有明海）地震に関する情報について、県、警察署（交番、駐在所）、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、嬉野市防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用し、市内全域に一斉に周知する。
この場合、必要に応じて警察署、消防機関、県現地機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。
 - イ 河川沿の住民あるいは河川沿いで働いている施設の管理者等、伝達先に漏れがないよう注意する。
 - ウ 地震・津波災害の危険度の高い施設には、情報伝達について特に配慮する。
- (2) 近地地震津波に対する自衛措置
 - ア 有明海で地震が発生した場合、気象台からの大津波警報・津波警報・津波注意報発表以前であっても津波が襲来するおそれがある。
強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて、直ちに、次の措置を講ずる。
 - (ア) 有明海付近の住民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう避難準備（避難行動要支援者避難）情報・勧告・指示を行う。
 - (イ) 有明海付近に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。
 - イ 住民に対する大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達は、防災行政無線による緊急放送が早い場合があるので、地震感知後少なくとも県内報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。
報道機関からの津波警報が放送された場合においても、市は、直ちに、上記による措置をとるものとする。
 - ウ 災害により、津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第8条の規定に基づき、「津波警報」を公表し、適切な措置を講じるものとする。
 - エ 市に設置している「佐賀県震度情報ネットワークシステム」端末の観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。
- (3) 地震・津波災害に関する重要な情報の通報

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）について、県、県警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民に周知し、区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者等に通報するものとする。

(4) 県からの大津波警報・津波警報・津波注意報の受信取扱い

県からの情報送信は、一斉指令システムを原則とするが、止むを得ずファクシミリや音声による伝達となる場合は、その受領を確認するなどして、間違いなく伝達するよう十分注意を払うものとする。

5 消防機関

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報の伝達
大津波警報・津波警報・津波注意報、地震及び津波に関する情報について、県又は市から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、住民への周知を図る。

(2) 近地地震津波に対する情報の伝達

消防機関は、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、地震津波の発生を考え、直ちに有明海付近住民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。

(3) 地震・津波災害に関する情報の伝達

地震・津波災害に関する重要な情報（地震が原因の斜面の地割れや堤防の亀裂、大きな引き波など）を収集又は入手したときは、これを市町、県（消防防災課又は宿直室）及び関係する防災関係機関に通報するとともに、住民に周知する。

6 西日本電信電話株式会社

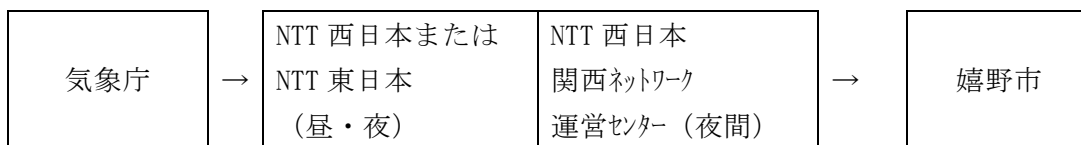
(1) 大津波警報・津波警報の伝達

気象庁からNTT西日本またはNTT東日本等へ伝達された大津波警報・津波警報について、気象業務法に基づき、FAXにより市に連絡する。

(2) 警報の取扱い順位等

警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、大津波警報・津波警報は他の警報に優先して取扱う。

【大津波警報・津波警報の伝達経路】



第3項 避難対策

第1 避難対策等

市及び消防機関は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合は、直ちに避難準備

(避難行動要支援者避難) 情報・避難勧告・避難指示を実施し、県警察等と連携して安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。この際は、要配慮者に十分配慮する。

また、津波警報、避難勧告等の伝達にあたっては、走行中の車両、観光客等にも確実に伝達できるよう、あらゆる手段の活用を図るものとする。

避難対策にあたっては、佐賀県が作成した「佐賀県津波避難計画策定指針」を参考とするものとする。

市、消防機関、県警察及び防災関係機関は、消防職団員、警察官、市職員など避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

また、避難誘導や防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行うものとする。

第4項 水防対策等

第1 水防対策等

県、水防管理団体は、津波警報が発表され、必要と認める場合には、防災対策にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、防潮水門を閉鎖するなど適切な緊急対策を行う。

国土交通省及び県は、あらかじめ指定した河川及び海岸において堤防の漏水・沈下等又は津波によって災害が発生するおそれがあるときは、水防法第16条第1項に基づき、水防警報を発令する。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき及びその他の河川において水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

第5項 津波に対する自衛措置

第1 津波に対する自衛措置

有明海付近の住民、観光客等は、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示等を待たず、急いで緊急避難場所に避難するとともに、避難後には、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

第6項 防疫活動

第1 防疫活動

津波災害の被災地においては、津波汚泥の堆積や水産加工施設等から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分配慮するものとする。

第4編 原子力災害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号以下「原災法」という）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転及び放射性物質の事業外運搬により、放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共団体等の防災機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、「嬉野市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「嬉野市地域防災計画（第2編地震災害対策）（第3編震災対策）」によるものとする。

市は、原子力災害対策編を作成するに当たって、佐賀県地域防災計画と整合性を図るとともに、県は、当市の原子力災害対策編の作成に協力するものとする。

なお、この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、国・県の計画の見直しにより修正の必要があると認められる場合には、これを変更するものとする。

第3節 原子力発電所からの距離

第1 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

1 予防的防護措置を準備する区域（以下、「PAZ」という。）

PAZは、急速に進展する原発事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前から予防的に防護措置を準備する区域である。

その範囲は、玄海原子力発電所から半径5kmの円内を含む地域であり、県内では、玄海町の一部、唐津市の一部である。

2 緊急時防護措置を準備する区域（以下、「UPZ」という。）

UPZは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、避難等の緊急時防護措置を準備する区域である。

その範囲は、玄海原子力発電所から半径30kmの円内を含む地域であり、県内では、玄海町、唐津市、伊万里市である。

第2 嬉野市の位置

嬉野市の玄海原子力発電所からの距離は、地図上の直線距離で下記のとおりである。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 最短箇所は、塩田町堤の上 | 南南東43.8km |
| (2) 嬉野市役所塩田庁舎 | 南南東47.8km |
| (3) 嬉野市役所嬉野庁舎 | 南南東48.2km |
| (4) 最長箇所は、嬉野町と鹿島市・東彼杵町との市境 | 南南東60km |

※ 嬉野市は、UPZ圏外に位置する。

なお、鹿児島県川内原子力発電所からの距離は

塩田庁舎144.4km

嬉野庁舎142.2km

である。

第4節 災害想定と市の所掌事務

第1項 被害想定

市は、原子力災害に関し必要な対策を講じるため、原子力災害の特性を把握し、県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら災害想定の見直しに努める。

第2項 市の所掌事務

原子力防災に関し、市の処理すべき所掌事務は以下のとおりとする。

- 1 原子力防災に関する知識の普及・啓発
- 2 教育及び訓練の実施
- 3 災害に関する情報収集、伝達及び広報
- 4 緊急時モニタリング活動への協力
- 5 計画策定市町の住民等の避難受入に係る協力
- 6 汚染飲食物の摂取制限
- 7 汚染農林水産物等の出荷制限等
- 8 被ばく者の診断及び措置への協力
- 9 放射線物質による汚染の除去
- 10 放射線物質の付着した廃棄物の処理
- 11 各種制限措置の解除
- 12 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- 13 風評被害等の影響の軽減
- 14 文教対策

第2章 災害予防対策

第1節 各種体制等の整備

市、県、国及び原子力事業者は、原子力防災に関する情報収集、応援、避難、緊急輸送、伝達などを円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

第1項 情報の収集、連絡体制等の整備

- 1 市、県、県警察、国、原子力防災専門官、海上保安部、原子力事業者及びその他の防災関係機関は、原子力災害に対し万全を期すため、各関係機関相互の情報収集・連絡体制の整備、充実を図る。また、市、県及び県警察は、迅速かつ的確な災害情報の収集、連絡を図るため、唐津市、伊万里市、玄海町（以下「避難計画策定市町」という）内の地域における情報の収集、連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。
- 2 通信手段の確保
 - (1) 防災行政無線
市は、市民への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の整備を推進する。
 - (2) 緊急速報メールの活用市は、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する緊急速報メール等を活用し、被災地への通信が輻輳した場合における情報提供の体制を整備する。
 - (3) 災害用伝言サービスの活用市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社等の通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第2項 緊急時モニタリング体制の整備

- 1 緊急時モニタリングの目的
緊急モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価の提供にある。
 - ※ O I L : 運用上の介入レベル
原子力施設の型式や事故想定などを踏まえ、空気中の放射性濃度など計測可能な値について規制機関があらかじめ設定する防護措置の基準。
- 2 平時時の環境放射線モニタリングの実施
市及びその他環境放射線モニタリング関係機関は、県が実施する緊急時モニタリ

ングへの協力を行うための体制を整備する。また、市内の通常時の値を知るため、県が設置している可搬型環境放射線モニタリングポストにより、測定を定期的に実施する。

3 緊急時モニタリング要員の確保

市は、平常時から緊急時モニタリング実施のために必要な要員を確保しておくものとする。

第3項 広域的な応援協力体制の整備

市は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、相互に応援協定の締結につとめる。

第4項 避難収容活動体制の整備

市は、避難者を受け入れる避難所、避難方法について日頃から市民への周知に努める。

(※ 緊急時には、UPZ圏内である伊万里市民の一部が嬉野市に避難されて来られる。)

第5項 緊急輸送活動体制の整備

道路管理者は、緊急輸送活動の円滑な実施が図れるように努めるものとする。

1 道路管理

市、県及び国は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため、道路管理の充実を図る。

2 運転者の義務の周知

県警察及び道路管理者は、緊急時において交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。

第6項 市民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、市民等に対し災害情報等を迅速かつ的確に伝達するための体制の整備を図る。

1 情報項目の整理

市は、事故あるいは特定事案発生後の経過に応じて市民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

2 情報伝達体制の整備

市は、市民等への確かな情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制の整備を図る。情報伝達体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、障がい者、外国人その他避難行動要支援者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、地域コミュニティ、自主防災組織、民生委員、児童委員等にも協力を求める。

3 相談窓口設置体制の整備

市は、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、事故の状況に応じて必要な対応を考慮し、24時間対応を含め、その方法や体制について定めておくものとする

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、ホームページ・ツイッター、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第7項 市民等への的確な情報伝達活動

市及びその他の防災関係機関は、市民等に災害情報を提供するため、防災行政無線や広報車等あらゆる手段で周知徹底に努めるとともに、市民の問い合わせに対応するための相談窓口を設置する。

1 市民等への広報手段・内容

(1) 手段

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ 携帯電話のメール(緊急速報メール、防災ネットあんあん等)
- エ FAX、市ホームページ等

(2) 内容

- ア 事故・災害等の概況(緊急モニタリング結果を含む)
- イ 災害応急対策の実施状況
- ウ 避難者を受け入れる場合「避難者の受け入れを行う」「車両の運転を控えていただく」等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ
- エ 不安解消のための市民に対する呼びかけ

(3) 実施方法

- ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、専門用語や曖昧な表現を避け、理解しやすい表現を用いる。

イ 繰り返し広報するなど定期的な情報提供に努める。

ウ 速やかな情報提供に努めるとともに、得られている情報と得られていない情報を明確に区別して説明するように努める。

エ 各防災関係機関は相互に連携し、情報の一元化を図る。

(4) 避難行動要支援者等への配慮

市及び県は、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県等が講じている対策に関する情報、交通規制など市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。その際、自治会、自主防災組織、民生委員、児童委員等を活用し、民心の安定、高齢者、障がい者、外国人、要配慮者に配慮する。

2 誤情報の拡散への対処

市、県及び国は、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は公式会見をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努める。

3 安否照会に対する情報提供

県、玄海町、関係周辺市及びその他市町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、所在市町、関係周辺都道府県、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2節 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者を、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修会に積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟等を図る。

研修事項

- 1 原子力防災体制に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特徴に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時モニタリングに関すること
- 6 原子力防災対策上の諸設備に関すること
- 7 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 8 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 9 緊急被ばく医療（応急手当を含む）に関すること
- 10 その他緊急時対応に関すること

第3節 市民に対する原子力災害に関する知識の普及・啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

また、防災知識の普及啓発に際しては、高齢者、障がい者、外国人、その他災害時要援護者等への普及啓発にも配慮する。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力施設の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- 6 屋内避難や避難に関すること
- 7 緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること
- 8 放射性物質による汚染の除去に関すること
- 9 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

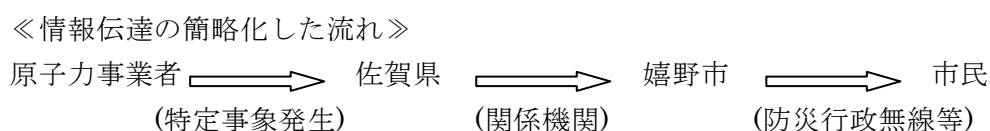
第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

原子力災害対策特別措置法第10条に基づき、原子力事業者から特定事象の発生の通報があった場合の対応、同法第15条に基づき、緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策、及びこれら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときの対応については、本節に準ずるものとする。

第1項 通報連絡、情報収集活動

市は、特定事象等が発生した場合には、迅速かつ的確な通報連絡、情報収集を行うことにより、防災対策の確立を図るものとする。



第2項 活動体制の確立

市は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリング活動への協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた市民への情報伝達体制など必要な体制をとるとともに、国、県、避難計画策定市町及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、避難のため立ち退きの勧告又は指示が出された場合、当該勧告又は指示の対象となった地域の避難先となる市町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1 緊急時モニタリング活動

市は、県が災害警戒本部又は災害対策本部を設置し、環境センター所長を本部長とする緊急モニタリング本部を設置した場合は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集をするため、迅速に環境放射線モニタリングを開始し、活動に協力する。

2 緊急時モニタリング結果の報告等

緊急時モニタリングの結果等は、県災害警戒本部又は県災害対策本部等を通じて避難計画策定市町及びその他の市町に連絡するとともに、原子力防災専門官を通じて国に連絡する。また、現地事故対策連絡会議及び災害警戒本部又は合同対策協議会及び災害対策本部において緊急時モニタリング結果の共有を徹底する。

第3項 避難者の受入活動

1 伊万里市民の受け入れ

市は、玄海原子力発電所での災害発生時にU P Z圏内から避難する避難者のうち、伊万里市からの避難住民を受け入れるものとする。

なお、受入数は、予め県及び伊万里市と協議し、調整するものとする。

市は、避難者を受け入れる場合、伊万里市の避難計画に定めた避難所を提供するように努める。

市は、主要避難経路から避難所への進入路に誘導員となる職員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

また、伊万里市の体制が整うまでの間、避難所の開設、避難所における各種活動、市が備蓄している食料・飲料水・生活用品等の提供など必要な協力を行う。

避難等に関するO I L

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一次屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率) ※3 β 線：13,000cpm ※4 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※2	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120 Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40 Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

《その他の指標》

基準となる数値	防護対策の内容
積算線量が 1年間で20 mSv	市民は、国、県及び市から指示される期間内に順次当該区域外へ避難のための立ち退きを行うこと。
校庭・園庭等の空間線量が 1時間あたり3.8 μSv (マイクロシーベルト)	校庭・園庭等での屋外活動を制限すること。

注) 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定的なものである。

2 複合災害の場合

玄海原子力発電所での災害発生時に市内において風水害・地震災害などにより大規模災害が発生しあるいは発生が認められ、市民の生命身体の安全を確保するために当該避難所を活用、あるいは活用することが明らかで、伊万里市民の受入れが困難な状況に陥った場合は、県、伊万里市に速報し受入れについて調整するものとする。

第4項 医療対策

市及び関係医師会は、避難所等における市民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

第5項 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、原子力規制委員会が定めた原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限など必要な措置を講じる。

市は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

飲食物摂取制限に関するOIL※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h ※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

(別表)

核種 ※5	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ※6
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニン

グ基準であるO I L 5が設定されている。ただし、O I L 3については、I A E Aの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、O I L 5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、I A E AのG S G—2におけるO I L 6の値を参考として数値を設定する。
- ※6 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

(出典：原子力災害対策指針 表3)

第6項 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、農林水産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県から指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

- 1 農作物の作付け制限
- 2 農林蓄水産物などの採取、漁獲の禁止
- 3 農林蓄水産物などの出荷制限
- 4 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- 5 その他必要な措置

市は、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

《肥料（堆肥、腐葉土等）・土壤改良資材・培土及び
飼料（牧草、稲わら、麦わら等）の許容値に関する指標》

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
肥料・土壤改良資材・培土	4×10^2 Bq/kg 以上
飼料（牛、馬、豚、家きん等用）	3×10^2 Bq/kg 以上 （注）
飼料（養殖魚用）	1×10^2 Bq/kg 以上

- （注） 1 粗飼料は水分含有量8割ベース、その他資料は製品重量
 2 上記指標は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、当該原子力災害において設定された防護対策等の基準を参考とした指標であり、国の防災指針の改訂が行われるまでの暫定的なものである。

第2節 文教対策計画

市内にある保育園・幼稚園、小中高等学校（以下「学校等」という。）は、原子力災害における児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

第1項 生徒等の安全確保措置

1 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行うものとする。

2 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭・園庭等での屋外活動制限等の措置をとるものとする。

第2項 学校施設の応急復旧

1 被害状況の把握等

学校等は、原子力災害発生後、県及び市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼する。市は、学校等の依頼に基づき調査し、その結果を学校に連絡するとともに、県へ速やかにその内容を連絡する。

2 応急復旧

市及び県は、学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

第3項 応急教育の実施

市、県及び学校等の設置者等は、原子力災害により、学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を収容していても、できるだけ早く授業再開ができるよう努める。

1 応急教育の実施場所

- (1) 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校
- (2) 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
- (3) 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設

(4) 第4順位 応急仮校舎の建設

2 応急教育の方法

- (1) 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。
- (2) 教職員を動員し、授業再開に努める。
- (3) 応急教育の再開時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。
- (4) 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。
- (5) 生徒等の在校時及び登下校時の安全確保に努める。

3 教職員の確保

市、県及び学校等の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等による教職員の確保に努める。

4 学用品の調達、給与

(1) 教科書

ア 県は、被災のため補給を要する教科書については、災害救助法に基づく給与であると否とを問わず、教科書名、被害冊数等を学校ごとに調査し、県全体分をまとめ、補給を要すると認められる教科書の冊数等を教科書特約供給所に指示する。

また、このことを文部科学省に対し、報告する。

イ 災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害により教科書をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して行うものであり、生徒等の学習に支障を生じないよう迅速に行う。

(2) 教科書以外の学用品

災害救助法が適用された地域で、住家の被害により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む）に対して、必要な学用品を支給する。

（支給の対象となる学用品）

ア 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、ワークブック等）で教育委員会に届け出又は承認を受けているもの

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

ウ 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

5 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、市又は県、私立の学校等の設置者等と連絡をとり、必要な措置を講じる。

学校給食センターが避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い、給食の実施に努める。

6 保健衛生の確保

学校等は、市、県と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

第4項 被災生徒等への支援

市は、高校生の被災状況を把握した場合は、速やかに県に報告する。県は、原子力災害により学費の支弁が困難であると認める場合は、県立高校の授業料、入学者選抜手数料、入学手数料及び聴講手数料の全部若しくは一部を免除し、又は、育英資金貸付制度に基づき育英資金を貸し付ける。

第5項 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全を確認したうえで、避難所を開設し、学校の防災組織体制の役割分担により予め指定された職員が、地域市民等の避難収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

収容場所の開設順序としては、体育館→特別教室→普通教室の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市とともに、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

原子力災害対策特別措置法第15条第4項に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心としているが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときの対応については、本節に準ずるものとする。

第1項 放射性物質による汚染の除去等

市は、県、国、原子力事業者、その他防災関係機関及び市民と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、農用地、森林等の対象の中から人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除去する等、妊産婦や子ども等に十分配慮する。

原子力事業者は、県、市町に、除染等に必要な防災資機材を貸与するとともに、県及び市町からの要請に基づき原子力防災要員を派遣する。

● 除染の実施

県、市町、その他の防災関係機関及び市民は、避難のため立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、主に市町における除染を対象として、国が策定した「除染関係ガイドライン」を参考とし、国や原子力事業者とも連携のうえ、以下のとおり実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

- 1 線量が比較的高い地域については、表土の削り取り、建物の洗浄、道路側溝等の清掃、枝打ち及び落葉除去等、子どもの生活環境の除染等を行う。線量が比較的低い地域についても、周辺に比して高線量を示す箇所があることから、子どもの生活環境を中心とした対応を行う。
- 2 水による洗浄以外の方法で除去できる放射性物質は可能な限りあらかじめ除去する等、排水による流出先への影響を極力避けるよう配慮する。また、土壌の除去を実施する際は、削り取る土壌の厚さを必要最小限度にする等、除去土壌の発生抑制に配慮する。
- 3 除染実施の際は、飛散流出防止の措置、悪臭・騒音・振動の防止等の措置、除去土壌の量等の記録等、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必

要な措置をとる。

- 4 除染の実施前後において環境放射線モニタリングを行い、効果の確認を行うとともに、除染を実施した場所が再度放射性物質に汚染される場合に備え、除染実施後においても必要に応じて定期的な環境放射線モニタリングを実施する。

第2項 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市は、県、国並びに原子力事業者等と連携して、原子力災害及び除染等に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物の処理を実施する。

市及び県は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一般的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食物や農林蓄水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、市民等へ周知徹底する。放射性物質の付着した廃棄物の量・運搬先等の記録、周辺市民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市及び県は、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し、放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第3項 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断等を踏まえて、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林蓄水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を市町及び防災関係機関に指示するとともに、解除の実施状況を把握する。

市は、緊急時モニタリング等による調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会緊急事態応急対策調査委員の判断又は県からの指示等を踏まえて、関係機関に解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

第4項 環境放射線モニタリングの実施と結果公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、関係機関及び原子力事業者と協力して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を速やかに公表する。

原子力事業者は、県からの要請に基づいて、環境放射線モニタリングに必要な防災資機材を貸し付けるとともに、原子力防災要員を派遣する。

市は、県が実施する環境放射線モニタリングに協力する。

第5項 災害地域市民に係る記録等の作成および相談窓口の設置等

市及び県は、影響調査を実施するとともに、応急対策の措置状況等を記録する。

1 影響調査の実施

県及び国は、必要に応じ、農林蓄水産業等の受けた影響について調査する。

市は、必要に応じ庁舎等に相談窓口を設置し、市民が受けた影響について調査する。

2 災害対策措置状況の記録

市及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第6項 風評被害等の影響の軽減

市、県、及び国は、原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林蓄水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を実施する。

広報活動を実施するにあたっては、外国語でも広報を行う等、国外からの風評被害の影響にも留意する。

県は、農林蓄水産業、地場産業の商品、輸出品等について、必要な場合には、放射性物質汚染検査の実施、証明書の発行等の対応を実施する。

第7項 被災中小企業等に対する支援

県は、国と連携して、必要に応じ被災商工業者の復旧を図るため、必要な設備資金、運転資金の円滑な調達を図る。

市は、県及び国と連携して、必要に応じ農林蓄水産業者又は農林蓄水産業が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図る。

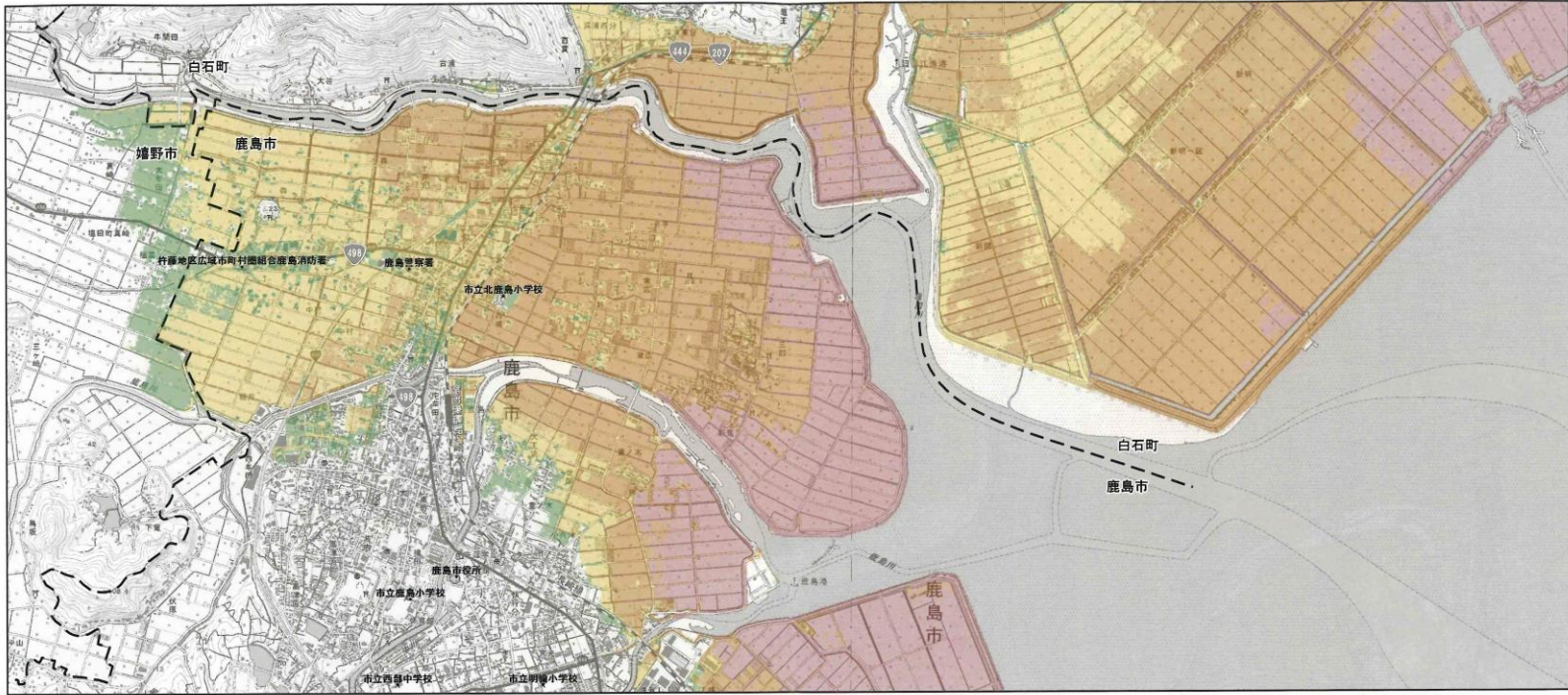
また、被災農林蓄水産業者及び中小企業等に対する援助、助成措置について、被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第8項 心身の健康相談活動

市、県、国、県医師会及び関係郡市医師会は、市民に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

市は、県、国及び防災関係機関の協力を得て、市民の被ばく線量を把握するよう努めるとともに、市民を対象として、必要に応じ長時間にわたる健康調査を実施する。
なお、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子ども等について、十分配慮する。

佐賀県津波浸水想定 市町村別 『 鹿島市 』（23/38）

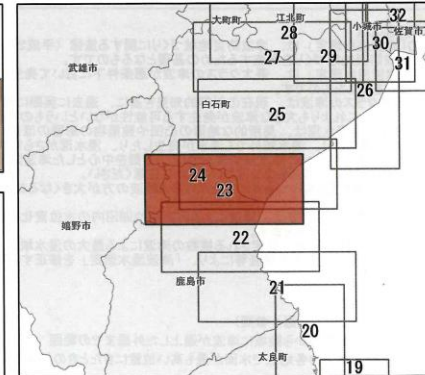
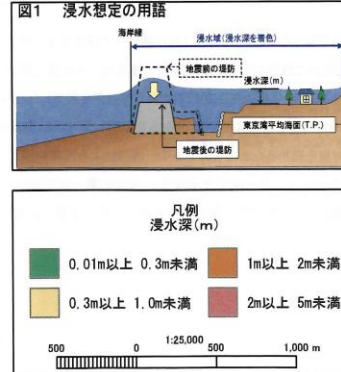


- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したものです。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凸凹や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害や被害の発生範囲を決定するものではありませんことにご注意ください。
 - 津波は繰り返し襲ってきて、あとから来る津波の方が大きくなることもあるため、浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる場所もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していませんが、津波の遡上等により、実際には水位が変化することがあります。
 - この浸水想定図は、想定される複数の津波による最大の浸水域、浸水深を表したものです。
 - 今後、最新の知見や精査等により、「津波浸水想定」を修正する可能性があります。

【用語の解説】

浸水想定について（図1参照）

- 浸水域：海岸線から陸地に津波が遡上した外縁までの範囲
- 浸水深：陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さ



この地図は、国土院院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 〇〇〇〇)

平成27年3月作成